

今治明德短期大学 研究紀要

第28集

目次

現代の結婚とジェンダー.....赤澤淳子.....	1
短期大学生が好む服の色と生活・服装・高齢者意識の関連について…伊藤敏乃.....	15
幼児のためのリトミック音楽活動に関するアプローチ —ジャック＝ダルクロズによる34のリズムの要素との比較検討を通して—小池美知子.....	25
幼稚園における自閉症児担当保育者のための実技研修の効果の検討重成久美.....	35
空襲下における愛媛の学校現場.....野口学.....	47
愛媛県における介護休業等介護支援制度の特徴と今後の方向性 —地域福祉の視点からの介護支援体制構築を目指して—濱島淑恵・赤澤淳子・三吉愛子.....	59
朝食習慣と健康のかかわり(短大生の健康状態調査の結果から)原映子・河野弘美・阿部清子・伊藤敏乃.....	73
介護福祉士養成における入学時基礎学力および生活能力調査の実施について矢野茂子・原映子・濱島淑恵・峯本眞貴子・真鍋誠子.....	85
福祉専門資格取得者の就労.....横山未知.....	93
四国八十八ヶ所の霊験その他の不思議現象について—心霊科学的検討と考察—渡部英機.....	107

平成16年3月

今治明德短期大学

現代の結婚とジェンダー

赤澤 淳子

1. はじめに

わが国において主流を占める結婚形態が大きく変化したのは、1965～1970年頃である。見合い結婚と恋愛結婚の比率が逆転したのである。戦前には、件数中の約7割を占めた見合い結婚の件数は戦後減少の一途を辿り、1995年以降は全体の1割弱となったのとは対照的に、恋愛結婚の件数は上昇し、1965～1970年頃の比率逆転の後も上昇し続け、遂には約9割を占めるに至っている。戦前の「家」制度の下では、個人の意志より家の存続が重視され、親や親戚の意向に添った見合い結婚が主流であったが、現在では個人の意志に沿った相手を選択するという恋愛結婚が大多数となっている。

恋愛結婚に対する一般的イメージは、「規範に拘束されず、個人の自由な選択による結婚」であろう。しかしながら、古来の数多の文学作品等を繙く迄もなく明らかであるのは、恋愛が本来、反秩序的で非生産的・消費的な性質を帯びていることである。柳原(1991)の指摘によるなら、生産性を重視する近代においては、恋愛を結婚制度の中に取り込み、「自由な恋愛」と「幸せな結婚」という概念の予定調和的結合により、「恋愛結婚」という制度が創出されたのであった。「恋愛結婚」は、近代工業化社会に適合した、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業に即した家族再生産の制度として機能しているのである。

近年、制度としての結婚は揺らぎ始め、晩婚化・未婚化が急速に進行しているという。この現象を生み出す社会的背景としては、女性の教育期間の延伸、著しい社会進出、価値観の多様化等、様々な要因が挙げられている。しかし、制度の揺らぎが、果たして、実際に、性別役割を前提とした結婚のあり方自体を変化させ、新しい結婚のあり方を生んでいるのか。本稿では、現代社会における結婚の実態を検証し、ジェンダーという視点から検討してみたい。

2. 結婚に対する意識

近年、晩婚化・未婚化が進んでいると言われているが、男女の結婚に対する意識はどのように変化しているのだろうか。

国立社会保障・人口問題研究所による第12回出生動向基本調査(2002)(今後この調査を基本調査(2002)と称する)によると、「いずれ結婚するつもり」であると回答している未婚の男女の比率は、年々僅かずつ減少しつつあるものの、現在でも約9割を占める反面、男女ともに、「一生結婚するつもりはない」という未婚者は1割未満に止まっている(Table 1)。つまり、未婚の男女ともに、いずれは結婚しようとする者が大多数であり、結婚したくないという男女が増加していることはとは言えないのである。

【 男 性 】		第8回調査 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)
生涯の結婚意思						
いずれ結婚するつもり		95.9 %	91.8	90.0	85.9	87.0
一生結婚するつもりはない		2.3	4.5	4.9	6.3	5.4
不 詳		1.8	3.7	5.1	7.8	7.7
総 数 (18～34歳) (標 本 数)		100.0 % (2,732)	100.0 (3,299)	100.0 (4,215)	100.0 (3,982)	100.0 (3,897)
【 女 性 】		第8回調査 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)	第12回 (2002年)
生涯の結婚意思						
いずれ結婚するつもり		94.2 %	92.9	90.2	89.1	88.3
一生結婚するつもりはない		4.1	4.6	5.2	4.9	5.0
不 詳		1.7	2.5	4.6	6.0	6.7
総 数 (18～34歳) (標 本 数)		100.0 % (2,110)	100.0 (2,605)	100.0 (3,647)	100.0 (3,612)	100.0 (3,494)

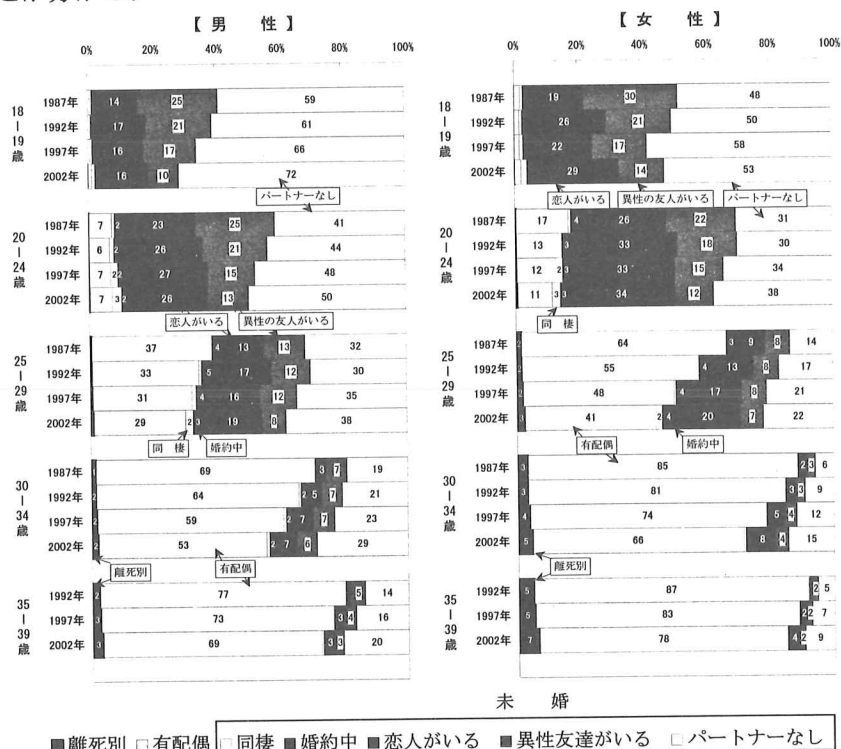
設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。」

1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない

注：対象は18～34歳未婚者。

Table 1 調査別にみた、未婚者の生涯の結婚意思
(出所：人口問題研究所 2002 第12回出生動向基本調査)

婚を意識しない恋愛を楽しむ若者が増えていると言われているが、年齢階級別にパートナーシップを概観すると、多くの者がある年齢までには、特定のパートナーを持ち、結婚に至っていることが分かる。



注：国勢調査から推定される本調査各年次の配偶関係(未婚・有配偶・離死別)構成と、本調査から得られる未婚者の交際状況から各年齢層でのパートナーシップの状況を推定したもの。1987年、35～39歳は調査結果なし。図中の数値はパーセンテージ

Figure 1 年齢階級別にみた、パートナーシップ構成の変化
(出所：人口問題研究所 2002 第12回出生動向基本調査)

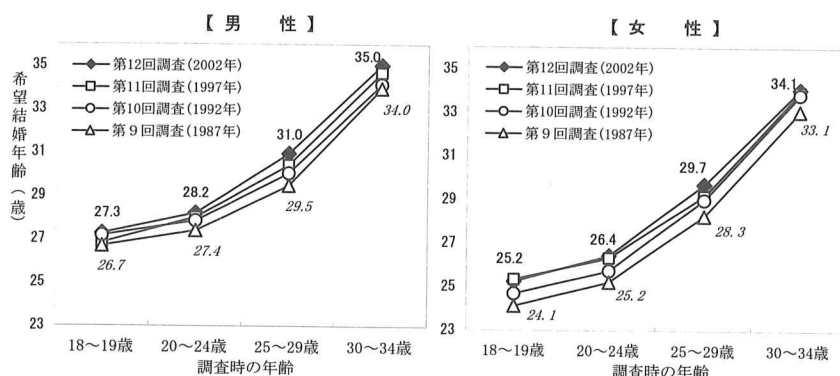
上記の結果は、結婚という制度は、嘗てのような「せねばならないもの」という規範的・強迫的な意味を持つには至らないものの、完全に崩壊したわけではないことを示している。また、晩婚化は先進諸国に共通した現象であるが、欧州と比較すると日本の晩婚化のペースは遅く、先進諸国の中でも婚姻率は低くないのである（柏木、2003）。となると、男女ともに単に結婚を先延ばしにするという「結婚モラトリアム」が増加したということなのであろうか。

ところで、女性において、早く結婚したいか否かを左右する決定要因として、父親の家事参加が指摘されている（清水・遠藤、2004）。「小学生の頃、父親が家事や子育てに協力的であったかどうか」という質問に対し、「一生結婚するつもりはない」と回答した未婚女性の52%が、「家事も子育ても母親任せだった」と回答している一方、「家事も子育ても協力的だった」と回答した未婚女性の36%が早く結婚したいと答えており、「一生結婚するつもりはない」と回答した女性は僅か4%であった。すなわち、親の結婚生活のあり方が、娘の結婚観にも影響を及ぼしているのである。

現在、夫婦のあり方は、「男は仕事、女は家庭」という形態から、「男は仕事、女は仕事も家庭も」に変化している。女性がフルタイムで就業している場合にも、夫の家事参与時間は非常に少ない。母親が仕事も家事も引き受け悪戦苦闘する姿を見て育った娘は、自らも陥りかねないその状況の先延ばしを図って「結婚モラトリアム」という手段を講じ、それが更に、男性の結婚にも影響を与えている可能性がある。

3. 結婚に関する年齢

「結婚モラトリアム」者の増加は、初婚年齢にも影響を及ぼす。Figure 2は、調査・年齢階級別に見た、希望する結婚年齢の分布であるが、いずれの年齢階級においても希望結婚年齢は年を追うごとに上昇している。また、希望年齢だけでなく、実際に結婚した夫婦の初婚年齢に関する調査結果においても、平均初婚年齢は年々上昇していることが明らかになっている。特に、平均初婚年齢の上昇は、男性より女性において顕著に見られる¹⁾。



注：対象は「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者。図中の数字は第9回調査(斜体)および第12回調査による未婚者の平均希望結婚年齢。18~34歳未婚者の平均希望年齢は、第9回(男性28.4、女性25.6)、第10回(男性28.9、女性26.5)、第11回(男性29.3、女性27.4)、第12回(男性29.8、女性28.1)。

Figure 2 調査・年齢階級別に見た、希望する結婚年齢の分布
(出所：人口問題研究所 2002 第12回出生動向基本調査)

換言するなら、結婚はするが、結婚年齢に関しては、往昔のような所謂「結婚適齢期」には固執しない考えの男女が増えている。基本調査(2002)で、性別を問わず「ある程度の年齢までには結婚するつもり」の比率が漸減するのと反比例するかのように上昇しているのが、「理想的な相手が見つかるまでは、結婚しなくてもかまわない」の比率であることは、その何よりの証左である。男女ともに、結婚する年齢には、従来ほどは拘泥しなくなっているのである。その一方で、結婚相手に希望する年齢に関しては、男女差が看取され、従来の伝統的な性別役割を反映した現象が見られる。渡邊(1998)は、女性は自分の希望結婚年齢より一定年齢上の男性を希望するのに対し、男性では自分の希望年齢が30歳を超えていても所謂「適齢期」の女性を希望する傾向があると指摘している。渡邊が指摘した現象は、近年変化しつつあり、基本調査(2002)では、30歳を超えた男性において、徐々に結婚相手に望む年齢が上昇している。しかし、男性が自分よりやや年下を望み、女性が自分よりやや年上を望む傾向は未だ顕著である。

結婚相手に望む年齢の男女差は、何を示しているのか。近代以前の「家」重視の時代には、結婚において「家」の跡取りを残すことが重視されていた。そして、生物学的観点から言えば、若い女性の方が、妊娠・出産において有利であることから、若い女性を配偶者として歓迎することが考えられる。

また、近代以降の性別役割分業社会においても、結婚が女性の永久就職であるとの通念が支配的であったとするなら、家庭に入る妻にとっては同年齢の男性より年かさの男性の方が、収入や職業的地位が相対的に高く、結婚相手としてふさわしかったと考えられる。女性にとって、結婚は地位の移動を惹起する格好の機会でもあった。夫の収入等は、結婚後の自分の生活の質を決定するため、より高収入を求める結果、夫が年上となる。しかし、女性も職業を持つことが当たり前となった現代においても、結婚において男女の年齢差があることは、上記のような性別役割分業を前提とした固定観念が根強く残存していることを示していると思われる。

東・小倉(1995)は、勢力資源の点から、結婚相手に望む年齢の男女差を説明している。彼らは、女性の勢力活用における特徴の一つとして、「女性の勢力活用は、女性に開かれた関係勢力²⁾に向けて集中的かつ制度的に展開されている」ことを挙げている。女性が男性のように地位を獲得しても、それは女性の勢力とはならず幸福にも繋がらない。女性が幸福を得るために活用可能な唯一の資源は、肉体的魅力であり、それを効率よく活用するために、女性は①性の供給を制限し、②資源の高騰期に売り、③強い購買欲求を持った顧客に売る。東らによると、女性の資源である若さや美貌や性的魅力が薄れる40歳頃に、男性は逆に社会的地位を確立し、報酬勢力の資源が保証されるので、女性はこのズレを計算に入れて、自分より年上の結婚相手を選ぶと指摘している。

しかし、上述のように、男女の年齢差は年々縮小しつつある。結婚における男女の年齢差の縮小は、夫と妻の関係をより平等にする可能性が高い(柏木、2003)。配偶者の年齢において、夫が妻より年上でなければならないという固定観念が払拭された時、社会は固定的な性別役割分業体制から男女共同参画社会へと移行するのかもしれない。

4. 結婚相手（配偶者）の選択

いずれは結婚するにしても、理想的な相手との邂逅が実現する迄は独身を続けると公言する男女は多い。結婚に関する社会的規範が希薄化する中、結婚において個人の選択が重視されるようになってきているのである。では、未婚の男女は、どのような結婚相手を選択しようとしているのであろうか。

Burgessら(1971)は、結婚相手選択においては、親の管理下に進められる状況と当事者自身の手によって進められる状況があると指摘している。前者は、昔の日本のような形態一見合い結婚を指しており、相手の選択に関して、社会的・経済的要因が重視される。後者は現在の恋愛結婚における状況を示しており、近親性、類似性、理想、両親のイメージ、人柄が重視される。Burgess によると、自分が育った家庭環境や両親のイメージが理想の伴侶のイメージや個人の嗜好に影響を及ぼすという。

現代社会の若者は、自由に伴侶を選択し、恋愛を享受しているかに見える。しかし、Burgessの指摘のように、結婚相手の選択に関しては、自分が育った社会、家族、親のイメージが深く関与する可能性がある。家族や夫婦の形態も多様化しつつある現代社会においても、幸福な家族像の典型は、夫が外で働き、妻が家庭を守り育児に携わる近代家族像が根強い。そして、その家族像が、結婚の意味や結婚相手の選択にも影響を及ぼしている可能性は否定できない。

Buss & Barnes(1986)の指摘によれば、結婚相手の選択に関して、相手に望む特性が男女共通の場合と、男女によって異なる場合がある。Buss によると、前者は、親切で理解があり、積極的で知的という特性であり、後者は、男性が女性に望むのが魅力的な容姿であるのに対し、女性が男性に望むのは、大学卒で経済力のあることであった。Kenrick & Tronto(1989)においても同様の結果が示されており、男性は自分より年下で容姿の優れたパートナーを求め、女性は自分より年上の経済力のあるパートナーを求めるのである。

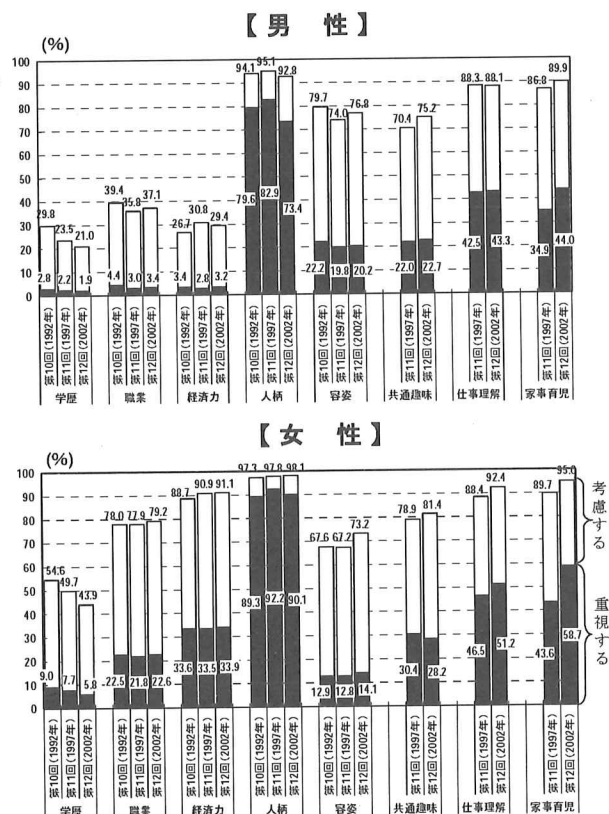
山田(1996)は、男女による結婚の意味の違いが、結婚相手選択における男女差に影響を及ぼすと指摘している。山田は、男女にとって結婚の意味は異なり、男性にとっては「イベント（出来事）」、女性にとっては「生まれ変わり」であるとする。つまり、男性にとって結婚は、あくまでも人生のコースの一通過点に過ぎず、それによって自分の人生が一変するとは考えていないので、勢い望む結婚相手の条件も「自分の人生のコースを邪魔しない女性」ということになる結果、男性は自分より年下で、収入や学歴が自分より下の女性を選ぶ。一方、女性の方は、結婚する相手の職業、経済、家族の状況等によって、自分の人生のコースの修正を余儀なくされる可能性があるため、同じ生まれ変わるなら現在より上を目指すのは理の赴くところ当然であり、その結果、育児のために一旦自分が仕事を辞めても、十分に余裕ある生活ができるよう、年上で経済力のある男性を選択しようとする。

山田は、結婚の意味の違いを男女のアイデンティティー（存在証明）という側面から説明する。男性は、自分が自分である理由を社会的役割に求めることが多く、それは結婚によっても揺るがない。女性の方も、社会的役割にアイデンティティーを見出す人は多くなってきたはいるが、「～の妻」「～の母」というように家庭内役割にアイデンティティーを求める場合がいまだに多い。そのアイデンティティーは、結婚や伴侶に応じて激変し、「生まれ変わらされる」ことを覚悟しなければならないと山田は指摘している。

上記の先行研究から、長期にわたって定着してきた近代家族像に応じて、男女がアイデンティティを各々家庭内外の領域に置いており、それが男女における結婚の意味を規定し、さらには結婚相手の選択にも差異を生じさせていることが示唆された。

それでは、家族形態が多様化しつつある現代社会において、若者の結婚相手の条件も変化しているのだろうか。基本調査(2002)によると、現代の若者の結婚相手の条件として重視する項目は、男女ともに「人柄」、「家事・育児に対する能力や姿勢」、「自分の仕事に対する理解と協力」の順になっている。これらの項目を見ると、男女ともに家庭内外の仕事を分担する上で必要な特性を条件として選択するようになってきていることが窺われる。特に、女性において、「経済力」より「自分の仕事に対する理解と協力」や「家事・育児に対する能力や姿勢」を重視（および考慮）する割合が高くなっていることは、女性が家庭と仕事を両立させることを前提として、結婚相手の条件を選択するようになってきていることを示している。白水(2002)が指摘するように、日本女性の結婚相手を選ぶ基準は、バブル期の3高（高学歴、高収入、高身長）から、最近では3C（Comfortable, Communicative, Cooperative: 十分な収入、相互理解、家事に協力的）に変化してきているようである。

しかし、上位3項目に続く項目を見ると、明らかに条件に男女差も示されている。女性では「経済力」、「職業」等が重視（及び考慮）されているのに対し、男性では「容姿」が重視されているのである（Figure 3）。



注：対象は「いずれ結婚するつもり」と答えた18～34歳未婚者。数字は「重視する」と答えた者の割合（グラフ中腹）、および「重視する」と「考慮する」と答えた者の合計（グラフ上部）

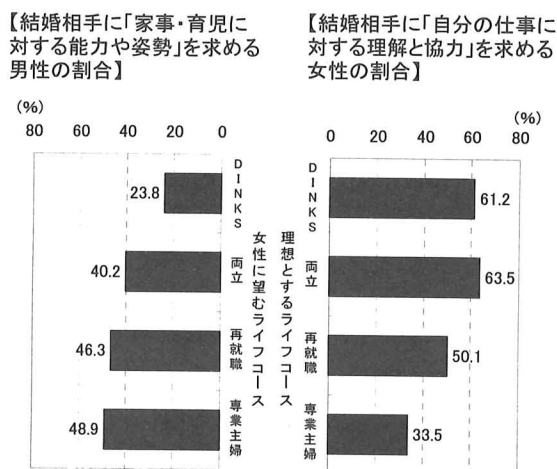
Figure 3 調査別にみた、結婚相手の条件（「重視する」及び「考慮する」回答割合）
（出所：人口問題研究所 2002 第12回出生動向基本調査）

3位以降の条件を見ると、相変わらず「男は仕事、女は家庭」という伝統的な性別役割分業観を反映した特性が選択されていることが分かる。Parsons & Bales(1956)は、職場など家庭外の社会への適応と課題遂行に関わる役割を「道具性」、家族の維持等にかかわる感情表出的役割を「表出性」と称し、前者を男性役割、後者を女性役割であると述べた。また、柏木(1972)によると、青年が認知する望ましい男性の特性は「知性」と「行動力」、女性に望ましい特性は「美と従順」であるということだ。彼らが示した男女の役割や特性は、性別役割分業に基づく、近代以降の産業社会に適合的であるとされている。

結婚相手の条件は、社会のあり方を大きく反映しているといえよう。白水(2002)は、社会主義国であり、男女がともに社会で働くことが自明とされている中国の結婚相手の選択基準について、日本と比較検討している³⁾。白水によると、日本女性は結婚相手の男性の条件として経済力を重視しており、日本男性との差が著しいが、中国の女性においてはさほど重視されておらず、男女差もない。また、容姿を、日本では男女ともに重視するが、中国では男性の方がやや強い関心を示すものの日本ほどではない。しかし、男女平等と言われている中国においてもジェンダーの非対称性が僅かに見られ、職業（社会的成功）に関しては、女性は男性と比べ重視している。このような結果は、中国社会においてはジェンダー・バイアスが日本社会ほど顕著でないことを示している。

また、結婚相手選択の条件は、自分自身や結婚相手に望むライフコースによっても異なっている。結婚相手の女性のライフコースとして専業主婦を望む男性では、結婚相手の条件として、「家事・育児に対する能力や姿勢」を重視する割合が高く、将来仕事と家事の両立を望む女性では、結婚相手に「仕事に対する理解と協力」を望む割合が高くなっている。また、将来希望する子どもの数と結婚相手に求める条件との間にも関連が見られ、子どもを多く持ちたい女性ほど、結婚相手に「家事・育児に対する能力や姿勢」や「仕事に対する理解と協力」を重視する割合が高くなっている（Figure 4）。

結婚相手の条件は、社会や家族のあり方を反映しているだけでなく、個人が将来どのようなライフコースを望んでいるのか、また結婚相手にいかなるライフコースを望んでいるのかによっても異なることが判明した。よって、それらの組み合わせが合致した時には、結婚後の生活も順調に進む可能性が高いと思われるが、それらにずれが生じた時には、結婚生活における不満感が高まると予想される。



注：対象は「いずれ結婚するつもり」と答えた18～34歳未婚者。

Figure 4 「家事・育児」「仕事への理解」を重視する割合
(出所：人口問題研究所 2002 第12回出生動向基本調査)

5. 結婚のメリット・デメリット

結婚が個人の選択によって決定されるということは、結婚により生活がどのように変動するかの判断が個々人に委ねられることを含意する。結婚前より結婚後の方が自分にとって利点が多いか否かが、結婚に踏み切る契機となるのは当然と言えよう。

1960年代にBeckerが提唱した「結婚の経済学」では、結婚の利点として、①夫婦間での分業、②規模の経済性、③公共財として利点の3点が挙げられていた。①は、市場労働での生産と家事労働の生産のうち、得意分野を夫婦が分担することである。また、②は、一人よりも二人で家計資本財を共有できる経済のことである。さらに、③は、二人で時間を共有することで得られる満足や子どもの成長等をさす。

この利点が、いまや利点としての意味をなさず、その目減りは特に女性にとって顕著であると、柏木（2003）は指摘する。かつて、結婚は「永久就職」といわれ、女性に経済的な安定をもたらす意味を持っていたが、社会進出にともない女性も経済力を有するようになったため、結婚の経済的利点は縮小を余儀なくされることになった。

また、現代の性別役割分業を見ると、「男は仕事、女は家庭」から「男は仕事、女は家庭も仕事も」に変化しており、この状況は結婚の得失を女性に強く意識させ、女性を一層結婚から遠ざけることに拍車をかけていると予測される。

男性に関する結婚の利点としては、身の回りの世話をしてもらえる、性の安定等が挙げられよう。しかし、前者に関しては、外食産業の普及、家電製品の導入等により、家族と生活していない独身の男性においても食事や洗濯等に困らなくなっている。また、後者に関しても、性の自由化も進んでいる昨今、婚前交渉は当然のこととして社会にも受け入れられてきており、性交渉は結婚とは関係なく行われるようになっている。したがって、男性における結婚の利点も縮小していると言えよう。

ニッセイ基礎研究所による「結婚に関する市民意識調査」(1998)によると、結婚のイメージには、マイナス面とプラス面が共存している (Table 2)。前者としては、「精神的な安定が得られる」「子どもを育てる喜びが得られる」などがあり、一方、後者としては、「自分の好きなことができなくなる」「仕事に支障が出る」などがある。

男女差の顕著な項目は、プラス面では「経済的な安定が得られる」であり、女性は男性より肯定的な意見を持っている。マイナス面では、「仕事に支障が出る」であり、これも女性は男性より肯定意見が多い。同調査では、結婚に対して持つイメージは、女性は男性より強い形で、プラスとマイナスが共存していると指摘されている。

(%)				
因子	項目	計	男性	女性
社会性	社会的信用が高まる	62.8	63.3	62.3
	社会人としての自覚ができる	60.4	66.0	56.8
	子どもを育てる喜びを得られる	79.9	80.2	79.8
	結婚することで親が安心する	78.3	76.6	79.4
	責任が重くなる	82.2	89.0	77.9
制約性	自分の好きなことができなくなる	48.2	49.0	48.0
	仕事に支障が出る	27.2	8.7	38.8
	結婚に夢が持てない	16.9	13.5	19.2
安定性	精神的な安定が得られる	89.0	87.3	90.1
	経済的な安定が得られる	54.7	34.6	67.3

- (注) 1. 調査においては12項目をあげ、それを主成分分析によりグルーピングし、上位3因子を掲載。
2. 「非常にそう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合。

Table 2 結婚に対する考え

(出所：ニッセイ基礎研究所 1998 結婚に関する市民意識調査)

結婚の利点は、結婚前後の生活を比較しても意識される。女性においては、プラスがマイナス以上に強くなった時に、結婚を決意する可能性が高い。同調査では、結婚前後の生活の変化についても検討されている (Figure 5)。経済的ゆとりを見ると、男女ともに「ゆとりが低下」したと回答した者が50%強である。家事負担に関しては、男性では結婚前より負担が軽減され、女性では負担が増加している。この結果は、結婚に伴い、女性は経済的ゆとりが減少するだけでなく家事負担も増加することを示しており、女性においては結婚による損失が大きいと認識されやすいことが窺われる。

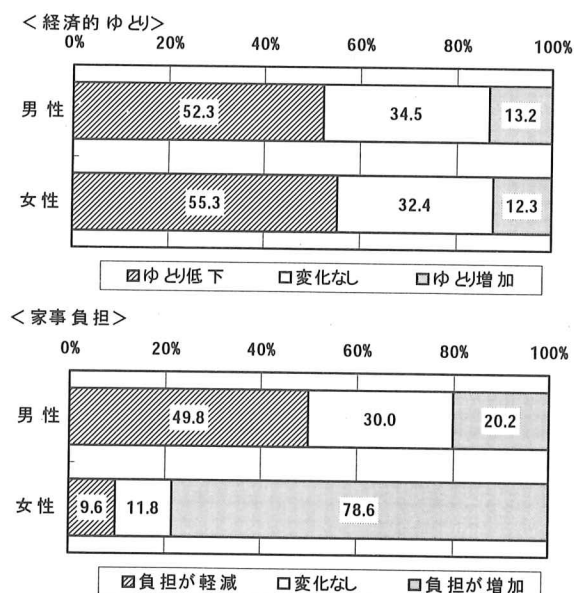


Figure 5 結婚前後の生活の変化 (有配偶について)

(出所：ニッセイ基礎研究所 1998 結婚に関する市民意識調査)

以上、特に女性において結婚による損失が強く意識されることが、女性の結婚への動機付けを低減させていることが窺われる。阿藤(1994)は、女性が結婚制度を容認しつつも、結婚を遷延する理由として、女性にとっての結婚生活自体の魅力低下を挙げている。今日の結婚や家族の状況に対して、女性の不満が高くなっているというのである。例えば、結婚後の妻の改姓、伝統的性別役割分業（男は仕事、女は家庭）、三世同居等の旧来の結婚・家族のあり方に対して、女性は男性に比し否定的であるか、あるいは少なくとも肯定度が低い。一方、恋愛至上主義、夫の家事分担等の新しい家族のあり方については、女性は男性より肯定的である。しかも、皆婚慣行の是認、性別役割分業、夫の家事分担については、高学歴者ほど男女差が大きい。このような状況は、個人特に女性の意識の変化に、現在の結婚制度が適合していないことを示している。

6. おわりに

本稿において、現代社会における結婚の実態を検証した結果、結婚のあり方は今変化の途上にあるものの、未だに、近代工業化社会における労働力再生産体制に合致した形態であった性別役割分業体制に基づく家族が再生産されていることも否みがたいことが明らかとなった。結婚相手の条件や年齢に反映されたジェンダー差の存在はそれを雄弁に物語っている。個人の価値観の多様化が進展する速度と、社会のあり方や結婚後の生活は伝統的性別役割分業体制を前提にした社会のあり方や結婚生活の変貌の速度には、落差があり、伝統的性別役割分業体制の影響は、結婚制度から容易に払拭できない。それが特に女性の結婚の遷延を助長しているのである。

結婚は個人の問題であるが、このままの勢いで晩婚化・未婚化が急速に進捗すれば、少子化に拍車がかかり、大きな社会問題にもなる可能性が高い。そこで、本稿を締めくくりに当たり、晩婚化・少子化に歯止めを掛け、両性の真の平等を確立するために幾つかの提言を試みたく思う。

第一に、ジェンダー・フリー教育の必要性である。これにより、性差にとらわれることなく、個人の価値観に合わせた多様な結婚のあり方を認め、実践することが可能になる。現代における結婚相手の条件には、未婚男性の「保守性」と未婚女性の「甘え」が見られる(渡邊, 1998)。建前として男女平等を唱えながら、男性は依然として結婚相手になる女性に家事・子育て能力を強く望み、女性においても結婚相手の男性の家事・子育て参画を強く望みながら、その一方で男性の経済力を当てにするという甘えが見られる。比較的自由に恋愛している若者においても、「結婚」を意識し始めると性別役割に沿う行動を取るという報告もある(赤澤, 1998)。

人間は、生まれる社会を誕生前から選択できない。そして、一端生まれ落ちれば、否応なしに所属を余儀なくされる社会で社会化されていく他ないのである。性別役割分業を前提とした家庭が大半である日本社会においては性の型付けが自然に行われ、一方、男女がともに職業的自立を果たすことが当然とされる中国のような社会では、自ずと男女が家庭内外の仕事に平等に参画するようになる。

もし、幼い頃から、ジェンダー・フリー教育が受けられれば、自分が所属する社会のあり方を学んだ上で、自分の生き方を自主的に選択する能力が身に付く、或いは少なくとも

その可能性が高まると思われる。この教育は、生物学的性を完全否定し、身体測定もトイレも男女の区別を設けない教育と通俗的には解されがちであるが、これが謬見であることは敢えて指摘する迄もあるまい。それは、ジェンダーによる二分法的に固定した性の扱いをやめて、男女ともにより多様な生き方を可能にすることを意味する用語である（岩上、2003）。例えば、ジェンダーによる固定的な役割の存在を学んだ上で、女性が女性的役割を自主的に選択するのであれば、ジェンダー・フリーに反するものではない。この教育を受けることにより個人が変化すれば、社会もジェンダー・フリーへと変化し、性別役割分業に拘泥しない新しい結婚のあり方が生まれるのではないだろうか。

第二の提言は、婚前カウンセリングの勧めである。結婚する男女においては、結婚前に結婚後の生活に関することを、十分に話し合うことが必要である。門野(1995)は、配偶者選択過程と結婚生活との関係について検討した結果、婚前に結婚後の生活設計に関して相談することと、結婚満足度の重要な指標となる結婚生活への期待の実現度とが深く関連していることを明らかにした。また、夫婦においても、話し合いによらない暗黙の了解よりも、話し合いによる合意の方が、夫婦関係満足度が高い傾向にあると指摘している。

育ってきた環境や価値観が異なる男女が、結婚を契機に共同生活を送ることになる。何の話し合いもなく結婚した場合、夫婦間の結婚観や生活観の齟齬は、結婚生活に大きな歪みを招来しかねない。近藤(1995)は、結婚後に生じる様々な問題の発生予防上、婚前カウンセリングが有効であると指摘している。これにより、両者の特性の違いを認識し、問題が発生したときに話し合いができる意思疎通能力を育成し、生じる可能性の高い問題の予測が可能になる。結婚生活の適応度を高めるには、婚前の課題達成が必要なのである。

第三の提言は、多様なニーズに応え得る社会保障制度の確立である。従来、女性の社会進出に伴い、雇用場面で男女平等推進のための「男女雇用機会均等法」、就労と育児・介護の両立を推進するための「育児・介護休業法」、男女が社会の対等な構成員として、家庭内外の活動に参加できる社会を実現するための「男女共同参画社会基本法」など、様々な法制度の整備が進められてきた。たしかに、法制度の整備は社会を変化させていると言えるが、未だ不十分な点もある。例えば、育児・介護休業法が事業所に義務づけられ休業取得は以前より容易になったが、取得者の大部分は女性であり、経済的支援への不満度が高く、また女子再雇用制度を設けている事業所はかなり少ない（赤澤・長尾・濱島、2001）。制度はできても、基本的には性別役割分業を前提としたあり方には、大きな変化が看取できない現状であろう。

江原(1994)は、未婚率増大の背景には、女性が現代日本の現実を強く忌避しているにも拘わらず、それに替わる新しい結婚イメージ構築を阻止する現代日本の社会状況があると指摘している。従来の制度は、女性の社会進出や、就労と子育ての両立を目的とし、それらは一定の成果を得たものと思われる。しかし、これらの制度は一方で、女性に就労と家事と子育てを一手に担わせる状況も生みだしており、先述したようにそれが女性の結婚離れを助長している。今必要なのは、結婚時に男女が家事専従を選択しようと、就労との両立を選択しようと、個々人が主体的に選択したライフコースに対応できる社会保障制度である。例えば、子育て期における男性の育児参画、性差を問わない家庭内外の領域への往来等を可能にする社会保障制度である。

昨今未婚化が進んでいるだけでなく、離婚率も確実に高まっており、結婚を遷延するだ

けでなく、一旦構築された関係が脆弱化しているという現状が見える。社会の価値観が大きく変化している中で結婚の意味も変化している。先の基本調査(2002)では「精神的安らぎの場が得られる」「子どもや家族をもてる」など、結婚のメリットについても報告されている。結婚を良い状態で維持できるか否かは、既にそれ以前の段階における教育や課題の達成、社会状況の変革に左右されているのではないだろうか。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所による「第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査の結果概要」によると、1987年の調査では、男性の初婚年齢28.2歳、女性の平均初婚年齢25.3歳であったが、2002年の調査では男性28.5歳、女性26.8歳となっていた。
- 2) 東らによると、ここで言う関係勢力とは、憎体的魅力や美貌あるいはかよわさに魅かれて、彼女と関係性をもつためなら何でもしてやろうと男性に思わせることで、男性をコントロールする能力のことを指している。
- 3) 1993年に行われた中国政法大学法律学部17～23歳男女大学生2430名を対象に行ったアンケート調査結果。

参考文献

- 赤澤淳子 1998 恋愛後期における性別役割行動の研究 今治明德短期大学研究紀要, 22, 47-63.
- 赤澤淳子・長尾愛子・濱島淑恵 2001 事業所調査(第5章) 報告書「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの取り組みに関する調査」 えひめ地域福祉研究会・今治明德短期大学 23-84.
- 阿藤誠 1994 未婚化・晩婚化の進展—その動向と背景 家族社会学研究, 6, 5-17.
- Bass, D.M. & Barnes, M. 1986 Preferences in Human mate selection. *Journal of Personality and Social Psychology*, 50, 559-570.
- Burgess, E.W., Locke, H.J., & Thomes, M.M. 1971 The Family Canada: Van Nostrand Reinhold Ltd.
- 江原由美子 1994 結婚しないかもしれない症候群 家族社会学研究, 6, 37-44.
- 岩上真珠 2003 ライフコースとジェンダーで読む家族 有斐閣
- 門野里栄子 1995 夫婦間の話し合いと夫婦関係満足度 家族社会学研究, 7, 57-67.
- 柏木恵子 1972 青年期における性役割の認知Ⅱ 教育心理学研究, 20, 48-59.
- 柏木恵子 2003 家族心理学 東京大学出版会
- Kenrick, D.T. & Trosto, M.R. 1989 A reproductive exchange model of heterosexual relationships: Putting proximate economics in ultimate perspective. In C.Hendrick(ed.) *Close relationships* Newbury Park, CA:Sage. 92-118.
- 国立社会保障・人口問題研究所 2002 第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 (<http://www.ipss.go.jp>)
- 近藤裕 1995 婚前の課題—配偶者選択と婚前カウンセリング 平木典子(編) 講座家族心理学 2 夫と妻 金子書房 3-24.
- ニッセイ基礎研究所 1998 結婚に関する市民意識調査(<http://www.nli-research.co.jp/report/life/li9808.html>)
- Parsons, T., & Bales, R.F. 1956 *Family: Socialization and interaction process*. London: Routledge and Kegan Paul.
- 清水優子・遠藤和行 2004 結婚難時代 毎日新聞(2004/1/6)
- 白水紀子 2002 現代中国女性群像 アジア遊学, 43, 4-21.
- 渡邊吉利 1998 配偶者選択—その条件の男女差 現代のエスプリ, 336, 186-192.
- 山田昌弘 1996 結婚の社会学 丸善
- 柳原佳子 1991 男と女のラビリンス 中野秀一郎(編) ソシオロジー事始め 有斐閣 52-53.

Marriage System and Gender Role in the Presentday Japan

Junko AKAZAWA

Summary

The system of marriage in Japan is said to have been based on the division of labor in view of gender role, although it is suffering a great change. This study aims to investigate whether this is the case, namely how and to what degree the traditional gender role is changing the Japanese system of marriage.

The analyses of the marital opinion poll showed us that there still were great differences in view of gender role especially in mate selection and mate's age; to put it more concretely, good looks and youthfulness were more highly valued in choosing mates by males than females, but on the other hand such qualities as good financial prospects and high occupational status were more attractive to females than males. And females seemed to feel demerits more strongly than males, because females bore household work more than males. In short, the traditional gender role has still a great effect on actual marital system and may cause females especially to hesitate and postpone marriage, and then it may compel males to postpone marriage.

To make marriage lives happier, people should go through gender free education from their early childhood and should be given more opportunities of counseling as for the process of mate selection. Needed more urgently than anything else is the flexible social welfare security system which can keep up with various choices of way of life in both sexes.

Key Words : Japanese marriage system, gender role, division of labor by gender

短期大学生が好む服の色と生活・服装・高齢者意識の関連について

伊 藤 敏 乃

1. 緒論

服装は人に着用者の考え方や行動の情報を与え、着用者は無意識のうちに服装により自身の意識を表現している¹⁾。同様に服の色は着用者の情報や意識を人に表し、時には着用者の心身に影響を与える場合もある。染料の高品質化により我々は多彩な色の衣服を着用することが可能になり、いろいろな色を楽しんでいる。色の好き嫌いには年齢差、性差、地域差、ライフスタイル、パーソナリティ、流行²⁾ などいろいろな要因が係わっている。

服の色についての意識は、若者は色にこだわり、統一性やシンプル性を考慮し、無難な色を使っている³⁾、女子学生の好む服装の色は黒、グレー、青系である⁴⁾ と報告されている。学業終了前後には無彩色を好む人が多いとされる。無彩色は社会的にリクルートスーツの色（黒、灰色）としての評価がある。高齢者の意識は若者より服色で季節感を表現し、T・P・Oをわきまえ、配色には気を配り、若者同様に服装意識は高く積極的な衣生活を送ろうとしている⁵⁾、高齢者自身が着たい色は暖色の赤、ピンク、紫である⁶⁾ との報告がある。施設入所高齢者については筆者らの調査で、鈍い色、浅い色を好む⁷⁾ との調査結果を得ている。高齢者世代では年齢よりもライフスタイル、パーソナリティの違いにより、好む服の色に違いがあるといえる。

学生の服装にあらわれる社会への適応意識が高齢者評価に関わっており、服装への意識が高い学生が高齢者福祉の関心度も高いと認められ、服装意識を高めることが学生の高齢者の理解を深めるに関連がある⁸⁾ と前回報告した。

本研究は学生の服装意識のうち服の色への意識をを取り上げ、学生の用いる服の色と生活・服装・高齢者意識との関連を検討することにより、服の色に表される学生自身の意識を知り、学生の高齢者理解を高めることを意図したものである。今回は介護関連の講義を受講している学生を対象とした。

2. 研究方法

調査対象 今治市に位置する短期大学で介護関連の講座を受講している 男子37人、女子87人、合計124人である。

調査方法 質問紙により調査し、その場で回収した。

調査時期 2002年7月

調査内容 服の色意識と、生活・服装・高齢者意識である。

服の色に関しては、学生が自身の服の色として用いたい色・用いたくない色、学生が高齢者の服の色としてのぞむ色・のぞまない色を、49色のカラーサンプルより順に3色選択を得、そのうち第1位の色を資料とした。49色のカラーサンプルは日本色彩事業株式会社配色カード104aから選び、4種類のトーン別（vivid（さえた色）、pale（薄い色）、dull

(鈍い色), light (浅い色)) に12色相 (R, r0, y0, Y, YG, G, BG, gB, B, pB, P, RP)、と無彩色の W, Gy5.5, Bk である。

生活意識に関する内容は社会性、他人意識など7項目、服装意識に関する項目は自己表現、色彩、社会性、他人意識、流行など24項目、高齢者への意識は高齢者との交わり方、関心度など5項目の合計36項目である。各々の項目に対し「そう思う」「ややそう思う」「あまり思わない」「そう思わない」の4段階尺度で回答を得、4～1の評点を与えて資料とし、単純集計、クロス集計、有意差検定を行い、各項目の関連、有意性について詳しく検討した。

3. 結果及び考察

(1) 対象者の属性

調査対象者の年齢別内訳を表1に示す。

10代が34.2%を占め、10代と20代を合わせると全体の86.9%となる。

表 1 調査対象者の属性

年齢	男性 (37)	女性 (87)	合計 (124)
18歳	10 (8.1)	23 (18.5)	33 (26.6)
19歳	2 (1.6)	19 (15.3)	21 (16.9)
20歳	7 (5.6)	17 (13.7)	24 (19.4)
21歳	2 (1.6)	3 (2.4)	5 (4.0)
22歳	2 (1.6)	1 (0.8)	3 (2.4)
23歳	1 (0.8)	2 (1.6)	3 (2.4)
24歳	2 (1.6)	1 (0.8)	3 (2.4)
25歳	4 (3.2)	0 (0)	4 (3.2)
26歳	0 (0)	2 (1.6)	2 (1.6)
27歳	1 (0.8)	6 (4.8)	7 (5.6)
28歳	1 (0.8)	1 (0.8)	2 (1.6)
30歳代	4 (3.2)	6 (4.8)	10 (8.1)
40歳代	0 (0)	3 (2.4)	3 (2.4)
50歳代	1 (0.8)	2 (1.6)	3 (2.4)
60歳代	0 (0)	1 (0.8)	1 (0.8)
30歳未満合計	32 (25.8)	75 (60.5)	107 (86.3)

(2) 学生の用いたい服の色による対象者の検討

学生が服に用いたい色、用いたくない色を図1と図2に表す。

トーン別では、学生は服に用いたい色として無彩色、有彩色のさえた色、薄い色、鈍い色、浅い色の順に選び、用いたくない色として有彩色の薄い色、鈍い色、浅い色を多数選んでいる。服に用いたい色のトーンは用いたくない色のトーンに比べ特徴的で、類型化しやすいと認められる。そこで服に用いたい色をもとに、無彩色を好む群、有彩色のさえた色を好む群、有彩色のさえた色以外の色を好む群の3群に分け、年齢別に図3に示す。

図3を検討すると、学生が服に用いたい色は10歳代、20歳代では無彩色を好む人が多く、30歳前と後では服の色への意識差が認められ、今回は全対象者のうち30歳未満の学生107人（男子32人、女子75人）を資料とすることとした。

図1 学生が用いたい色

図2 学生が用いたくない色

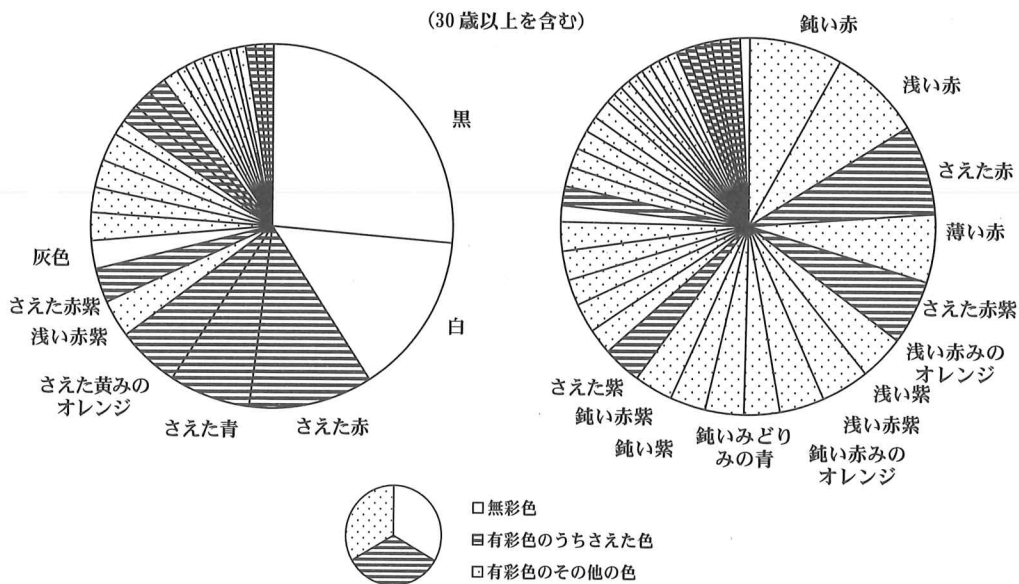
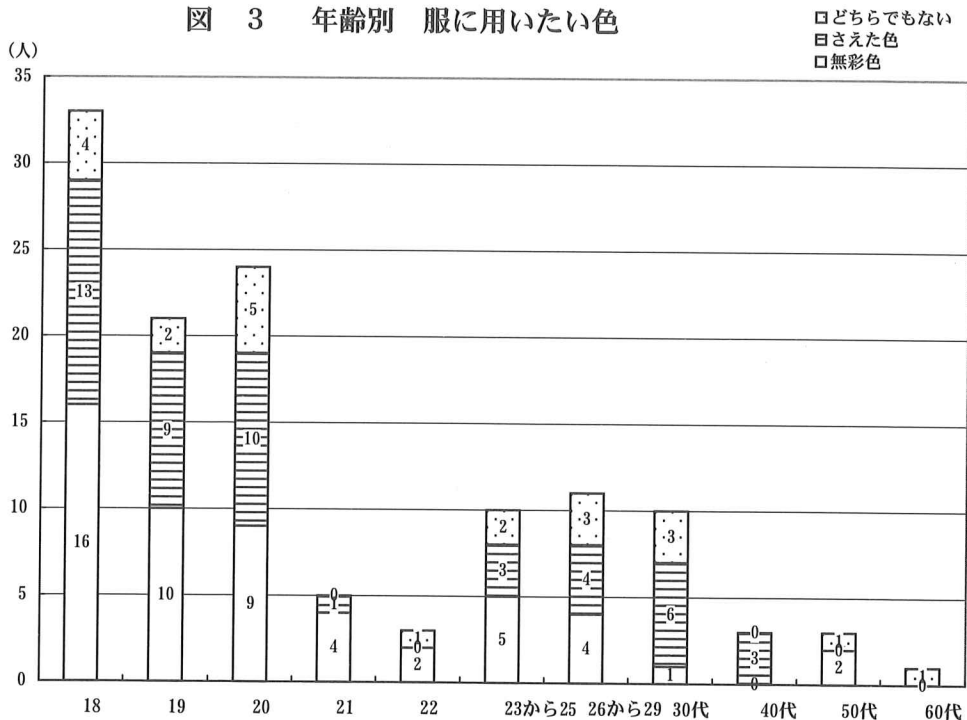


図3 年齢別 服に用いたい色



(3) 学生が服に用いたい色

107 人の対象者が服に用いたい色を 3 群に分け、表 2 に示す。

無彩色を好む群 50 人 (46.7%)、有彩色のさえた色を好む群 40 人 (37.4%)、有彩色のさえた色以外の色を好む群 17 人 (15.9%) である。色は黒 (31 人) が多く全体の 1/4 以上、次に白 (16 人)、さえた色の赤 (12 人)、さえた色の青 (8 人)、残りは他の色に分散している。

対象学生は服の色として同世代が好むとされる黒、白、青を好んでいるといえる。

表 2 学生が服に用いたい色の内訳

無彩色		さえた色		その他の色		人 (%)
黒	31	さえた赤	12	浅い赤紫	3	3
白	16	さえた青	8	薄い黄	3	3
灰色	3	さえた黄みのだいたい	4	浅い青緑	2	2
		さえた黄	3	浅い赤	2	2
		さえた緑	3	鈍い青緑	1	1
		さえた赤みのだいたい	2	鈍い緑みの青	1	1
		さえた緑みの青	2	鈍い青	1	1
		さえた紫	2	浅い黄	1	1
		さえた赤紫	2	浅い緑	1	1
		さえた青緑	1	浅い緑みの青	1	1
		さえた青紫	1	薄い青緑	1	1
50 (46.7)		40 (37.4)		17 (15.9)		

(4) 男女別にみる服色に関する意識

服の色への男女間の意識差を知るため、服装意識項目のうち色についての 11 項目に、t 検定を用いて、男女間の有意差を検討した (図 4 に示す)。また学生が服に用いたい色・用いたくない色、学生が高齢者の服にのぞむ色・のぞまない色の男女別割合を図 5、図 6、図 7、図 8 に示す。

「衣服を組み合わせるとき配色を重視している」「バックや帽子や靴の色にも気を配っている」「家具やカーテンなどのインテリアの配色にも気をつけている」の項目で女子の意識が高い。「どんな色も抵抗なく着用している」の項目のみ男子の意識が高い。男女とも目立つ色、流行の色、多彩な色の服を着用する意識は低い。

学生が服の色として用いたい色は、3 群別で男女とも無彩色を多く選び、続いてさえた色を選んでいる。黒が多く、続いて白、さえた赤となっている。服に用いたくない色では選んだ色にばらつきがあり、男女とも赤みの色相をあげ、男子が浅い赤、さえた赤など、女子が鈍い赤、さえた赤、さえた赤紫、薄い紫、鈍い紫、薄い赤などをあげている。男女間に若干トーンの差が認められる。高齢者の服にのぞむ色はカラーサンプル 49 色中 40 色が選ばれ、高齢者にのぞむ色は個々の学生で異なっているといえる。その中で幾分多く望まれた色は、男子がさえた黄みのだいたい、鈍い赤、女子が白、鈍い黄緑、さえた紫、浅い赤、鈍い赤である。高齢者の服にのぞまない色は男女ともさえた赤、黒をあげ、3 群別でみるとさえた色と無彩色が多い。学生の服に用いたい色と高齢者にのぞまない色について男女間の χ^2 検定を行った結果、有意差は認められない。

女子は服装全体の色や T・P・O に合った服の配色を考え、住生活の色にも気を配り、色の配色に関する意識が高い。多彩な色の着用を楽しむ意識は男女とも低く、女子は

男子に比べ特定の色の着用に抵抗があると思われる。服に用いたい色と高齢者に望まない色は、男女とも黒とさえた赤を多く選び男女間の意識差は少ない。学生が用いたい色と高齢者に望まない色は類似しているが、学生は用いたい色を高齢者に望まないのではなく、各色への固定意識を持っていると思われる。学生が高齢者の服に望む色は多様であり、高齢者への意識の違いが感じられる。

図 4 男女別 色への意識

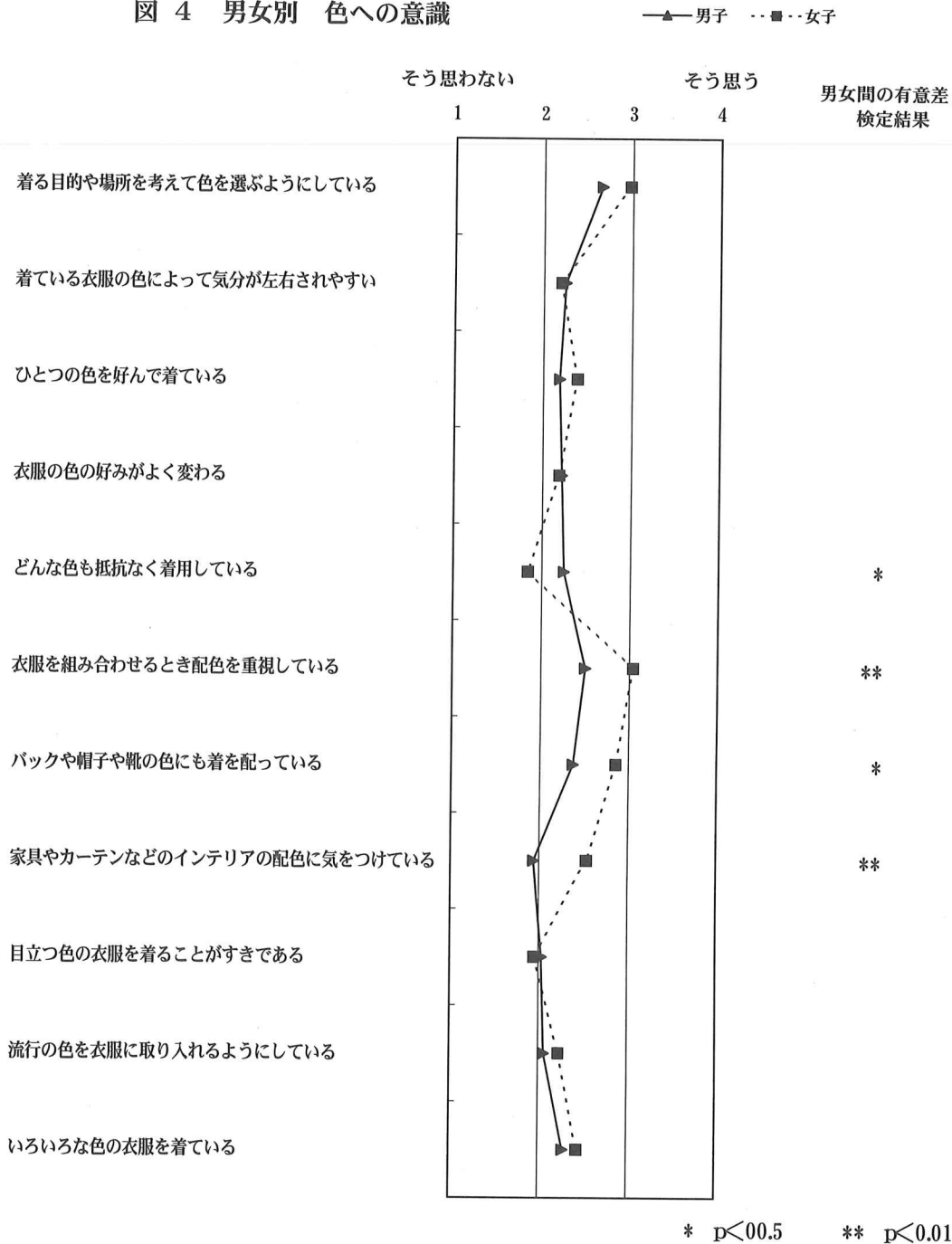


図5 学生が用いたい色

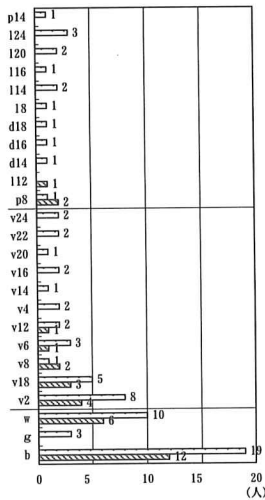


図6 学生が用いたくない色

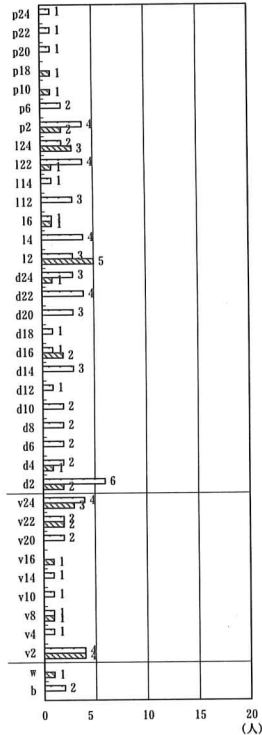


図7 高齢者にのぞむ色

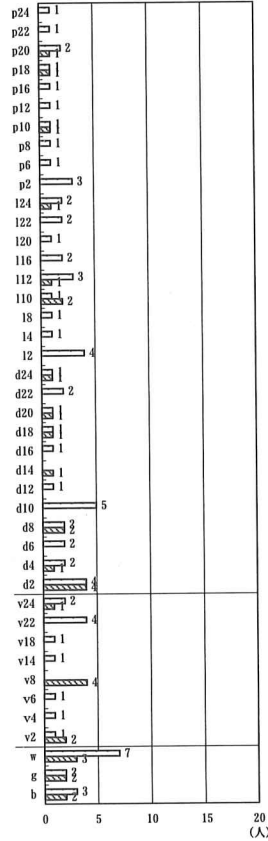
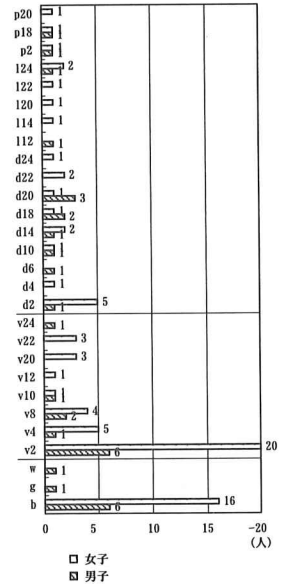


図8 高齢者にのぞまない色



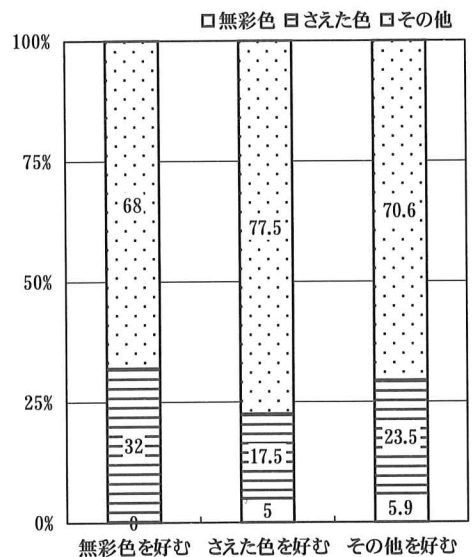
(5) 学生が服に用いたい色のタイプ別、服に用いたくない色、高齢者の服にのぞむ色・のぞまない色の分類

学生が服に用いたい色の3群（無彩色を好む群・有彩色のさえた色を好む群・有彩色のその他の色を好む群）をもとに、学生が服に用いたくない色、学生の高齢者の服にのぞむ色・のぞまない色の3項目について、3群間の検討を試みた。結果を図9、図10、図11に示す。

学生が用いたくない色、学生が高齢者の服にのぞむ色・のぞまない色の各項目で3群間の有意差が認められないが、高齢者の服にのぞまない色の項目では無彩色を好む群とさえた色を好む2群間に有意差が認められる。無彩色を好む群の方が高齢者の服の色として無彩色やさえた色を望んでいない。

無彩色を好む群・有彩色のさえた色を好む

図9 タイプ別 学生が服に用いたくない色



群・有彩色のその他の色を好む群の3群とも、用いたくない服の色、高齢者の服としてのぞむ色に同様の意識を持っているが、自身の服に用いたい色として無彩色を選んだ学生の方が高齢者に無彩色やさえた色を望んでいない割合が高く、さえた色を服に用いたい学生の方が高齢者が積極的な色を着用することへの抵抗が少ない。

図 10 タイプ別 学生が高齢者の服にのぞむ色

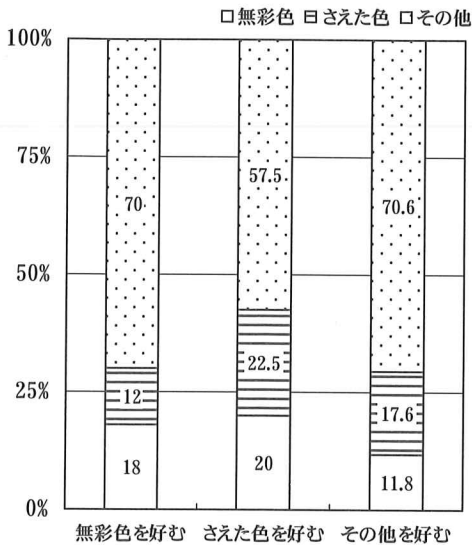
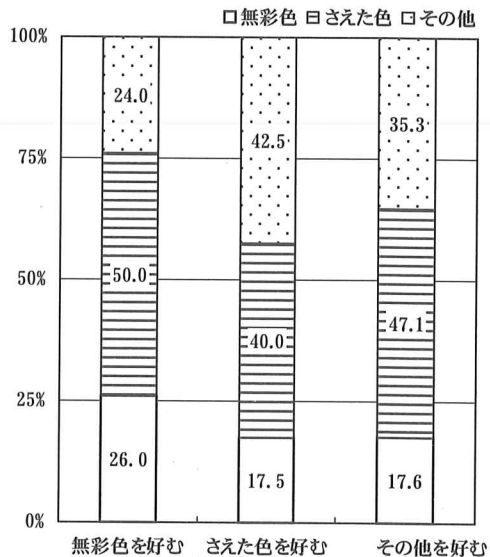


図 11 タイプ別 学生が高齢者の服にのぞまない色



2群間の χ^2 検定 * $p < 0.05$

(6) 学生が服に用いたい色と生活・服装・高齢者意識との関連

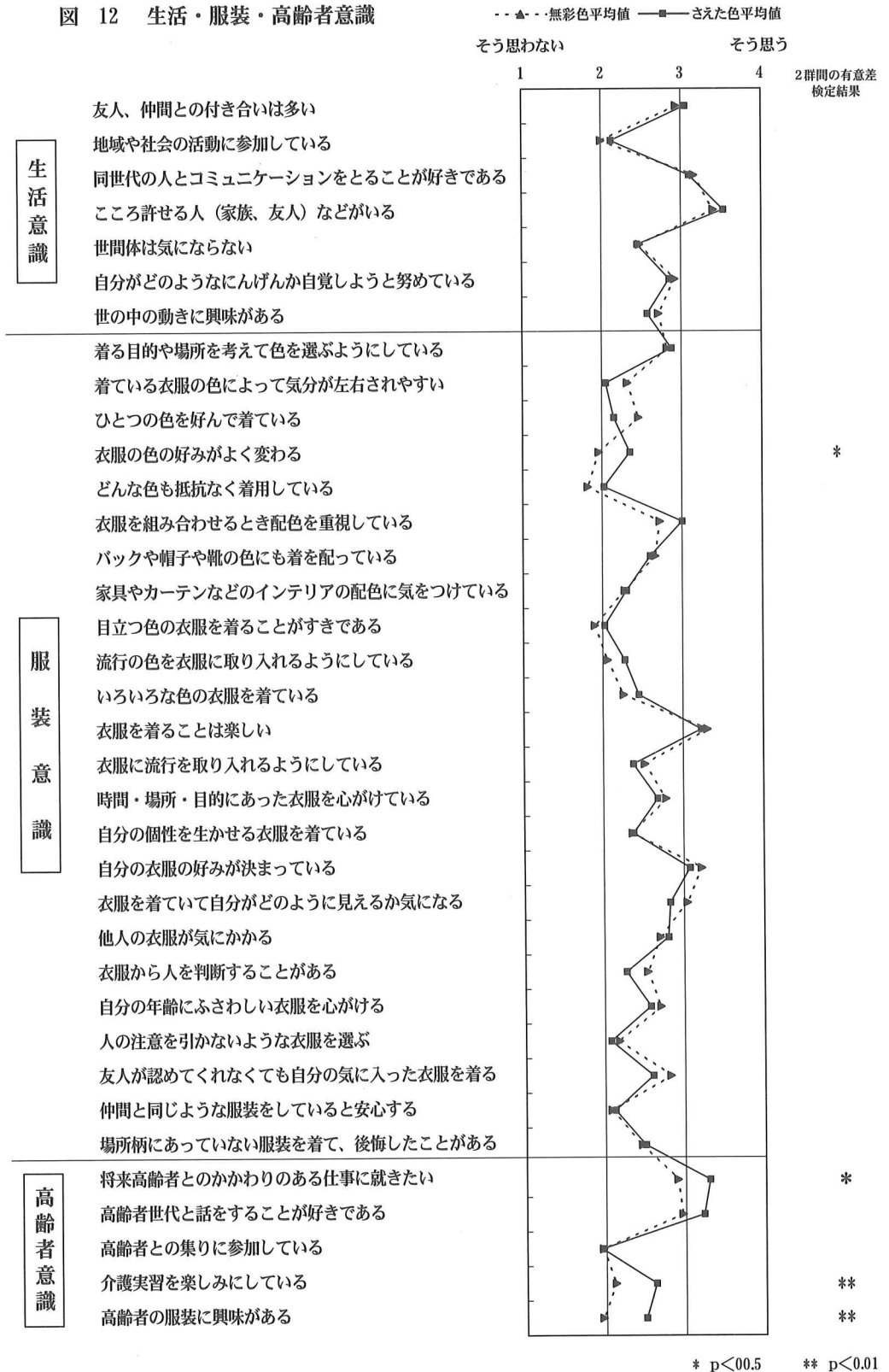
学生が服に用いたい色と学生の生活・服装・高齢者意識の関連を探るため、高齢者の服装にのぞまない色で有意差の認められた、無彩色を用いたい群とさえた色を用いたい群の2群間で、生活・服装・高齢者意識の36項目にt検定を行い、結果を図12に示す。

生活・服装意識では両群ともに「同世代の人とコミュニケーションをとることが好き」「心を許せる人がある」「衣服を着ることは楽しい」「自分の衣服の好みが決まっている」の意識が高い。2群間の有意差が認められたのは31項目中「衣服の色の好みがよく変わる」の1項目である。

高齢者意識では「高齢者とののかかわりのある職業に就きたい」「高齢者世代と話をすることが好きである」の意識が高い。また「高齢者とののかかわりのある職業に就きたい」「介護実習を楽しみにしている」「高齢者の服装に興味がある」の3項目で2群間の有意差が認められる。

いろいろな色への関心はさえた色を好む群の方が高いが、生活・服装意識は両群とも、ほぼ同様の意識を持っているといえる。高齢者への意識では、さえた色を好む群が無彩色を好む群に比べ、高齢者との関わりを積極的に持とうとしていることが認められる。

図 12 生活・服装・高齢者意識



4. 要約・結論

本研究は介護関連の講座を受講している短期大学生の服の色と生活・服装・高齢者意識との関係をさぐることを目的とした。結果は次のとおりである。

1. 本学の30歳未満の学生が多く選んだ服に用いたい色は、男女とも無彩色の黒、白、有彩色のさえた赤、さえた青であった。
2. 学生が高齢者の服にのぞまない色は、男女ともさえた赤、黒であった。
3. 学生が服に用いたくない色、高齢者の服に望む色は特定の色ではなく、多種の色であった。
4. 女子学生の方が男子学生に比べ、服の色・生活の色の配色を重視する。
5. 自身の服に無彩色を用いたい学生は、さえた色を用いたい学生に比べ、高齢者に無彩色、さえた色の着用を望んでいない。
6. 自身の服にさえた色を用いたい学生は、無彩色を用いたい学生に比べ、高齢者との関わりを持つ仕事に関心があり、介護実習を楽しみにしている。

服の色への意識は流行、規範、経済など社会的要因や自身の気分、体調などの内面的要因などに左右されるが、本学の女子学生は服装全体の配色に気を付け、衣生活及び生活全体の中で色の配色を重視する意識が高いといえる。男女とも多彩な色を着用する意識は低い、自身の服にさえた色を用いたい学生の方が、無彩色を用いたい学生に比べ、高齢者福祉に関心があり、高齢者福祉に積極的に関わる意識が高いことが認められた。色の選択には個性があり、自己表現方法でもあるが、服の色と人との係わりには関係が認められ、色彩意識が高くさえた色を積極的に衣生活に採り入れたい学生は、積極的な生き方を望んでいることが明らかになった。

終わりに本研究をまとめるにあたり諸先生方からご助言を賜り、とくに真鍋誠子先生、中西南先生よりご助言とご協力を賜りましたことに深く感謝いたします。また、質問紙調査にご協力をいただいた学生の皆様に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 高木修・大坊郁夫・神山進 被服と化粧の社会心理学 北大路書房 (1998)
- 2) 東京商工会議所 カラーコーディネーション 中央経済社 (2002)
- 3) 鮎田崎子・寶利亜希子 若者の色彩意識と着装行動の関連—男子・女子大学生の場合愛媛大学教育学部紀要 第I部 教育科学 第47巻 第2号 (2001)
- 4) 伊賀正恵・尾崎正弘 高齢時に対する服装観について 名古屋女子大学紀要 第46巻 (1999)
- 5) 鮎田崎子・山本美寿紀 高齢者の色彩意識と着装行動に関する研究 愛媛大学教育学部紀要 第1部 教育科学 第48巻 第1号 (2001)
- 6) 小田巻淑子・小林茂雄 高年女性の服装に対する意識と好ましさ—3世代間の比較—日本家政学会第50大会研究発表要旨集 (1998)
- 7) 真鍋誠子・中西南・伊藤敏乃 服装に色に関する意識調査 —介護学生と施設利用者を比較して— 今治明德短期大学研究紀要 第27集 (2003)
- 8) 伊藤敏乃 短期大学生による高齢者服装評価 (2) 今治明德短期大学研究紀要 第26集 (2002)

幼児のためのリトミック音楽活動に関するアプローチ ージャック＝ダルクローズによる34のリズムの要素との比較検討を通してー

小 池 美知子

I はじめに

筆者は、平成7年よりこれまでの間、地域における幼稚園、4園において、保育内容としてのリトミック音楽活動の指導実践をしてきた。その内容の一部は、全国大学音楽教育学会研究紀要第8号⁽¹⁾に掲載したが、それ以降、活動内容についての検討は行っていない。本研究は、平成10年～15年の指導内容について、『音楽教育メソッドの比較⁽²⁾』に掲げられている【ジャック＝ダルクローズによる34のリズムの要素⁽³⁾】と比較し検討することを目的とする。

II ジャック＝ダルクローズによる34のリズムの要素

以下に、【34のリズムの要素】を列挙したい。

- (1) 時間ー空間ーエネルギーー重さーバランス
- (2) 規則的な拍ーはっきりした形式(クルーシスの、メタクルーシスの、アナクスーシス的な性格)
- (3) テンポ
- (4) テンポのニュアンス(アッチェレランドとリタルダンド)
- (5) ダイナミックス(エネルギーと重さの度合い)
- (6) ダイナミックスのニュアンス(クレッシェンド、ディミニユエンド、スビト・ピアノ、スビト・フォルテ)
- (7) アーティキュレーション(スタッカート、レガート、ポルタメント／アタック、開放、持続／ヴィブラートなどの可能性)
- (8) アクセント(メトリック、アゴーギグ、ダイナミック、トニック(音高によって作られる)、オーナメンタル、ハーモニック)
- (9) 小節(拍子)(単純、直線的／複合、曲線的)
- (10) 休止(活動的無音、無音の性質)
- (11) 音価(付加によって作り出される長さの変化)
- (12) 分割(Subdivision)
- (13) パターン
- (14) 内在する拍(Intrinsic Beat)
- (15) フレージング(Phrasing)
- (16) 一声部の音楽(単旋律)における形式(One voice forms)(動機・フレーズ・楽段・主題・主題と変奏・唱歌または舞踏形式)
- (17) 縮小(Diminution)

- (18) 拡大 (Augmentation)
- (19) リズムの対位法 (Rhythmic Counterpoint)
- (20) シンコペーション (Syncopation) (遅延と先取による)
- (21) 一声部における形式／伴奏付 (One-Voice Form with accompaniment) (オスティナート、対位法的伴奏付)
- (22) 対位法的な形式 (オスティナートを使用した音の積み重ね、オスティナートの伴奏と変奏、シャコンヌ、パッサカリア・中世とバロックの舞曲とその変奏)
- (23) カノン (Canon) (休止のあるカノン、継続的なカノン)
- (24) フーガ (Fugue)
- (25) 補足リズム (Complementary Rhythms)
- (26) 不等小節 (Unequal Measure)
- (27) 不等拍 (Unequal Beats)
- (28) 不等小節と不等拍 (Unequal Measure and Unequal Beats)
- (29) 複合拍節 (Polymetric)
- (30) ポリリズム (Polyrhythms)
- (31) ヘミオラ (Hemiola)
- (32) リズミック・トランスフォーメーション (Rhythmic Transformation)
- (33) 12 の分割 (Division of Twelve)
- (34) ルバート (Rubato)

Ⅲ リズムの要素別にみるリトミック指導の実践内容および検討

リトミック指導において、リズムは中心的課題である。リストを見ると、リズムの要素は実に多岐に渡っていることが分かる。R. エイブラムソンによると「リストは、学習の特定の順序を示すものではない。このリストにあるどんな要素からでも、子供、ティーンエイジャー、大人のそれぞれに合った学習経験を作ることができるし、また作るべきである。⁽⁴⁾」と述べられているものの、音楽的難易度の高い要素も含まれており、幼児のリトミックにおいては上記に挙げた全ての項目を経験させることは不可能である。しかし、項目の内容によって、彼らの発達段階に応じた活動を経験させることは十分可能である。幼児の発達を鑑みれば、リストの(1)～(6)を中心に指導がなされるべきではないかと考えられる。幼児期にまず経験させたいことは、日常生活において無意識に行われる様々な動きを、意識的に知覚していくことである。身体を取り巻く空間およびその空間の様々な動き方を意識し体感していくことが、ジャック＝ダルクローズの云う「良いリズム」への発露であろう。次いで、音楽の鼓動であり時間を推し進める拍を、身体全体で知覚したり、さらには、様々なテンポおよび速度のニュアンス、音楽における強弱およびそのニュアンスを経験したりすることである。これらを踏まえた上で、実際に筆者が実践した平成10年～15年までの指導内容が、リズムの要素のどの項目にどのように対比しているのかを検討するために、要素別に分類することとした。

平成10年～15年の3、4、5歳児別の指導案に基づいて、その指導内容を要素に照らし合わせ分類すると、以下ようになった。

(1) 時間-空間-エネルギー-重さ-バランス

空間

- ・全員で手を繋ぎ円形になる。繋いだ手を離さないようにし、思い思いに手を揺さ振ったり、引っ張ったりしながら円の形を自在に変えて波を表現する。
- ・カラーロープを用い、床に思い思いの形を作ったり、床に落としてできる形を身体で表現したりする。
- ・フープを用い、思い思いに動きを作ったり、ポーズしたりする。提示された音楽に合わせて動き、音楽が止まると思い思いのポーズをする。
- ・「木と風」3人～4人組になる。一人は、布を身体に掛けて思い思いにポーズし、木になる。もう一人はスカーフを持ち、風になる。残りの幼児は手指に鈴をつけ、風の音になる。ピアノが鳴っている間は、自由に風になって走る。ピアノが止まると風も止まる。
- ・ピアノの音高やスライド笛の音高を聞き分け、身体の高さを高くしたり低くしたりしながら表現する。

時間-空間

- ・手指を使って、空中に想像の「魔法の紐」を長くあるいは短く引く。指導者が提示するトライアングルの長短の音に合わせて同様に行く。
- ・「ブームワッカー」ピアノの音の長短を、ブームワッカーの動きで表す。長い音は空中に長い線を引き、短い音は自分の身体の様々な場所にコンタクトさせる。
- ・直径50cmボールを用い、指導者が上に放り投げたボールをキャッチした時、手を叩く、あるいは床についた時、手を叩く。(ボールを上げたり、ついたりする距離を変える)

時間-空間-エネルギー

- ・空気で様々な形(平たく、小さく、大きくなど)を想像して作る。
- ・直径50cmボールとテニスボールを用いる。全員で車座になり、指導者と幼児がボールを転がし合いながら、歌で返答をしあう。指導者が、円の中心から幼児一人ひとりにボールを転がしながら、「おともだち」(タタタターアー)と歌いかけ、幼児が「はあい」(タンタンターアー)と歌いながらボールを転がし返す。大きいボールの時は、歌のテンポを遅く・円を大きくし、転がす距離を長くする。テニスボールの時は、逆に歌のテンポを速く・円を小さくし、転がす距離を短くする。
- ・『お手紙サラサラ⁽⁵⁾』一人あるいは二人組で行う。自分のまたは相手の掌や人差し指の指の腹に、指で手紙を書く。相手の背中に手紙を書く。(書く場所を変える時、テンポを変える)
- ・広げた布(180×100cm)の両端を二人で持ち、ピアノが提示する小さな波、大きな波の音楽を聞き分け、布を小さくまたは大きく動かしながら表現する。

(2) 規則的な拍-はっきりした形式(クルーシスの、メタクルーシスの、アナクルーシスの性格)

- ・全員で車座になり手を繋ぐ。一人ずつ左回りに、指導者の提示するテンポで右隣の人の左手を、4拍ギュッギュッギュッギュッと強く握っていく。
- ・マリオネット「オズワルド」が足を高く上げた後、足を踏み鳴らすなどの規則的な一定の動き(アナクルーシス・クルーシス)を真似する。
- ・『おおかみさん⁽⁶⁾』全員で手を繋ぎ一列になって、繰り返し歌いながら、わらべうたのように、ビートで部屋の中を練り歩く。手を繋いだまま円形になり、フレーズ毎に右方向、左方向に歌いながら拍のテンポで歩く。
- ・サイレントシンギング『おおかみさん』車座になり、指導者の合図「黙って」で心唱、合図「歌って」で声に出して歌う。次に、合図を指導者の足と手の音に変える。足の音(床を踏み鳴らす音)で心唱、手の音(拍手)で声に出して歌う。さらに布を用い、指導者が布を被り、顔を隠している時は心唱、顔を出した時は声に出して歌う。

(3) テンポ

- ・指導者の様々な身体の動きやステップを模倣する。
- ・忍者の修行と称し、様々なテンポの歩行を行う。(できる限りゆっくり、横に伝い歩き、後ろ向きに歩行、風のように走る、雲の上を歩くなど)
- ・指導者の提示する合図「ハッ、ホッ」で中庸のテンポ、あるいは「ハーッ、ホーッ」遅いテンポで前進したり後進したりする。
- ・クラベスの合図(音一つgo・連続する音二つstop)で歩行する。指示された歩き方(遅く、中庸、速く)や方向(前、後ろ)を変えながら歩行する。
- ・車座になり、マリオネット「オズワルド」の歩くテンポ(中庸・遅く・速く)に合わせて膝を叩く。

- ・指導者の提示する音楽（走る、歩く、ゆっくり歩く、スキップするなど）を歩行する。
- ・光るモールを持ち、音楽のニュアンス（走る、モールを頭に乗せゆっくり歩く、立ち止まって揺らす）を聞き分けて動く。
- ・海の生き物3種（タコ、サカナ、カニ）を、ピアノが提示する3種のニュアンスの音楽に合わせて動く。（タコは足を高く上げゆっくり歩く、サカナは小走り、カニは中庸のテンポで横歩きする）
- ・カラーロープを用い、幼児自身が思い思いに考えた動きを行ったり、指導者の提示する動きを模倣したりする。さらに、提示された音楽に合わせて、左右に揺らす、床の近くでへビのように小刻みにくねらす、ロープの端を持ったまま頭上に高く放るなどの動作をする。スカーフを使って同様に進行。
- ・絵本『パパ、お月さまとって⁽⁷⁾』を題材に、音楽反応を行う。梯子を上るまたは降りる動作を、床に置いたカラーロープの上を前進あるいは後進しながら行う。（前進の時はマーチ、後進の時はディミニッシュ下向半音階のゆっくりした音楽）
- ・絵本『パパお月さまとって』より、月とダンスする場面では『小さな黒人（C. ドビッシー）』の緩急を、スカーフを使って表現する。A楽節では、スカーフを小刻みに激しく動かしながらダンスし、B楽節では、スカーフを左右にスイングさせる。
- ・絵本『14ひきのびくにつく⁽⁸⁾』を題材に、音楽反応を行う。カエルのタマゴが、オタマジャクシになり、カエルになってジャンプしたり泳いだりする。指導者が、『かえるのうた』のテンポを様々に変えて演奏し、幼児は、提示されたテンポに合わせてジャンプする。歌詞の「ケロケロケロケロ」では、自由にオノマトベでカエルの鳴き声を発する。

(5) ダイナミックス（エネルギーと重さの度合い）

- ・オノマトベによるカエルの鳴き声をピアノやフォルテで表現する。
- ・全員で円座し、拍を4拍ずつ、指導者と幼児が交互に叩く。指導者の提示するピアノ、メゾフォルテ、フォルテを、拍のテンポを保持しながら、一人ずつ次々と順番にハンドドラムを叩く。

(6) ダイナミックスのニュアンス（クレッシェンド、ディミニユエンド、スピト・ピアノ、スピト・フォルテ）

クレッシェンド、ディミニユエンド

- ・「スフィア」の徐々に大きくなったり小さくなったりする動きに合わせて、クレッシェンドしたりディミニユエンドしたりしながら床を手で打ち鳴らす。
- ・「スフィア」の大きさの変化に合わせて、身体の動きの大きさあるいは声の大きさを変える。
- ・ネコになって、幼児が指揮するスフィアの大きさの変化に合わせて、ネコの鳴き声（小さくから徐々に大きくなど）を出す。
- ・手指に鈴をつけ、虫の声を、クレッシェンドしたりディミニユエンドしたりしながら鈴の音で表す。
- ・『おおかみさん』指導者が布を使って、顔を隠したり出したりする。顔を見せているときはフォルテで歌い、布で徐々に顔を隠すとディミニユエンドで歌い、顔を全部布で覆い隠したときは、心唱する。逆に顔を徐々に見せ始めると、クレッシェンドで歌う。

スピト・ピアノ、スピト・フォルテ

- ・カラーボードを用い、1枚のボードを二人組で向かい合って持つ。6/8拍子の音楽に合わせてボードを左右に揺らす。音楽のスピト・ピアノ、スピト・フォルテを聞き分け、ボードが揺れる距離を変える。（ピアノは小さく、フォルテは大きく）

(7) アーティキュレーション（スタッカート、レガート、ボルタメント／アタック、開放、持続／ヴィブラートなどの可能性）

スタッカート、レガート

- ・全員で円座し、前の人の背中に両手を置く。指導者の提示する子音「シューツ」で前の人の背中を上から下にレガートに撫でたり、子音「パッ、ペッ」でスタッカートに指先で弾いたりする。テニスボールを使って同様に一人あるいは二人組で行う。さらに、ピアノのニュアンスを聞いて同様に進行。

(8) アクセント

メトリックアクセント

- ・『こぶたぬきつねこ』テニスボールを上着の下に隠して持ち、拍子の第1拍目でボールを上着から出して見せたり、第1拍目を床についたりする。（拍子の第1拍目メトリックアクセント）2拍子・3拍子でも行う。

ダイナミックアクセント

- ・『ブギ バンド⁽⁹⁾』二人組になって向かい合い、広げた新聞紙で互いに顔を隠す。まず導入として、「いないいないばあ」で顔を見せ合って遊ぶ。次に『ブギ バンド』で「いないいないばあ」を行う。フレーズ毎の最終音を、ダイナミックアクセントとしてピアノが提示する。アクセントと同時に、「ばあ」と言いながらお互いの顔を一気に見せ合う。
- ・130cm程のゴム紐の輪を3人で持ち、ピアノが提示する連続する拍に続くダイナミックアクセントで、3人が同時に思い思いにゴムを引っ張り、形を作る。ピアノの全音階下向で、徐々に弛緩し形が崩れる。

(9) 小節 (拍子)

- ・フープを床に置き、指導者の提示するハンドドラムのアクセントの音でフープの内外へ飛び込む。指導者は一定のテンポの拍を小さな音で鳴らし続け、トレモロ（アナクルーシス）に続いてアクセント（クルーシス）を鳴らす。アクセントを徐々に規則性を持って鳴らし、4拍子、3拍子、2拍子の第1拍目で飛び込む。
- ・指導者がハンドドラムで一定の拍を提示する。カエルのようにしゃがみ、トレモロに続くアクセントでジャンプする。徐々にアクセントに規則性を持たせ拍子を提示し、拍子の第1拍目でジャンプする。3拍子で泳ぐように手を動かす。（二人組で向かい合って手を合わせ、円を描くようにスイングさせる。）
- ・カラーボードを葉書に見立て床に置き、拍子の最終拍（アナクルーシス）で掌のインクをつけ、第1拍目（クルーシス）でスタンプを押す。（ボード1枚は2拍子、ボード2枚は3拍子）
- ・二人で広げた布（180×100cm）の両端を持って、3拍子・4拍子を、布の上下のスイングで表す。最終拍（アナクルーシス）で布を上げ、第1拍目（クルーシス）で布を下ろす。
- ・二人組で布を紐状にして両端を持ち、ピアノのドミナントで互いに引っ張り合い、トニックで互いに緩める。4拍子、3拍子で行う。4拍子では、最終拍で用意（アナクルーシス）第1拍で引っ張る（クルーシス）、第2拍は持続（メタクルーシス）、第3拍は緩める（メタクルーシス）。
- ・『インディアンがとおる⁽¹⁰⁾』ブームワッカーを両手で持ち、上から下へ振り下ろす2拍子の指揮をしながらビートをステップする。

(12) 分割

- ・全員で車座になり、指導者と交互にハンドドラムを次々と順番に叩く。指導者の打つハンドドラムが提示するビート、2分割、2倍の長さを、テンポを保持してすぐさま叩き返す。
- ・指導者がテニスボールを一定のテンポで床につき、幼児が手を叩く。指導者の合図「半分にして（2分割）」で手の甲を叩く。「倍にして（2倍）」で膝を叩く。
- ・指導者がクラベスで提示するビートにあわせて歩行する。合図「半分にして」で2分割を、合図「倍にして」で倍の音価を歩行する。
- ・全員で車座になる。指導者の提示するビートで自分の右膝を叩く。合図「倍にして」で右隣の人の左膝を押す、合図「半分にして」で、人差し指で自分の右頬を軽くつつく。

(13) パターン

- ・絵本『カニツンツン⁽¹¹⁾』より、「クンタ キンタ クンタ キンタ」、「ウッシッシ」など異なる言葉を異なるリズムパターンで唱える。
- ・カラーボードを使う。ボードを撫でたり、弾いたり、叩いたりなど、指導者の提示する音を模倣することを導入とし、さらに指導者の提示するリズムパターンを即座に模倣する。
- ・絵本『きゅうりさんととまとさんとたまごさん⁽¹²⁾』3拍子のリズムフレーズを唱える。「スーイ、スーイ、チャブチャブ（ターアータン | ターアータン | タンタンウン）」
- ・フープを使う。指導者の提示するリズムパターンを記憶し、フープを床に打ちつけリズム打ちをする。
- ・ネコのパベットの動きを模倣する。ネコの手が、徐々にリズムパターンを叩くようにする。
- ・マリオネット「オズワルド」が提示する4拍分長さのリズムステップを記憶して即座にステップする。
- ・『フッフッフーッ⁽¹³⁾』12/8拍子の揺れに合わせて歩行しながら、リズムパターン「短短長（アナベスト）」の「長」の箇所、手に持っているティシュペーパーに息を吹きかけ飛ばす。
- ・絵本『はっけよいのこった⁽¹⁴⁾』本中の繰り返される言葉に、2拍子でリズムをつけ、唱える。「スト トン スト トン スト トン トン（タタタン | タタタン | タタタン | タンウン ||）」

(15) フレージング

- ・『赤鼻のトナカイ⁽¹⁵⁾』フレーズ毎に小走りでステップする。フレーズの終わりで立ち止まり、次の

フレーズは別の方向へステップする。手指に鈴をつけ、鳴らす。フレーズ毎に音楽が止まると鈴も止める。

- 『きらきら星』二人で1本のカラーロープまたは一人1枚カラーボードを持つ。カラーロープ、カラーボードの順で、ワンフレーズ毎にビートをステップし、最終音でそれぞれが様々にポーズする。
- 『おほしさま⁽¹⁶⁾』光るモールを手に持ち、ワンフレーズの間、自由に動かせ、フレーズの最終音で止める。または、二人組になり、テニスボールを同様に動かせ、フレーズの最終音で互いのボール同士をコンタクトさせる。
- 『あっ！というまにクリスマス⁽¹⁷⁾』各フレーズの出だしの2拍を、ピアノのトレモロで約2倍の長さに奏し、準備（アナクルーシス）とする。次の小節の第1拍目（クルーシス）で小走りし、フレーズの最終音でピアノが止まるとステップを止め、ポーズする。（フレーズ毎に方向を変えてステップする）さらに、A楽節では、フレーズ毎にステップし、B楽節では、1節の歌詞の内容を動作で表現する。C楽節は、A楽節と同様にステップする。
- 『森のクリスマス⁽¹⁸⁾』床の空間をほぼ全部使って、カラーボードとカラーロープを繋げ、道路のように張り巡らせる。A楽節では、自由に選んだ出発点のボードの上に立ち、曲が始まると同時に、ビートに合わせてロープの上を歩いていく。フレーズの最終音で次のボードに辿り着く。これをフレーズ毎に繰り返す。B楽節は、立ち止まったままで、手指につけた鈴を、身体を左右に揺らしながら鳴らす。
- 『インディアンがとおる』フレーズ毎に方向を変えながら、ビートをステップする。
- 『ぞうさんとくものす』ゴム紐の輪を、手と足に引っ掛け、身体を左右に揺らす。フレーズの最終音で、ゴム紐を様々に張ったポーズをする。一人あるいは二人で行う。

(17) 縮小 (18) 拡大

- 全員で車座になり、カラーボードを持つ。まず、カラーボードを拍のテンポで叩く。リズムを指導者の合図「半分」で2分割し、合図「もどして」で元の拍に、合図「倍に」で2倍にする。さらに、タンタタのリズムパターンを同様の合図で、拡大したり縮小したりする。
- 『かごめかごめ』手でリズム打ち（タンタタのオスティナート）をしながら歌う。さらに、オスティナートのテンポを保持したまま、拡大・縮小で歌う。全員で輪になって手を繋ぎ、ビートをステップしながら、歌を拡大・縮小で歌う。
- 『なべなべ』二人組あるいは四人組で行う。縮小は二人組で互いの指先同士で行い、拡大は四人組で行う。

(19) リズムの対位法

- 『ウチノウラノ⁽¹⁹⁾』動作を伴って歌を唱えるグループ、フレーズの終わりの休符をニャオと鳴くグループ、ニャッ、ニャッ、ニャッニャッ（ウタウタウタ）とリズムフレーズを唱える3グループに分かれ、3声部が同時に唱える。
- 絵本『ちいさいももちゃんあめこんこん⁽²⁰⁾』繰り返し現れる言葉を、ドレミソラから成るペンタトニックのメロディーで歌う。メロディーに対するオスティナートを「あめこんこん（レドレ）」タツカタンタンウンと歌い、同時に2声で歌う。
- 『インディアンがとおる』ブームワッカーでタンタンタンウン（ドド）をオスティナートで伴奏するグループと歌を歌うグループに分かれ、全員で演奏する。

(23) カノン（休止のあるカノン、継続的なカノン）

- カラーボードを用い、指導者の提示する動きと声を同時に模倣する。次には、指導者の動きと声を覚えて即座に模倣する。（休止のあるカノン）
- 指導者の手の動きや、足の動きを追いかけて真似る。最初是指導者の動きを見て覚え、指導者が次の動作に変えると幼児は最初の動きを始める。次々と指導者は動きを変えていき、幼児は、一動作遅れで追いかけて動きを真似る。カラーボードでも同様に進行。（継続的なカノン）
- 指導者と幼児とで『フレール ジャック』を、4拍ずつカラーボードを動かしながらのカノンをする。さらに、4拍ずつ前後に歩行しながらのカノンや、カラーボードと歩行が同時のカノンを行う。（休止のあるカノン・継続的なカノン）
- 床に1本のカラーロープ（3m）を置き、その両端にカラーボードを1枚ずつ置いたものを、ワンセットとする。ロープセット同士が互いに接点を持って交わるように15～16セット程度、床に張り巡らせる。二人組になり、先発後発の順番を決める。まず、先発が出発点のボードから自分で選んだロープの上を歩いて行き、辿り着きたいボードまで進む。後発は、先発の歩いたロープの道順を少し遅れ

て追いかけて歩く。あるいは、先発の道順を全て記憶し歩いて行く。

(25) 補足リズム

- 『ビビディバビディブー⁽²¹⁾』フレーズの最終音の補足リズムを、指導者が差し出すハンドドラムで打つ。
- 『トゥーダラー⁽²²⁾』フレーズの最終音の補足リズムを、自分の身体の部位を叩く、または二人組で手合わせする。
- 『ヤン ヤッパ⁽²³⁾』フレーズの終わりの補足リズムを手で打つ。
- 『ウチノウラノ』歌を唱えるグループと補足を唱えるグループに分かれ、補足はフレーズの終わりの休符をニャオと鳴く。
- 『たいこたたこう⁽²⁴⁾』カラーボードを太鼓に見立て、A楽節フレーズの終わりの補足リズムを叩く。B楽節はボードを片手に持って高く掲げ、ひらひらさせながら走る。

(30) ポリリズムクス

- 絵本『うみのおさんぽ⁽²⁵⁾』より、登場人物「なっちゃん（ターアータン）」と「おさかな（タタタタタ）」の3拍子のリズムを同時に聞き分け動く。

34の要素のうち実際に指導実践できた項目は、17項目であり、思いのほか多い。もともと、要素そのものであると思えるものばかりではなく、要素に至る前段階のものも要素として組み込んだためであろう。なぜなら、幼児期に精神的身体的に無理なく音楽を経験するには、音楽という体裁に至るまでの平易な身体的かつ音楽的アプローチが不可欠であると思えるからである。

要素(1)～(6)にかけて、多面的に経験させるような指導に最も比重をおいたつもりであったが、概観するとさほどでもない。(1)～(6)のうち、指導方法が何とおりもあるものは、(1)時間-空間-エネルギーに関するもの、(3)テンポに関するものであり、指導の中心的な位置付けとなっている。(2)規則的な拍、(5)ダイナミックスに該当する指導内容は、種類は多くないが、(3)テンポに関する指導の中に(2)と(5)の要素を含んだものがある。ところが、(4)テンポのニュアンス(アツチェレランドとリタルダンド)にいたっては、ぜひ経験させたい要素であるにもかかわらず、全く指導できていない。(1)～(6)に追従し経験させたい項目として、(9)小節(拍子)、(13)パターン、(15)フレージングが挙げられるが、実践の上でも、この3要素に関する指導内容はかなり多くあった。この他に、比較的難易度が高い(17)縮小、(18)拡大、(19)リズムの対位法、(23)カノンや(25)補足リズムについて、導入的で平易なアプローチを試みている。

実際に実践した指導内容をリズムの要素別に分類するにあたり、指導案に目を通して見ると、どう分析しようとも【34のリズムの要素】に該当しない指導内容が数多くあった。それは、上に述べてあるように、音楽という体裁に至るまでの身体的かつ音楽的アプローチである。そこでそれらを、ねらい毎に分類し、強いて項目付けをしてみると、①緊張と弛緩、②コンタクト、③オノマトペ、④アンサンブルとなる。これらの4項目は、【34のリズムの要素】に至るまでに経験させたい前段階的要素であり、幼児の興味にマッチングした指導が展開できると考えられる。

① 緊張と弛緩

「リズム運動は完全な緊張と完全な弛緩という無運動の2局の間に、緊張と弛緩の性質を変化させる。⁽²⁶⁾」とのジャック＝ダルクローズの見解によれば、動きを作り出すためには、まず筋肉の緊張と弛緩を意識する必要があるということである。それは、幼

児のリトミックにおいても当然、経験させるべきであり、【34のリズムの要素】の中に、緊張と弛緩という項目は立てられてはいないが、是非とも経験させたい筆頭に挙げられると考える。

② コンタクト

リトミックはグループで行う活動であり、グループで行うことの醍醐味は何といっても他者と関わることにある。他者を意識する最も単純な行為は、手を繋いだり、身体同士をくっつけてコンタクトさせたりすることであり、他者とコンタクトできるということは、他者を受容できるということに直結していくと考えられる。このため、音楽の中で幼児同士が身体をコンタクトさせるさまざまな方法を経験させる必要がある。

③ オノマトペ

身体を楽器と考えた場合、まず容易に思い起こせるものは声である。言葉でもなく、歌でもない声は、幼児が思い思いに容易に発することができる。声の出し方によって様々な表情を表現することも可能である。歌にまで至らない音程を持たない声を自在に使うことの面白さを経験することは、自己を十分に表現することへ繋がっていく。

実際の活動内容では、カエルやネコなど動物の声を思い思いに発したり、絵本『カニツツツン』『ぐやんよやん⁽²⁷⁾』の言葉を思い思いに唱えたりした。また、提示された動きに合致する声を出したり、自ら声を発しながら動いたりする方法を実践した。

④ アンサンブル

リトミック活動において、とにかく身体の動きに注目が集まりがちになってしまうが、動きを素に楽器へ繋げ、楽器を演奏する楽しみを経験することは十分可能である。ベルやトーンチャイムを使ったハーモニックなアンサンブル、簡易楽器を使った即興的なアンサンブルを主に行った。

以下に、「緊張と弛緩」、「アンサンブル」の指導内容について記す。

① 緊張と弛緩（アナクルーシス・クルーシス）

- ・立ったまま、上下に手を動かしながら、遅くまたは速く呼吸する。
- ・手を上に上げながら息をたっぷり吸い溜める。次に、手首、肘、肩、お腹、腰、膝へ連動させ脱力しながら一気に吐く。
- ・1本のカラーロープ（150cm）の端を二人で持ち、提示された音楽に合わせて歩行する。音楽が止まると立ち止まり、ピアノの合図、ディミニッシュ重音でロープをピンと張ってポーズし、アルペジオでロープをたるませるポーズをする。
- ・「スフィア」の様々な動きのテンポに合わせて身体の動きを使って呼吸する。
- ・「よーい どん」ハンドドラムのトレモロで走る用意をし、続くドラムの1打でスタートして走る。次のドラムの音で止まると同時に思い思いのポーズをする。これを順に繰り返す。
- ・“The Drum Caught Cold⁽²⁸⁾” 楽曲中のクルーシス的なトレモロに注目する。トレモロの前2拍をテヌートし（アナクルーシス）、トレモロで一気に走り回る（クルーシス）。
- ・15mほどのゴム紐の輪を全員で持ち、ピアノの音高に合わせて、しゃがんだ体勢から徐々に立ち上がりながらゴムを引っ張り、思い思いのポーズをする。ピアノの全音音階下向形で徐々に弛緩し、寝そべる。
- ・15mほどのゴム紐の輪を全員で後ろ手に持ち、スライド笛の音高を開き分け、上向の時は後ろに下がって円を広げ、下向の時は前進して円を小さくする。ピアノのグリッサンドでも同様に行う。わらべうた「ひらいたひらいた」を歌いながら同様に行う。

④ アンサンブル

- ・『森のクリスマス』A楽節のベースラインおよびB楽節のIの和声（第1音と第5音の重音）をベルで演奏する。

- ・『おほしさま』フレーズの最終音の和音をベルで演奏する。
- ・6～7人程度のグループに分かれ、グループ毎に一人ずつレインスティックを鳴らし、ピアノと即興アンサンブルをする。
- ・絵本『はっけよいのこった』の中で繰り返される2拍子のリズムパターン（タタタン | タタタン | タタタン | タンウン ||）を、CD、GAのアルトチャイムパーおよび朝鮮木魚で旋律的に演奏し、他の打楽器（コンガ、ジェンベ、カシシ、マラカスなど）とピアノとで即興アンサンブルをする。
- ・新聞紙の音でアンサンブルをする。折りたたんだ新聞紙を叩く音、広げた新聞紙を指で弾く音、広げた新聞紙を小刻みにブルブル震わす音、これら3種の音を使ったリズムアンサンブルを行う。
- ・『小鳥がうたっているよ⁽²⁹⁾』歌[A]を2回繰り返した後、簡易楽器による即興アンサンブル[B]を行う。即興アンサンブルは、始めにカエル（カエル木魚）と雨（レインスティック）、次に小鳥（バードコール）と風（鈴）、最後に牛（カウベル・牛の鳴き声の楽器）と海（オーシャンドラム）の順で、歌[A]アンサンブル[B]と交互に演奏する。
- ・“Yes, You Can⁽³⁰⁾” 膝の屈伸を使い、アフタービートを手で叩く。コンガ、ジェンベ、木魚、クラベス、ウッドブロック、カスタネット、ホーンなど簡易楽器を思い思いに鳴らしながら音楽に合わせて歩行する。音楽が止まれば、楽器も歩行も止める。

IV おわりに

これまで保育現場で指導実践してきた内容について、ダルクローズの見解に照らし合わせ検討を行う機会を持たなかったため、平成10年～15年の6年間に渡る指導実践内容についての検討を【ジャック＝ダルクローズによる34のリズムの要素】との比較を通して行った。その結果、指導内容の全てが【リズムの要素】に合致するものでもなく、むしろ【リズムの要素】へ辿り着くまでの前段階的なアプローチが数多いことが明らかとなった。リトミック指導において、【34のリズムの要素】を盛り込んだ活動を実践することは必須ではあるが、幼児の精神的身体的発達を十分考慮し、幼児の興味・関心に合致する内容を指導者は行わなければならない。【34のリズムの要素】のうち、幼児に無理なく経験させられるものとそうではないものを吟味した上で、幼児の成長発達に照らし合わせた平易な内容（【リズムの要素】に至る前段階的内容を含める）を考案することが、指導者に求められる。今後は、これまで以上に上記の事項に留意を払いながら、指導のねらいを考慮し、指導実践を行いたいと考える。

注

- (1) 小池美知子『こどものリズム表現』全国大学音楽教育学会研究紀要第8号 1997
- (2) R. エイブラムソン他著 全音楽譜出版社 1994
- (3) 前掲書 p. 71～83
- (4) 前掲書 p. 71
- (5) 福尾野歩『あそびうた大全集』クレヨンハウス
- (6) 作詞 志摩 桂／曲 フランス民謡
- (7) 作 エリック・カール 偕成社
- (8) 作 いわむらかずお 童心社
- (9) キャサリン・ロリン『ジャズ！ジャズ！ジャズ！』全音楽譜出版社
- (10) 作詞 山中 恒／作曲 湯山譲二

- (11) こどものとも 495 号 福音館書店
- (12) 作 松谷みよ子 童心社
- (13) 作詞・作曲 井上恵理『月刊クーヨン』5月号クレヨンハウス 2001
- (14) こどものとも(年中向き) 福音館書店 1998
- (15) 作曲 JOHNNY MARKS
- (16) 作詞 都築益世／作曲 團伊玖磨
- (17) 作詞 新沢といしこ／作曲 中川ひろたか 月刊『音楽広場』絵本 SONG BOOK あしたがすき
クレヨンハウス 1992
- (18) 月刊『音楽広場』クレヨンハウス
- (19) コダーイ芸選書『新訂 わらべうたであそぼう』明治図書
- (20) 作 松谷みよ子 講談社
- (21) 作曲 J. リビングストン
- (22) F. アロノフ『アロノフ先生のリトミック教室』ドレミ楽譜出版社 1996
- (23) F. アロノフ 前掲書
- (24) 作曲 小池美知子『障害児のための音楽活動に関する研究』今治明德短期大学研究紀要 第27集 2003
- (25) 西巻茅子 こどものとも年少版 2001
- (26) R. エイブラムソン他著 前掲書 p. 70
- (27) 長谷川摂子 こどものとも年少版 1999
- (28) "Learning through Music" Barcelona Publishers
- (29) 『子どものためのプレイソング』音楽の友社 1999
- (30) "Themes for THERAPY from the Nordoff-Robbins Center" CARL FISCHER

幼稚園における自閉症児担当保育者のための 実技研修の効果の検討

重 成 久 美

1. 問題と目的

近年保育現場において「ちょっと気になる子」等という表現に代表される軽度の発達障害を有する子どもの増加が見られている。

平成15年3月文部科学省は、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、平成14年度実施の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果から、約6%程度の割合でLD、注意欠陥／多動性障害(ADHD)、高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍している可能性があるとして報告した。現在、障害児教育は通常の教育における特別な支援を視野に入れた特別支援教育へと展開が図られており、その対象の中心であるLD、ADHD、高機能自閉症の早期発見、適切な指導体制の確立などの教育的対応が重要な課題となっている。

このような学校教育における問題は、就学前段階である幼稚園・保育所等においても決して例外ではなく、これまで「ちょっと気になる子」と称されてきた中にLD、ADHD、高機能自閉症などが含まれていた可能性は極めて高い。しかしながら、わが国の保育のガイドラインである幼稚園教育要領には、「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること(第3章 指導計画作成上の留意事項2 特に留意する事項(2))」と記載されているのみであり、幼稚園・保育所における統合保育は定着を見せてはいるものの、障害児保育の実践においては、具体的な対応方法に関する記述のないガイドラインは頼りにはならず、保育者は、障害児への健全な発達の促進や、障害の種類や程度に応じた配慮について苦慮しているのが実情である。

そのような現状を受け、各地で専門家による巡回相談や保育者研修など障害児保育に必要な支援が実施されているが、その地域格差は激しく、巡回相談や研修の回数、及び内容の整備が望まれている^{1) 2)}。

また、浜谷³⁾は、障害児保育や「ちょっと気になる子ども」の保育では、「気になる子ども」を保育に適応させるという一方的な視点ではなく、子どものニーズに即して、保育者を含めた保育環境を調整できる柔軟性を持つことが欠かせない資質であると述べている。しかしながら、特別支援教育の中心的対象であるLD、ADHD、高機能自閉症のうち、多動、物や行動への固執、パニックなどの特異な行動が目立つ自閉症児の保育は、経験豊かな保育者であっても難しいとされており、保育環境を調整する柔軟性を獲得するには、かなり実践的なトレーニングを積む必要があると考える。

そこで、重成・井上・山口⁴⁾は、幼稚園教諭に対し、セルフチェックとリーフレットで構成された障害児保育担当者のための実践的な自主研修プログラムを短期間で実施した。その

結果、2日間の短期研修においては、自由遊び場面における保育者のかかわり行動の一部にのみ研修効果が示され、適切な実施期間、及びセルフチェック精度の向上を目的とした研修形態の検討などが課題となった。

これを受けて本研究では、幼稚園教諭に対して、重成ら⁴⁾の自主研修プログラムに部分的に専門家が介在するカンファレンスを加えた実技研修を実施し、その効果について検討することを目的とする。

2. 方法

(1) 対象者

- ① T1：A市内のT幼稚園に所属する保育経験18年9ヶ月の幼稚園教諭であった。教員養成校では、障害児保育に関する講義を受講し、障害別の特性や、障害児保育理念や病理、指導計画等を学習していた。さらに現職研修としては、10回以上の研修会に参加しており、障害別の特徴や病理、指導計画、指導方法に関して講義や事例検討の形態で指導を受け、日々の保育実践に生かしていた。現場では、本研修当時4人の自閉症児の担任経験を有していた。
- ② T2：A市内のT幼稚園に所属する保育経験1年9ヶ月の幼稚園教諭であった。教員養成校では、障害児保育に関する講義を受講し、障害別の特徴について学習したが、具体的な指導に関する内容は学習していなかった。また、本研修実施時に4歳の自閉症児を担当しており、これまでに障害児保育研修への参加はなかった。
- ③ T3：A市内のT幼稚園に所属する保育経験9ヶ月の幼稚園教諭であった。教員養成校では、障害児保育に関する講義を受講し、障害別の特徴や病理、指導計画について学習したが、具体的な指導に関する内容は学習していなかった。また、これまで障害児の担当や、障害児保育研修への参加経験もなかった。

表1 対象者の保育経験

対象者	保育経験	自閉症児保育経験
T1	18年9ヶ月	4回
T2	1年9ヶ月	1回
T3	9ヶ月	0回

表2 対象児の発達年齢

領域	発達年齢
運動	3:3
操作	2:1
理解言語	0:11
表出言語	0:11
概念	1:6
対子ども社会性	2:0
対成人社会性	1:5
しつけ	2:8
食事	2:1
総合発達年齢	1:8
生活年齢	3:5

(KIDS 乳幼児発達スケール T タイプ)

(2) 対象児

本対象児は、I市内T幼稚園に在籍する生活年齢3歳10ヶ月の女児で、3歳1ヶ月から同園に通園していた。周産期に異常はなく、正常出産であったが、1歳前から笑わない、視線を回避するなどの様子が見られた。1歳6ヶ月健診では、呼んでも振り向かない、言葉や指差しが出ないなどの状況から保健センターで個別相談を受けるが、生活経験不足のため、外出機会を増やすよう指導を受けた。その後、2歳になっても「あー」などの喃語のみで言葉が出ず、医療機関を受診したところ、2歳4ヶ月時に軽・中度の自閉症との診断を受けた。その後、2歳6ヶ月から知的障害児通園施設にて、母子通園によるグループ指導と個別指導を毎月1回ずつ受け始めた。

T幼稚園入園当時、数日間母子通園していたが、集団生活への適応は良好であったため、すぐに母子分離が可能になった。対人反応は比較的良好で、大人と1対1でくすぐりや揺さぶりなどの身体遊びやシャボン玉吹きなど、さまざまな遊びの体験を楽しむことができ、本児の活動レパートリーは著しく増加した。それと同時に、入園当初ほとんど見られなかった発声の頻度は増加し、さらに歌の歌詞や挨拶のエコラリアなどの表出も見られるようになった。園生活では、集団参加が可能な活動から徐々にクラスへの参加部分を増やし、無理なく安定して過ごせるようになっていた。しかしながら、情緒的に不安定な時や、次の活動への移行など好きな遊びの続行が不可能な場合に大声で泣くことがあり、保育者は本児の気持ちの理解や次への切り替えなど、その対応の仕方に苦慮していた。

(3) セッティング

① プレイセッティング

本児が在籍している幼稚園の保育室を使用した。遊具は通常の保育と同様の環境で用具や遊具が設置され、毎回の遊具の種類や数、位置は一定とした。室内には、対象児者の行動を録画するためのビデオカメラが持ち込まれ、筆者による撮影が行われた。

② モニタリングセッティング

幼稚園の職員室に設置されたビデオデッキ、モニターを使用し、対象者の前回のセッション場面を録画したビデオテープ、チェックシート、アドバイスシート、筆記用具が準備された。

(4) 手続き

研修スケジュールを表3に示す。一日2、3時間程度の研修が行われ、対象者3名と幼稚園園長1名、保育者数名（実施日により参加人数異なる）と筆者が参加した。

表3 研修スケジュール

回数	内 容
第1回	①対象児とのかかわり実践1(Sess.1) ②レクチャー1「子どもとのかかわりⅠ(課題)」
第2回	①レクチャー2「子どもとのかかわりⅡ(自由遊び)」 ②対象児とのかかわり実践2(Sess.2)
第3回	①カンファレンス1 ②対象児とのかかわり実践3(Sess.3)
第4回	①カンファレンス2 ②対象児とのかかわり実践4(Sess.4) ③まとめ

① ベースライン

レクチャー開始前に、対象者が対象児に一人一つずつ設定された課題に関する指導と自由遊びを行った。課題内容は、対象者による事前調査から「障害のある子どもが入園後、初期に身に付けることが望ましいとされる生活課題」として明らかになった、「帳面のシール貼り」「遊具の片付け」「着衣」の3項目を選定した。

② レクチャー

自閉症児の対応方法が書かれた重成ら⁴⁾のリーフレットを課題学習、自由遊びの2種類に分割し、筆者が簡単に説明した。

③ プロープ

ベースラインと同様の条件で実施した。

④ トレーニング

1) チェックシートを用いたビデオ視聴

参加者全員でチェックシートを用いて対象者の前セッション時におけるかかわり場面を録画したビデオテープを視聴し、チェックを行った。視聴したビデオは、1回目(TR1)は、T1の課題場面、T2、T3の自由遊び場面であり、2回目(TR2)は、T1の自由遊び場面、T2、T3の課題場面であった。チェックシートは、大久保・井上⁵⁾を参考に「子どもとのかかわりⅠ(課題)」においては、「誘いかけ・指示」、「子どもが喜ぶ対応」、「援助」の3項目14問、「子どもとのかかわりⅡ(自由遊び)」では、「遊び方」「遊びの内容」「遊びを用いた学習」の3項目15問で構成されたシートが使用された。

2) アドバイスシートによるカンファレンス

チェックシートと同じ項目について、それぞれ「良かったところ」、「気をつけられたいところ」を文章で記入するアドバイスシートを参加者全員に配布し、記入した後、それらの点について話し合いを行った。

(5) 測 定

① 対象者のかかわり行動(課題場面)

課題場面における対象者のかかわり行動は、課題遂行時間全てが録画され、そのビデオに基づき、Koegel, Russo, and Rincover⁶⁾、及び澤村・加藤・小林⁷⁾の定義を参考に対象者の行動分類基準を設定し、表4の基準に従って測定した。

② 対象者のかかわり行動及び対象児の応答行動(自由遊び場面)

自由遊び場面における対象者のかかわり行動は、対象児者の自由遊び場面を10分程度録画したビデオのうち5分間を抽出し、表5の行動基準に従い5秒間のインターバルレコーディングにより測定した。

③ 課題場面における対象児の行動

課題場面における対象児の行動は、課題分析に基づいた指導記録用紙を用いて、正反応の有無とプロンプトレベルを書き込んだ。

表4 対象者のかかわり行動分類基準(課題)

項目	内 容
1. 適切な働きかけ	・ 注意を引いている ・ わかりやすく簡潔である ・ 同じ指示を3回以上繰り返さない
2. 適切な応答	・ 望ましい反応に随伴させる ・ 子どもにとってわかりやすい方法である ・ 基準が一貫している
3. 適切な援助	・ 望ましい反応を促進させている ・ 過剰な援助でない

表5 対象者のかかわり及び対象児の応答行動分類基準(自由遊び)

項目	内容
1. 適切な働きかけ	・ わかりやすい指示, 声かけ ・ 身体接触 ・ 物の手渡し
2. 適切な応答	・ 望ましい反応への賞賛 ・ 子どもの発声への返答・逆模倣 ・ 子どもの要求の充足
3. 適切な援助	・ 望ましい反応の促進 ・ 過剰な援助でない
4. 対象児の応答	・ 対象者の働きかけに対する適切な応答 ・ 物の受け取り

3. 結果

(1) T1の結果

① 課題場面(帳面のシール貼り)における対象児のかかわり行動について

課題場面における対象者のかかわり行動の推移を図1に示す。グラフの縦軸は、適切なかかわりの出現率、横軸はセッション数を表している。T1のかかわり行動のうち、適切な働きかけの出現率は、ベースライン(BL)期Sess. 1において12.5%と極めて少なかったが、プローブ(PR)期Sess. 2, トレーニング(TR)期Sess. 3まで緩やかに増加し、Sess. 4では、100%の出現率が認められた。また、適切な応答は、Sess. 2, 3で75%まで上昇し、最後のSess. 4では、100%と完全な応答が可能となった。一方、適切な援助に

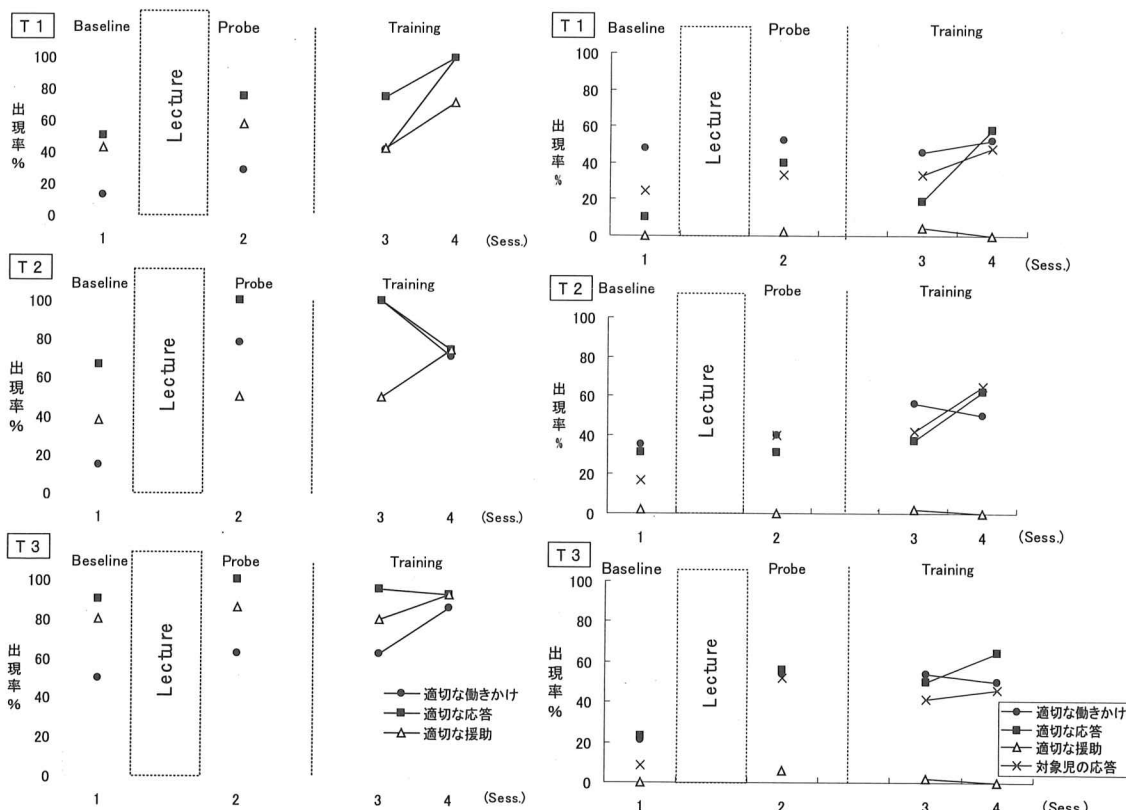


図1 課題場面における対象者のかかわり行動の推移

図2 自由遊び場面における対象者のかかわり行動の推移

については、BL 期 Sess. 1 から半数程度の出現率を上下する程度であったが、最後の Sess. 4 では、71.4% と大幅な上昇が示された。

② 自由遊び場面における対象者のかかわり行動、及び対象児の行動について

自由遊び場面における対象者のかかわり行動の推移を図 2 に示す。T1 のかかわり行動のうち、適切な働きかけの出現率は、BL 期 Sess. 1 において 47.9% であったが、その後も約 50% の出現率を上下する程度で顕著な変化は見られなかった。また、適切な応答は、BL 期において 10.4% と極めて低く、PR 期で 39.6% に上昇し、その後一旦下降を見せるが、最後の Sess. 4 で再び上昇を見せた。さらに、適切な援助については、BL 期で 0%、その後 2.1%、4.2%、0% と極めて低く、一定の傾向は見られなかった。一方、対象児の応答については、25%～47.9% と出現率の上昇が認められた。

③ シール貼り課題における対象児の行動について

帳面のシール貼り課題における対象児の行動ステップの推移を表 6 に示す。本児のシール貼り行動の行動連鎖は、6 ステップに設定し、そのプロンプトの階層を 4 段階に分けて示した。Sess. 1～4 まで最も援助の大きい全プロンプトの数は、2 個、3 個、2 個、1 個と最後に若干減少した。また、対象児の手を持って一緒に行うなどの身体的ガイダンスは、Sess. 3, 4 で 1 個ずつ見られ、わずかに増加が示された。また、指さし＋言葉かけプロンプトは、途中 3 個へ若干減少したが、最後に 4 個に戻った。その行動内容を見ると、Sess. 1～3 で全プロンプトであった、ステップ 1「かばんから帳面を取り出す」において、対象児の行動が軽い援助で生起するよう変化したことが伺える。

表 6 シール貼り課題における対象児の行動ステップの推移

	BL (Sess.1)	PR (Sess.2)	TR1 (Sess.3)	TR2 (Sess.4)
「シール貼り」の課題分析				
1. かばんから帳面を取り出す	×	×	×	●
2. 今月のページを開ける	×	×	×	×
3. 好きなシールを選んで取る	●	●	●	●
4. 今日の欄にシールを貼る	●	●	●	△
5. 残りのシールを BOX に入れる	●	×	●	●
6. 自分の帳面を BOX に入れる	●	●	△	●

表 7 着衣課題における対象児の行動ステップの推移

	BL (Sess.1)	PR (Sess.2)	TR1 (Sess.3)	TR2 (Sess.4)
「着衣」の課題分析				
1. 自分のジャンパーを取る	△	×	×	●
2. ジャンパーの右袖を通す	△	○	○	○
3. ジャンパーの左袖を通す	△	△	○	○
4. ファスナーの金具を合わせる	×	×	×	△
5. ファスナーを上まで上げる	●	△	△	●
6. スナップボタン 1 をとめる	×	×	○	△
7. スナップボタン 2 をとめる	△	○	○	●
8. スナップボタン 3 をとめる	×	△	×	△

表8 遊具の片付け課題における対象児の行動ステップの推移

「遊具の片付け」の課題分析	BL (Sess.1)	PR (Sess.2)	TR1 (Sess.3)	TR2 (Sess.4)
1. 1 個めの遊具を箱に入れる	●	×	×	●
2. 2 個めの遊具を箱に入れる	●	●	●	●
3. 3 個めの遊具を箱に入れる	●	●	●	●
4. 4 個めの遊具を箱に入れる	×	●	●	●
5. 5 個めの遊具を箱に入れる	×	●	×	●
6. 6 個めの遊具を箱に入れる	●	●	●	●
7. 7 個めの遊具を箱に入れる	●	●	●	●
8. 8 個めの遊具を箱に入れる	×		●	●
9. 9 個めの遊具を箱に入れる	●		×	●
10. 10 個めの遊具を箱に入れる	●		●	●
11. 11 個めの遊具を箱に入れる			●	●
12. 12 個めの遊具を箱に入れる			●	△
13. 13 個めの遊具を箱に入れる			●	●
14. 14 個めの遊具を箱に入れる			●	●
15. 15 個めの遊具を箱に入れる			●	●
16. 16 個めの遊具を箱に入れる			×	
17. 17 個めの遊具を箱に入れる			●	
18. 18 個めの遊具を箱に入れる			●	
19. 19 個めの遊具を箱に入れる			●	
20. 20 個めの遊具を箱に入れる			△	

●指さし+言葉かけプロンプト

○支え・補助+言葉かけプロンプト

△身体的ガイダンス

×全プロンプト(対象者代行)

(2) T2の結果

① 課題場面(ジャンパーの着衣)における対象児のかかわり行動について

T2におけるかかわり行動のうち、適切な働きかけの出現率は、BL期において14.3%と極めて低く、その後Sess.3では100%を達成し、Sess.4で再度下降を示したが、BL期に比較すると高い出現率が示された。また、適切な応答については、Sess.1から66.6%と比較的高い出現率であったが、Sess.2,3で100%を達成し、その後75%に再度減少を見せた。一方、適切な援助についてはSess.3まで緩やかに増加し、最後Sess.4において75%まで著しい増加が認められた。

② 自由遊び場面における対象者のかかわり行動、及び対象児の行動について

自由遊び場面におけるT2のかかわり行動のうち、適切な働きかけの出現率は、Sess.1,2で30%程度であったが、その後TR期には、50%以上の増加が認められた。また、適切な応答については、Sess.1~3で30%台であったが、最後Sess.4において62.5%の高い出現率を見せた。さらに適切な援助については、2.1%~0%と極めて低く、顕著な変化は見られなかった。一方、対象児の応答については、16.6%~64.6%と著しい増加が認められた。

③ 着衣課題における対象児の行動について

着衣課題における対象児の行動ステップの推移を表7に示す。本児のジャンパーの

着衣行動の行動連鎖は8ステップに設定した。Sess. 1～4まで最も援助の大きい全プロンプトの数は、Sess. 3まで3個であったが、Sess. 4で皆無になった。また、対象児の手を持って一緒に行くなどの身体的ガイダンスを要する場面は、4個、3個から1個と減少を見せたが、Sess. 4で再び3個に増加した。また、「ジャンパーを広げて持つ」などの支え・補助+言葉かけプロンプトは、BL値に比較して若干増加が見られた。最後に指さし+言葉かけレベルのプロンプトについては、Sess. 1で1個、Sess. 2, 3は0個、Sess. 4で3個と増加を示し、その行動内容は、Sess. 1～3で全援助であった、ステップ4「ファスナーの金具を合わせる」が、Sess. 4において指さし+言葉かけプロンプトへと軽い援助でファスナー金具あわせが可能になっていた。また、Sess. 1で身体的ガイダンスであった、ステップ7「スナップボタン2をとめる」は、Sess. 2, 3では、支え・補助プロンプト、Sess. 4では、指さし+言葉かけプロンプトに変化し、徐々に軽い援助で対象児の行動が生起するように変化したことが示された。

(3) T3の結果

① 課題場面(遊具の片付け)における対象児のかかわり行動について

T3におけるかかわり行動のうち、適切な働きかけについては、50%から85.7%へと上昇が認められた。また、適切な応答は、Sess. 1から90%と極めて高い出現率であり、その後100%をピークに依然高い出現率ではあるが、若干下降を見せた。そして適切な援助については、Sess. 1から増加し、一度Sess. 3でBL値に戻るが、Sess. 4で高い出現率が示された。

② 自由遊び場面における対象者のかかわり行動、及び対象児の行動について

自由遊び場面におけるT3のかかわり行動のうち、適切な働きかけの出現率は、20.8%から50%程度まで増加が認められた。適切な応答についても、22.9%から50%以上もの増加を見せた。また、適切な援助については、0%～6.2%と低い値で、一定の変化は見られなかった。一方、対象児の応答については、8.3%の出現率であったBL期に比較し、PR、TR期では、40%以上の高い出現率が認められた。

③ 遊具の片付け課題における対象児の行動について

遊具の片付け課題における対象児の行動ステップの推移を表8に示す。本児の遊具の片付け行動の行動連鎖は、その時に使用した遊具の数によって異なり、7～20ステップまで設定した。本児にとって遊具の片付け課題は、おおむね指さし+言葉かけプロンプトで可能な行動であるが、時に片付け場所の修正を要して本児の行動が滞る場合に、T3が片付けを代行したり、本児と一緒に片付ける身体的ガイダンスを行うことがあった。指さし+言葉かけプロンプトによる行動の生起率は、Sess. 1～4で、70%、85.7%、75%、最後に94%と増加しており、援助割合の高い全プロンプトや身体的ガイダンスは、著しい減少が見られた。

4. 考察

本研究では、統合保育に携わる幼稚園教諭に対し、レクチャーとカンファレンスで構成された自閉症児とのかかわりに関する実技研修を実施し、その効果について検討した。その結果、課題場面における対象者のかかわり行動は、BL期に比較してPR期、TR期の適切な

働きかけ・応答・援助において対象者全員にパフォーマンスの向上が見られた。また、自由遊び場面においては、T1、T3の適切な働きかけ・応答・援助と対象児の応答の全行動、T2においては、適切な働きかけ、応答行動、及び対象児の応答において向上が見られ、高い研修効果が示された。

まず、課題場面と自由遊び場面の効果をフェイズ毎に比較すると、課題場面においては、全参加者の全ての項目においてパフォーマンスの向上が見られたが、自由遊び場面においては、T2の適切な援助行動において、その効果が出現率として現れにくい結果となった。これは、課題場面と自由遊び場面のねらいの明確さの違いによる要因であると考えられる。課題場面については、事前調査の結果から、「障害のある子どもが入園後、初期に身に付けることが望ましいとされる生活課題」として、「帳面のシール貼り」「遊具の片付け」「着衣」が上げられた。これらの生活習慣の獲得については、子どもにとって園生活、及び自立した生活を送るための挑戦課題であり、保育者が援助をしても子どもが自立する必要性のある項目である。しかしながら、自由遊びは関わる大人の考え方一つでさまざまな捉え方ができ、概して保育者は、幼稚園教育の基本に関連する「遊びを通した指導」を重視することにより、「遊び」は子どもが主体性をもって進めていくものである、との認識が高い。筆者は、障害のある子どもの自由遊びについては、「遊びを取り入れた学習」の要素をねらって設定したが、課題場面と異なり対象児の問題や問題点へのアプローチの必要性についての理解がないと、対象児のどのような点に働きかけてよいのかわからず、大人の教導がないまま対象児の主体性に任せた遊びが展開されていく。ここで見られる働きかけ行動は、対象児の担任であるT1に言語表出を意識した学習要素は見られるものの、本児がほぼ確実に楽しめる遊具の手渡しや、返答が予測される言葉がけが多く、積極的介入には至っていない。そのため、対象児の標的行動が対象者の援助を要しない範囲であると考えられ、援助の出現率としては現れにくい結果になったと推測される。今後の研修に自由遊び場面を設定する場合、療育的視点をどこまで取り入れるのか、その研修内容について検討する必要があると考える。

次に対象者のそれぞれのかかわり行動の変化を質的にみると、適切な働きかけ行動に関して、課題場面では、子どもにわかりやすい働きかけへと変化が見られ、自由遊びでは、遊びの中に積極的ではないが、言葉の学習を意識した働きかけが取り入れられる傾向が示された。一方、適切な応答行動については、課題場面では、応答回数と動作を伴うレパトリー豊かな応答の増大へと変化が見られ、自由遊びでは、動作を音にして応答するなどの言葉に頼らない応答への変化が伺えた。さらに援助行動では、課題場面から過剰プロンプトの減少への変化が示された。これらは、数値として安定した伸びを示すには至らないものもあるが、上記のとおり質的には確実に向上を見せており、これらの対象者のかかわり行動の変化が、対象児の反応に影響を及ぼし、パフォーマンスを向上させたものと推測される。

最後に、本研修プログラムについてであるが、今回はセルフチェックの妥当性の問題から、他の参加者によるフィードバックが可能なカンファレンスを加えて実施した。しかしながら、筆者以外の参加者からは殆どが対象者の「良かったところ」のみ、本人からは「気をつければよいと思うところ」ばかりがあげられた。このことから、保育経験に差のある研修参加者や、ビデオフィードバック初心者の場合、他者へのフィードバックを与える役

割を果たすためには、さらなる経験回数が必要であると思われる。しかしながら、参加者のアンケートによると、「カンファレンスで他者のかかわる姿が見れてよかった」、「カンファレンスで他の先生に言われて安心したり、見習わなくてはと思った」など、他者のかかわりやアドバイスによって、自分の実践の確認ができたことに高い評価が得られた。また、「このような実技研修は必要だと思う」「とても勉強になった」「今後も是非参加したい」と参加者全員からポジティブな感想が得られた。重成ら⁸⁾は、他の参加者をモデルとして共に研修を行うことの必要性について指摘しているが、今回のアンケートからも他の参加者の必要性が示唆された。しかしながら、今回の研修は4日間立て続けの過密スケジュールであったため、高い研修効果は認められたものの、参加者に負担感を残した結果となった。今後は、自由遊び場面における遊びを利用した学習の研修内容、及び効果的な期間設定などの検討が望まれよう。

謝 辞

本研究を進めるにあたり、立花幼稚園の園長先生をはじめ、本事例の先生方や子どもさんに多大なご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

Practical-training program about communication method to autism
for preschool teachers in charge of autistic children.

Kumi Shigenari

The present study examined the effect of practical-training program for kindergarten teachers in charge of autistic children . The training program consists of 3steps.

- (1)lecture about communication method to autism using 2 kinds of leaflet.
- (2)VTR monitoring that recorded about teachers' practice with child at task setting or at free play setting, using check list.
- (3)conferenced about their practices. After that, teacher practice with child again.

The results were that at task setting, all teachers' performance were better than baseline, but at play setting, 2 teachers' performance were better, but 1teacher's "prompt behavior" were not improved.

The effectiveness of this training program, both at task setting and free play setting were discussed.

Key Words : kindergarten teacher, practical-training program, conference, autism, communication method

文 献

- 1) 園山繁樹・由岐中佳代子(2000):保育所における障害児保育の実施状況と支援体制の検討ー療育ある統合保育に向けての課題. 社会福祉学, 41 (1), 61-70.
- 2) 猪平真理(1994):保育所における障害幼児に関する調査研究. 宮城教育大学紀要, 29, 147-163.
- 3) 浜谷直人(1998):ちょっと気になる子の理解と指導講座転換期の障害児教育第2巻:障害乳幼児の療育・保育, 三友社出版, pp. 201-224.
- 4) 重成久美・井上雅彦・山口洋史(2003):障害児保育担当者のための自閉症児とのかかわりに関する自主研修プログラムの試みー幼稚園教諭に適用した事例の検討ー. 今治明德短期大学研究紀要, 27, 55-63.
- 5) 大久保賢一・井上雅彦(2002):自閉症児の家庭療育ボランティアスタッフにおけるStaff Trainingの効果の検討. 日本行動療法学会第28回大会発表論文集, 204-205.
- 6) Koegel, R. L., Russo, D. C., and Rincover, A. (1977):Assessing and training teachers in the generalized use of behavior modification with autistic children. Journal of Applied behavior Analysis, 10, 197-205.
- 7) 澤村まみ・加藤哲文・小林重雄(1994):発達障害児の教師トレーニングに関する試みー行動変容訓練パッケージを用いてー. 心身障害学研究, 18, 121-130.
- 8) 重成久美・井上雅彦・山口洋史(2001):障害児保育担当者のためのセルフチェックによる自主研修プログラムの開発とその効果ー自閉症幼児との相互交渉の促進ー. 日本特殊教育学会第39回大会発表論文集, 4048.

空襲下における愛媛の学校現場

野 口 学

はじめに

太平洋戦争が進むにつれて、米軍機による日本本土空襲が避けられなくなった。本土への空襲は、戦争の始まる前から、大本営陸軍部が民防空強化方策を作成するなど、あらかじめ予想されていた。しかし、実際の空襲による被害は想定以上のもので、国民の戦意を喪失させるに足る破壊力をみせつけていた。空襲の対象になったのは、軍事・民間を問わずあらゆる施設であった。当然、学校も含まれていた。

本稿では、米軍機が上空を乱舞する、まさに戦場と化した国土で、学校現場がどのような防空体制でもって施設の防護と児童の保護（学童疎開も含め）に奔走していたのか、愛媛の場合を事例に明らかにする。

Ⅰ 学校防空体制の整備

1 太平洋戦争開始前まで

学校における防空対策は、太平洋戦争の前から構想され、しばしば実行に移されていた。例えば、1935（昭和10）年5月、徳島県では県学務部からの要請で、その月の28・29日に1市79ヶ町村の学校が参集し、合同の防空演習を実施している⁽¹⁾。これなどは、比較的早期のものであった。

その後、1937（昭和12）年7月に勃発した日中戦争を境にして、学校防空への関心が高まり、次々と各地で「学校防護団」がつくられ、避難・防空演習を行う学校が増え始める。

太平洋戦争が始まる直前の1941（昭和16）年10月11日には、文部省は「学校防空緊急対策二関スル件」を全国に通達している⁽²⁾。示達されたのは、空襲が予想されても学校教育は極力継続する、国民学校や幼稚園は文部省の指示にもとづいて授業を中止することができる、登校途中の児童・生徒は登校させない、国民学校以下の学校では待避・避難訓練を、中等学校以上の学生・生徒は防火・救護等の積極的防空活動を行う、といったもので、学校現場に一定の緊張感を与える内容ではあった。

しかし、この時期、日米戦の可能性が取り沙汰されていたということもあって、どちらかというと防空の効果を上げるためというよりも、防空を通して国民精神を引き締めるというのがねらいであった。

2 戦争開始から昭和18年まで

米軍機による日本本土への初空襲は、戦争が始まって間もない1942（昭和17）年4月18日である。空襲を受けたのは東京・名古屋などで、なにしろ日本の歴史上初めての経験であり、防空の実経験も皆無であったことから、被害は少なからずあった。

この空襲を契機に、学校防空体制の見直しと整備強化が急務となり、文部省から、同年6月10日、次官通牒「学校防空ノ強化徹底ニ関スル件」⁽³⁾が発せられるに至っている。

通牒の内容は、4月の空襲の教訓を生かし、いっそうの防空教育、防空訓練の徹底、また待避・伏臥訓練にも力を入れ、さらに防空に関する指揮命令系統を確立せよ、というものであった。

空襲の際、児童・生徒にどのような措置をとるべきかについても、細かく示達していた。それは、在校中に空襲警報が出た場合、鉄筋コンクリートの校舎に居る児童・生徒は、校舎内の安全な個所に直ちに待避させる態勢を整えておくこと、木造校舎に居る児童・生徒は、待避施設に待避させる態勢を、または屋内に分散して待避する態勢を整えること、その際、屋内での待避にあたっては、硝子および爆弾の破片、燃夷弾等に対する予防の方法を講ずること、登校・帰宅途中に空襲警報が出た場合は、自宅に近い者はそのまま帰宅させ、学校に近い者は一旦急遽学校に赴かせ職員の指導に服させること、さらに、登校・帰宅途中に敵機が視界もしくは聴音界に入り、高射砲の射撃が開始された時は、付近に伏臥待避させること、というものであった。

先の通達（昭和16年10月11日付）と比較し、より具体的で現実味をおびたものになっている。

その後、戦局の激化にともない、本格的な本土空襲が近々始まるものと予想され、1943（昭和18）年9月17日、「学校防空指針」⁽⁴⁾が文部内務両省通達でもって、各府県に通牒された。

この学校防空指針（以下、「指針」と略記）では、学校の自衛防空の主眼を、第一に御真影・勅語謄本・詔書謄本の奉護におき、あと学生生徒および児童の保護、貴重な文献・研究資料および重要研究施設等の防護、そして校舎の防護が続いていた。御真影・勅語謄本・詔書謄本の奉護を学校防空の最優先事項としている点に注目したい。

施設面では、御真影・勅語謄本・詔書謄本の奉護施設、待避施設、貴重な文献・研究資料および重要研究施設の防護施設、防護団の活動上直接緊要となる施設（防護監視所・消火及防火施設・救護所等）、学校報国隊防空補助員の出勤に要する施設の整備を急ぐよう指示されていた。それまでの防空に関する示達が対処主義の枠にとどまっていたのに比べ、この指針では、防護・待避施設の充実を強調し、防空体制の物的整備に重点がおかれるようになっている。

警報発令があった場合、学校がとるべき対応については、原則として、警戒警報発令と同時に防空活動態勢に転移し、直ちに授業を休止、中等学校の低学年生徒、国民学校児童および幼稚園児は直ちに帰宅させること、警戒警報発令がなくて空襲警報発令があったときは、授業を休止し、中等学校低学年生徒、国民学校児童および幼稚園児は、状況に応じて5分内外で帰宅できる者は帰宅させるものとしている。内容的には、学校現場が常識的に判断するであろう処置を一般化したものではあった。

あと、奉護すべきものの筆頭にあげていた御真影については、「危険ニ瀕シタルトキハ所定ノ奉遷所ニ奉遷」し、その場合には「御真影タルコトヲ明ニスル標識ヲ掲ゲルモノトス」と、格別入念な取り扱いを重ねて要求している。この御真影の取り扱い規定は、学校現場を強く拘束したようで、その奉護に異常なまでの神経が払われるようになった。ちなみに、1945（昭和20）年に入ると、都市部の国民学校では、御真影・勅語謄本

の奉護がきわめて困難となり、これらを地方へ奉遷するということが多かったという⁽⁶⁾。

II 愛媛における学校防空体制の整備

1 昭和18年代

愛媛県では、上記の指針を受けて、1943（昭和18）年11月27日、県内政・警察部長通達「『学校防空指針』制定二関スル件」⁽⁷⁾を県内各学校長あてに発している。この通達のなかで、県が独自に制定した「愛媛県学校防空指針」も公表しており、より細かな防空体制の指針が示された。

その「指針」は、要約すると、同年12月1日から「指針」に従って活動すること、地域の特質に応じて学校防空計画を至急作成し、同月31日までに県社寺教学課に提出すること、鉄筋コンクリート造りの校舎であっても、1教室当りの待避人員が過多である場合はできる限り屋外待避所を設置し危険の分散を図ること、警報発令の間の授業の休止日は授業を実施したと見做すこと、という内容であった。

一方、県内の警察署長に対しても、県警察部長より同年12月10日に「学校防空指針制定二関スル件」⁽⁷⁾が伝達され、各警察署が学校の防空活動を指導する際に留意すべき事項を指示している。

これら通達に促されて、各学校では学校防空計画を立案し、翌1944（昭和19）年1月にかけて学校特設防護団を次々と立ち上げていった⁽⁸⁾。また、待避所・防空壕・貯水池・貯水槽・防火用備品なども整備され、防空計画に従った防空演習・待避訓練が頻繁に行われるようになっていく。

2 昭和19年代

1944（昭和19）年に入ると、戦局は悪化の一途をたどり、多くの男子が召集されるようになった。その結果、男子労働力の不足が生じた。このこともあって、学徒の勤労作業への動員が叫ばれるようになった。愛媛県でも、勤労働員の強化と統制を図るため、同年3月、県内政部内に県勤労報国隊指導部が置かれることになった。

指導部では、内政部長の意を受け「昭和十九年度学徒勤労働員要綱」を立案、同年4月7日に公表した⁽⁹⁾。この要綱に従い、県内中等学校では、従来の土木工事・食糧増産といった作業以外に、ほぼ1ヶ月交替での工場への動員が始まった。

勤労働員の拡大で、学校防空体制の見直しが迫られることになった。多くの学徒が勤労作業に動員された結果、学校防空の人的配置が手薄となったからである。1944（昭和19）年8月2日、県では、県内政部長・警察部長より「勤労働員ト学校防空トノ調整二関スル件」⁽¹⁰⁾を発し、勤労働員と防空の間の人的調整について細かく示達している。

その示達内容は、高等専門学校（教員養成諸学校を含む）では1学年から、中等学校では2学年の学徒から適当な者を加えて特設防護団を編成すること、防空要員である学徒の数は「最少限度二止メ」、危険物のある学校（理科系学校等）で約30名以下、危険物のない学校で約10名以下を配すること、学校報国隊防空補助員は、警戒警報下にあつては専門学校の1学年学徒、中学校の特設防護団員である学徒を除いた者で充当し、「従ツテ従来ヨリ相当ノ減員ト相成ルベキニ付其ノ任務配置ニ付再検討ヲ加ヘ適宜編成替ヲ

為スヲ要スル」というものであった。ともかく、学校防空要員の減少という現実に見合った防空人的体制の再編成が要請されたのである。

学校防空要員に選ばれた学徒の勤労働員の場所については、防空警報があった場合直ちに帰校ができない遠隔な場所（「警報発令時任務ニ就キ得ル為一時間以上ヲ要スル地域」）には動員させないことを建前とし、短い時間で帰校可能な範囲になるよう指示された。

学校で勤務中の者については、学校防空要員を除いて、警戒警報があっても勤務を継続すること、空襲警報が発令された場合は「生産ヨリ防空ニ重点ヲ移行シ」、その後、空襲の被害がない場合は空襲警報が解除された後「直チニ勤務ヲ継続セシムルコト」とされた。

学校防空要員以外の中等学校2学年以下の生徒、または国民学校高等科児童で学徒勤務中の者については、空襲警報の発令がある場合は、状況によって帰宅または待避させ、校外での防空には「絶対従事セシメザルコト」としている。

3 昭和20年代

1945（昭和20）年に入ると、再び、学校防空体制の見直しが必要になってきた。中等学校の低学年生徒および国民学校高等科児童も継続勤労働員の対象になったからである。愛媛県当局は、同年1月9日に「勤労働員ト学校防空トノ再調整ニ関スル件」⁽¹¹⁾を通牒し、学校特設防護団の再編成について細かく指示している。

そこでは、特設防護団は、3学年以上の学徒が全員出勤中の中等学校では、出勤学徒中およそ30分以内で帰校可能な場所に勤務している者、30分以内に帰校が困難な場所に勤務している場合は学校に残留している2学年学徒、2学年学徒も出勤中の場合は1学年の学徒、中等学校であって一部出勤中の場合は未出勤の高学年学徒、高等専門学校（教員養成諸学校を含む）では1学年学徒、高等科の課程を有する国民学校では高等科2学年児童、2学年児童出勤中の場合は1学年児童でもって編成するよう示達していた。

勤労働員が拡大されたことによって、学校特設防護団に、低学年の生徒・児童さえも組み込まざるを得ない事態になったということである。

防空に人を十分に投入できない学校現場ではあったが、日本側に制空権はすでに無く、上空には頻繁に米軍機があらわれるようになった。愛媛県への来襲も多くなってきた。そうしたなか、県当局より学校防空に関する通達（県内政部長・警察部長通達）が、同年2月10日と3月16日、矢継ぎ早に発せられている。

2月10日付の通達「防空警報発令時ニ於ケル学徒ノ措置ニ関スル件」⁽¹²⁾は、学校が防空態勢に移転する時機を、それまでは警戒警報発令の時点としていたが、空襲警報発令時に変更するという内容であった。また敵機来襲の虞がないと判断された場合は、情勢によっては「作業ハソノ儘継続シツツ待機ノ姿勢ヲトリ得ルモノトシテ取扱ヒ」、できるかぎり「生産ニ支障ナカラシム様措置スルモ差支ナキコト」とし、警戒警報の発令下にあっても、勤労作業の継続を認めるというものであった。頻繁に発せられる警戒警報に、作業が中断され、作業能率の低下が問題視されたことが背景にあった。

3月16日付の通達「学校ニ於ケル防護監視ニ関スル件」⁽¹³⁾では、学徒勤労働員の強化

にともなって、学校特設防護団員が減員されるという事態が生じていたことから、学校における防護監視は実情に応じて「廃止スル等処置ヲ講ジ」、学校防空の「重点的配置」を進めるよう指示がなされた。

その他、郡単位でも学校防空に関し通牒が出されている。例えば、温泉郡地方事務所長からは、同年6月17日、郡内の国民学校・青年学校に「学校防空施設二関スル件」⁽¹⁴⁾が伝えられ、校舎、屋根、側塀等で必要とされる個所を迷彩処置を施すこと、職員生徒児童が完全待避するための壕の築設が指令されていた。

III 警報発令と学校現場

愛媛県では、1944（昭和19）年から米軍機の接近が頻発し、翌年3月以降から空襲が頻繁になっている。それに比例して、警戒警報・空襲警報の発令も急増し、学校現場は混乱の度合いを増すことになった。学校日誌には、連日、警戒警報・空襲警報の発令が記録され、非常事態を告げている。

例えば温泉郡北吉井国民学校の場合、学校日誌に残された警報記録を集計し、月別にその発令回数をグラフ化すると第1表の通りであった。

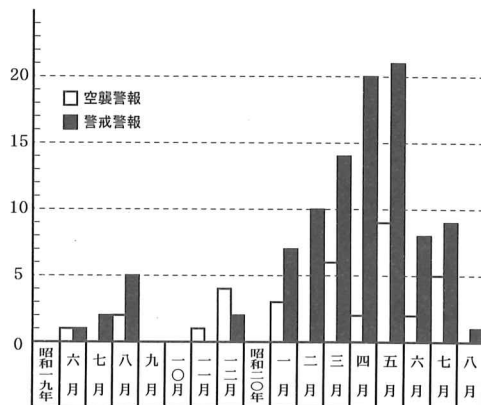
最初の警報は、空襲警報で1944（昭和19）年6月16日午前1時5分に出された。この時、真夜中にもかかわらず、校長・教頭その他数名の訓導が学校に駆けつけている。

その後、警報発令のない月もあるが、1945（昭和20）年に入ると警報発令の回数は激増し、5月にはピークを形成している。5月の警報発令・解除の状況を同じく北吉井国民学校の学校日誌より拾ってみると第2表の通りであった。

連日警報が発令されており、落ち着いて授業のできる雰囲気ではない。実際、「四月開校以来、警戒警報の発令されなかった日は一日もなく、五月三日、五年生以上はドラム缶運搬や草刈り作業、五月一四日（月曜）よりも後も、終日警報鳴り渡り授業できず」⁽¹⁵⁾といった事態に学校現場は陥っていた。

こうした混乱は、都市部・農山村部を問わずみられたことで、山間部の国民学校でも朝会の最中に米軍機の襲来を受け、校舎が被弾すると

第1表 空襲警報・警戒警報月令発令回数（北吉井国民学校）



第2表 空襲警報・警戒警報の発令および解除の状況
(昭和20年5月 北吉井国民学校)

月 日	警報の種類	発令時刻	解除時刻
5月 2日	警戒警報	不 明	不 明
3日	警戒警報	13:30	不 明
	空襲警報	13:50	14:40
4日	警戒警報	8:00	不 明
	空襲警報	8:30	不 明
	警戒警報	9:00	10:00
5日	警戒警報	14:00	14:30
	警戒警報	6:25	8:55
	空襲警報	7:10	8:20
	警戒警報	10:05	12:00
	空襲警報	10:10	11:55
6日	警戒警報	12:15	13:30
	警戒警報	10:45	13:12
7日	警戒警報	15:10	不 明
	警戒警報	7:30	9:30
8日	警戒警報	10:10	不 明
	空襲警報	6:00	不 明
	警戒警報	6:30	0:30
10日	空襲警報	6:40	9:25
	警戒警報	5:40	11:28
11日	空襲警報	6:17	10:15
	警戒警報	6:00	不 明
18日	空襲警報	6:47	不 明
	警戒警報	5:30	6:20
20日	警戒警報	6:30	7:25
21日	警戒警報	7:00	7:30
	空襲警報	24:00	1:00
	警戒警報	3:00	3:15
29日	警戒警報	11:30	13:30
	警戒警報	5:40	不 明

（『北吉井国民学校 学校日誌』昭和20年度より作成）

いう実害が生じている⁽¹⁶⁾。そのため、年度末の重要な行事である卒業式もまともな形で開くことができなかった。例えば、温泉郡東谷国民学校では、「朝六時半頃空襲警報 米艦載機松山襲撃ノ情報接受 ソノ内解除 児童次第二登校 八時過警戒警報モ解除トナリタルタメ修了式ヲ開ク 極メテ簡素ニ省略ヲ多クシテ十一時頃終了(九時半ゴロ開始)」⁽¹⁷⁾といった状況が卒業式の当日にみられた。山間部にある学校でさえも空襲を意識して卒業式を簡素化していたのである。

Ⅳ 集団疎開の受け入れ

東京、大阪といった大都市部では、すでに1944（昭和19）年8月以降、学童の集団疎開が始まっていた。愛媛県では、大阪市此花区の国民学校の児童を受け入れることになった。愛媛県ではその準備に、同年8月から着手している。

まず、8月7日、県会議事堂で関係者の打合せ会を開き、児童を収容する宿舎の選定を行った⁽¹⁸⁾。宿舎には、温泉郡・越智郡・西条市・周桑郡・宇摩郡・伊予郡・喜多郡・松山市の6郡2市に点在する寺院・公会堂・工場寄宿舍・検査場・修錬道場・元地方事務所・旅館などが選ばれ、その数73ヶ所であった⁽¹⁹⁾。宿舎の収容人員については合計3565人で、実際の疎開児童数を上回り、余裕は十分あったが、これら宿舎は人の居住を目的とした建設物ではないため、居住機能については難があった。

疎開児童の学習の場は、宿舎近くの国民学校が当てられ、その数は43校である。43校の郡市別の内訳は、温泉郡9校、越智郡6校、西条市3校、周桑郡7校、宇摩郡5校、伊予郡6校、喜多郡4校、松山市3校であった⁽²⁰⁾。

その後、大阪府ならびに大阪市から実地調査員が来県することになったので、県では、受け入れ関係郡市を6班に分け、8月18日、県内6ヶ所で学童集団疎開事務打合わせ会を開催している⁽²¹⁾。当日の午後には、受け入れ先の実地調査を行い、翌19・20日にも実地調査を実施している。また、国民学校の校長・訓導、児童保護者会の会長らの来県も次々とあり、地元側との詳細な打合わせや宿舎調査がなされている⁽²²⁾。

こうして、大阪市と県・地元受け入れ側との折衝を繰り返したのち、集団疎開の受け入れが始まった。大阪からの集団疎開の第一陣は、9月14日、午前8時27分、伊予三島駅に臨時列車で到着した大阪市伝法国民学校の児童たちであった。その時の情景が、次のように記されている⁽²³⁾。

駅頭に白石警察署長、合田町長、日婦会員、三島国民学校児童等の出迎へを受けて防空服装に身を固めた六年生と三年生八十四名が旅のつかれも見えぬ元気な学童が福本、辻の両先生に引率され下車する六年生は三島町松柏国民学校まで約二十町の田舎道を行軍三年生男女四十名は駅のすぐ近くの三島国民学校へ石村校長の案内で無事到着運動場で歓迎式を挙行、石村国民学校長は

三年生の皆さん御無事でよく来て呉れました、これから元気でこの学校で一所懸命勉強して下さい、これからはあなたがたのお友だちが出来たのですから大事にして仲よくしてあげて下さい。

と挨拶があつて、次いで三島校の児童を代表して高二片葺善二君が“四十名のお友達が

出来たことを皆んなうれしく思つてをります”と歓迎の辞を披露しまるで我が弟妹を迎へるやうなうのはしい情景が見られた、伝法校訓導福本義一口は、

このたび御地に御厄介になり、心からお礼申し上げます、お兄さん方お姉さん方共に楽しく勉強させて頂きます

と挨拶が交はされたのち『疎開の皆さんいらつしやい』の歌を合唱して歓迎式を終り少憩ののち疎開児童達は県社三島神社に参拝、疎開奉告を行ひこれより宿舎に当てられた東町の興願寺に入つて旅装をとき疎開児童の新生活がはじめられた

ちなみに、9月30日の時点で、愛媛県で受け入れた疎開児童の数は、2542人（3・4年1138人、5・6年1404人）、職員の数には288人であった⁽²⁴⁾。

集団疎開を受け入れる一方、縁故疎開による児童の転入もかなりの数にのぼっている。例えば、松山市味酒国民学校では8月の半ばの時点で、すでに60人ちかくの縁故疎開児童が在籍していた⁽²⁵⁾。また、温泉郡の中島地域も、離島の関係で集団疎開は受け入れられなかったが、縁故による疎開児童が急増していた。同地域の野忽那国民学校では、縁故疎開による児童数の増加のため、在籍児童数が第3表のように著増している。

第3表 終戦前後の在籍児童数（野忽那校）

年度	男	女	計
昭和16年度	89	71	160
昭和19年度	107	96	203
昭和20年度	108	108	216
昭和23年度	116	112	228

ところで、米軍機による空襲は次第に激化し、疎開地とされた地方も本格的な空襲に晒されることになった。愛媛県では、1945（昭和20）年3月以降空襲が頻発し、松山市に集団疎開をしていた児童にも危険が及ぶようになった。引率責任者は、再疎開先を求めて県当局と

（中島町誌編集委員会『中島町誌』昭和43年 830頁より転載）

の交渉を始めたが、その間に、久米国民学校に間借りしていた朝日国民学校5・6年生の疎開児童数十名は、5月10日に温泉郡三内村に移動している⁽²⁶⁾。かれらを受け入れたのは、同村の東谷国民学校であった。当校の学校日誌（昭和20年度）には、

五月九日 朝礼 訓話 疎開児童受入ニツイテ

五月十日 授業ナシ 空襲警報発令 六時四十分 解除十一時三十分 B29十編隊 百数十機来襲 投爆音 高射砲ノ轟ク音ヒッキリナシ 大阪朝日国民学校 疎開児童五十余名受入 初六以上児童召集午後荷物ノ整理等ヲ手伝ハシム 十七時解除

五月十四日 大阪市朝日国民学校疎開児童ト本校児童ト引合セ 同校長先生挨拶

と、空襲の会い間をぬってのあわただしい疎開児童の受け入れの様子が簡潔に記されている。

疎開先で生じた問題には、再疎開地の確保だけでなく、6年生の場合だと進学に支障をきたすということもあった。事実、愛媛県では、3月に疎開児童6年生910人が地元中等学校の受け入れ体制が整わないために、空襲下の大阪に引き揚げるという事態に至っている⁽²⁷⁾。

V 松山市内国民学校における空襲対策

空襲に対する危機意識は、都市部の国民学校において急速に高まってきた。空襲の際、学校施設は標的となりやすく、極めて危険となったからである。特に県都である松山市は1945（昭和20）年3月頃から米軍機空襲をしばしば受けるようになり、被害も次第に広がっていった。そこで、同市教育課は、同年5月に「松山市国民学校疎開二関スル件」を市内国民学校長に通達し、市内の国民学校は松山・番町・梅田の3校を除いて、5月中に疎開教室を新設して順次分散授業を行うよう指示した⁽²⁸⁾。早速に市内各国民学校は、校区内に疎開教室として適当な場所を物色し、各校それぞれ第4表のとおり疎開教室を定めている。

第4表 松山市内国民学校の疎開教室の場所 () 内は広さ

学 校 名	疎開教室の場所
東雲国民学校	慈恵会（20坪） 松山商業（2教室） 若宮八幡（17坪） 松高グライダー倉庫（45坪）
八坂国民学校	多賀神社（48坪） 井手神社（19坪）
清水国民学校	天理教（矢矧町 20畳） 西原湯（水口町 16畳） 景德寺（木屋町 18畳） 願成寺（常磐町 28畳） 実行組（北山越 16畳） 公会堂（南山越 18畳） 本校（1教室） 本校（1教室）
味酒国民学校	沢公会堂（21畳） 辻公会堂（21畳） 衣山天理教会（15枚）
新玉国民学校	古照農事倉庫（22坪） 生石町集会場（16坪）
雄郡国民学校	薬師寺（泉町 16坪） 正宗寺（末広町 16坪） 小栗町公会堂 （15坪） 土居田町公会堂（20坪） 生石町会堂（16坪） 本校
素鷲国民学校	祇園町会堂（縦5間 横3間） 中村町会堂（縦5間 横3半間） 相向寺（縦5間 横2間） 学校内
桑原国民学校	正円寺会堂（16坪） 東野二丁目会堂（24坪） 東山神社（11坪） 東野一丁目会堂（12坪） 山神社（11坪） 畑寺 会堂（25坪） 三島神社（19坪） 八幡神社（12坪） 三町会堂（12坪） 繁多寺（24坪）
道後国民学校	地藏院（50畳） 石手会堂（26畳） 学校（教室） 法華宗 布教所（32畳） 天理教会所（30畳） 黎明館（26畳） 松山神社（40畳）
潮見国民学校	谷町会堂（14坪） 吉藤町会堂（19坪） 平田町会堂（12坪） 誓重寺本堂（12坪） 志津川町会堂（16坪） 三島神 社中殿（9坪） 蓮華寺本堂（12坪）
久枝国民学校	久万北組公会堂（15坪） 西長戸公会堂（30坪） 東長戸公会堂（21坪） 保具公会堂（15坪） 安城寺公会堂（14坪） 高木公会堂（14坪）
味生国民学校	学校内（教室） 山西町内会長宅納屋（8坪） 供養堂（13坪） 中津寺本堂（15坪） 宝積寺本堂（15坪）
宮前国民学校	巖島神社（25坪） 天理教会（10坪） 古三津分教場（12坪） 法雲寺（8坪）
高浜国民学校	学校（教室） 戦時隣保館（15坪） 高浜三丁目公会堂（15坪）
和気・垣生・ 生石国民学校	和気町一丁目公会堂（40畳） 円明寺（16畳） 勝岡町公会堂 （20畳） 共同撰果場（30畳） 大山寺青年会堂（21坪） 大山寺作業場（15畳） 木地旅館（14畳） 布袋旅館（24畳） 大山寺公会堂（42畳） 大堂淵公会堂（21畳） 太山寺（8畳） 太山寺（8畳） 小山公会堂（15畳） 太山寺（8畳）
堀江国民学校	光明寺（18坪） 浄福寺（13坪） 東大栗町公会堂（20坪） 学校（教室）

（松山市史料編集委員会『松山市史料集 11巻 近・現代編3』昭和58年 84～88頁より作成）

なお、教室疎開通牒で除外されていた番町国民学校は、その後、保護者からの要望が強まったこともあり、7月に集団疎開を実施、6年生とその弟妹70人が温泉郡五明村公会堂、3・4年生とその兄姉5年生が伊台村青年会堂、5年生20人が松山市堀江大栗会堂に疎開している⁽²⁹⁾。

このように、松山市内の国民学校は疎開教室による分散授業で空襲に備えようとしていたが、十分なものではなかった。なかでも、軍事基地・施設に近接する国民学校は、空爆の対象とされやすく、分散授業程度で被害を食い止めることは不可能であった。空襲から免れる最良の方法は、縁故疎開しかなかった。松山市内では、垣生・生石国民学校が縁故疎開を保護者に奨励しているが⁽³⁰⁾、垣生国民学校の場合、海軍基地に近いこともありより熱心であった。疎開先が決まると、学校長より転入先の学校に児童受け入れの文書を発送し⁽³¹⁾、手厚い配慮をしていた。その後、縁故疎開児童が増え、松山市からやや離れた温泉郡東温地区の国民学校では、学校日誌に「疎開児童数名転入」・「疎開児童及其父兄数名来校」・「疎開児童転校書類四」⁽³²⁾といった疎開児童に関する記事が多く載るようになっている。

一方、農山村部の国民学校にも空襲の恐怖感が広まり、疎開教室を設けるところがでてくようになった。例えば、温泉郡北吉井国民学校では、7月14日以降、空襲が頻繁な時には児童の登校を停止していたが、翌8月からは危険回避のため初等科1学年から3学年までの疎開（分散）授業を実施している。当校の場合、疎開授業の場所は、神社3ヶ所（横河原水天宮・樋口三島神社・志津川天満宮）であった⁽³³⁾。縁故疎開した児童がさらに疎開授業を受けることもあり、学校現場の混乱は窮まっていたのである。

VI 空襲からの解放 — むすびにかえて

本格的な空襲を予測しての教室疎開であるが、その予測は的中し、1945（昭和20）年7月26日午後11時30分頃、松山市は大規模な空襲を受けた。この空襲で市の中心部は、旧市街の城南通町の一部を残すのみで全く灰燼に帰した⁽³⁴⁾。市内国民学校の被害も甚大で、旧市国民学校9校は、素鷲国民学校の4教室を残すのみで、あと、松山・番町・味酒・八坂・東雲・新玉・清水・雄郡の各国民学校は全部焼失している⁽³⁵⁾。

間断なく続いていた警戒警報・空襲警報の発令は、8月に入ると著しく減少した。温泉郡北吉井国民学校の日誌では、同月2日を最後に、警報発令の記載がなくなった。8月の学校日誌を見るかぎり、学校現場は静穏そのものである。しかし、終戦の歴史的瞬間は刻々と迫っていた。同月15日、学校日誌は「終戦の詔勅降る 大東亜戦争本日終了ポツダム宣言受諾無条件降伏す」と淡々と記している。学校現場は、やっと空襲から解放されたのである。

注

- (1) 山本信良・今野敏彦 『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー（Ⅱ）』 新泉社 1977年 445頁
- (2) 日本平和教育研究協議会 『平和教育』 19号 明治図書 90-93頁
- (3) 近代日本教育制度史料編纂会 『近代日本教育制度史料』 第7巻 1956年 179-204頁
- (4) 同上 204-222頁
- (5) 仲 新他 『日本近代教育小史』 福村出版 1984年 208頁

- (6)・(7) 中島青年学校 『昭和三年起 例規並二関係書類綴』
 (8) 教育史編集室 『愛媛県教育史 第二巻』 昭和46年 892頁
 (9) 同上 859頁
 (10)～(13) 上掲 『昭和三年起 例規並二関係書類綴』
 (14) 上林小学校 『昭和二十年起 教育会合 学事報告 教科児童』
 (15) 松前町誌編集委員会 『松前町誌』 昭和54年 787頁
 (16) 川内町教育委員会 『川内町学校沿革誌』 昭和52年 218・279頁
 (17) 東谷国民学校 『東谷国民学校学事報告 昭和十九年度』
 (18) 昭和19年8月8日付 『朝日新聞』(愛媛版)
 (19)・(20) 上掲 『愛媛県教育史 第二巻』 885～887頁
 (21) 集団疎開の受け入れ郡市の班分けと班別打合せ会の場所は次の通り。

第1班－松山市・温泉郡(郡中町)	第4班－越智郡(今治市)
第2班－伊予郡(郡中町)	第5班－周桑郡・西条市(西条市)
第3班－喜多郡(大洲町)	第6班－宇摩郡(三島町)

() は班別打合せ会の場所

打合せ会には、疎開受け入れ先の市町村長、国民学校長、警察署長、警防主任、都市婦人会幹部、地方事務所長、地方事務所視学が参集している(昭和19年8月15日付『愛媛新聞』)。

- (22) 昭和19年9月8日付 『愛媛新聞』
 (23) 昭和19年9月15日付 『愛媛新聞』
 (24) 大阪市教育センター 『研究紀要 第24号 学童集団疎開史研究(Ⅰ)』 平成元年 97頁
 (25) 昭和19年8月12日付 『朝日新聞』(愛媛版)
 (26)・(27) 上掲 『愛媛県教育史 第二巻』 889頁
 (28) 同上 894頁
 (29) 松山市史料編集委員会 『松山市史料集 11巻 近・現代編3』 昭和58年 88頁
 (30) 上掲 『愛媛県教育史 第二巻』 894頁
 (31) 縁故疎開先が決定した児童は、疎開先の国民学校へ転入することになった。松山市垣生国民学校長より疎開先の国民学校に疎開児童受け入れ依頼の文書が発送されている(上掲 『昭和二十年起 教育会合 学事報告 教科児童』)。その内容は次の通り。

拝啓

皇国隆替の岐るゝ決戦下愈々御勇健にて教育奉公に御尽瘁の段有難く感謝仕り候陳者時局の急迫に伴ひ松山海軍基地の中に包摂せられたる当校下は敵機の爆撃を受ける公算益々大と思はれ候処将来国家を双肩に担ふべき児童の安全保護の為茲に遺憾ながら当局の御指示に基づき極力縁故疎開を慫慂することと相成り候

就いては左記の児童は幸にも貴校下に縁故を求めて疎開出来得ることと相成り候今後種々御校の御世話を御願申上げる儀と存じ御迷惑縮仕候も右の事情御賢察下され何卒よろしく御指導の程懇願仕候先づは右御願の御挨拶まで申上候

敬具

五月五日

松山市垣生国民学校長 和田 勇 殿

- (32)・(33) 『北吉井国民学校 学校日誌』 昭和20年度
 (34) 松山市 『松山市戦災復興誌』 昭和44年 3頁
 (35) 上掲 『松山市史料集 11巻 近・現代編3』 88頁

School Sites in Ehime under the Air Raids

Manabu NOGUCHI

The air defense measures at school were planned before the Pacific War and the air defense drill was often practiced. However, the aim was rather to brace national spirits through the drill than to have good results of the air defense.

The first air raid by the American Air Force to Japan was in April 1942. After this air raid, the reconsideration, completion, and reinforcement of the air defense system at school became an urgent task. In addition, in the next September 1943, the School Air Defense Guideline was established. In Ehime prefectural, according to this guideline, they announced its own prefectural guideline as Ehime School Air Defense Guideline, and started to complete the detailed plan for the school air defense system.

In Ehime prefecture, from 1944 there were frequent approaches of the American Air Force, and after March in the next 1945, they had the air raids very often. From May in 1945, at the national elementary schools in Matsuyama city, they had evacuation classes in the school district to start dispersed lessons in order to escape from the air raids. Since the dispersed lessons were not secure either, then they encouraged the school children's guardians to evacuate their children to their relatives or connections.

On the other hand, Ehime prefecture accepted the group evacuation of the national elementary school children of Konohana ward in Osaka prefecture in September 1944. The evacuated children likewise came to be in peril of the air raids, they were re-evacuated to the national elementary schools in farm villages.

Under the air raids, school sites also became dangerous places where they can't assure children's life.

愛媛県における介護休業等介護支援制度の特徴と今後の方向性 —地域福祉の視点からの介護支援体制構築を目指して—

今治明德短期大学	濱 島 淑 恵
今治明德短期大学	赤 澤 淳 子
西広島福祉学院	三 吉 愛 子

I 緒言

急速に進行する高齢化にともない、わが国は「介護の社会化」の必要性を唱え、1990年の老人福祉法改正、2000年の介護保険法施行に代表されるような介護サービスの充実を図ってきた。このような介護支援制度は、その制度が想定している標準的な家族形態が維持されている場合において最も有効に機能するものである。

しかしながら現在、家族形態は多様化し、これらの制度に基づく介護サービスのみでは福祉国家の役割である「人々を社会的リスクから守る」こと¹⁾ができないケースが生じてしまう。現在の介護支援制度は、専業主婦が家にいるなどしてある程度の家族介護が可能であることを前提としたものであるが、²⁾これとは異なる家族形態、すなわち夫婦ともに働いている就労家族において介護ニーズが生じた場合、その家族が介護サービスの利用のみで、今までどおりに就労を継続し且つ介護ニーズにも対応する、いわゆる「仕事と介護の両立」を実現させることは不可能に近い。またそれができたとしても過剰な負担を家族に強いた上での両立となり、「人々を社会的リスクから守っている」とは言いがたい。またそのような就労家族についても、家族とのコミュニケーションに価値を置き、すべてを介護サービスに任せるのではなく、仕事を続けながらも自らの手で介護を行うことを強く願う家族も存在している。

すなわち、従来通りの単なる介護サービスの充実だけを目指した介護支援制度の整備のみでは、多様な家族形態や価値観が存在する現代社会では、あらゆる人の多種多様なニーズを十分かつ誰に負担をかけることなく満たすことは極めて困難になってきている。³⁾

そこで近年、就労家族の育児や介護を支援するための制度整備の必要性が注目され、その代表的なものとして職場における育児休業及び介護休業制度の整備があげられる。これは1995年に「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、育児休業及び介護休業法と略す。)の制定以降、数回の改正を経て、現在さらなる見直しが議論されており、制度そのものの普及と内容的改善が進められているところである。あらゆる形態の家族において、いつ何時、いかなる介護ニーズが生じても、その家族がそれぞれのニーズを満たし、安定した生活を継続できるよう、介護休業等の職場における介護支援制度(以下、介護休業等介護支援制度と略す。)は介護サービスとともに車の両輪として整備される必要があると言える。さらにこの介護休業等介護支援制度は、家族形態、価値観、ライフスタイル等の多様性を踏まえ、柔軟性をもって構築される必要がある。そのため育児休業及び介護休業法での規定は飽くまでも最低水準が示されているのみであり、それ以上の規定を各事業所で必要に応じて設けることができるようになっている。

さて、以上のようにこの必要性が高まっている介護休業等介護支援制度の整備について検討するに際し、考慮すべき家族形態、価値観、ライフスタイルの多様性は地域性と深く結びついていること、さらに近年、福祉の地方分権化、地域福祉の推進が図られていることから、愛媛県という地域に着目した介護休業制度等介護支援制度の実態を把握する必要がある。そこで本研究では、第一に愛媛県における介護休業制度を中心とする職場における介護支援制度の制度の現状を実態調査から把握し、第二に柔軟性の有無を中心として、その問題点を明らかにし、第三に愛媛県の現状と問題点についてその特徴を究明し、今後、いかなる方向性で整備する必要があるのかを検討することとした。

II 調査方法

1. 調査対象

愛媛県下の民間事業所、病院、学校、公的機関（役所・施設等）260事業所を、地域（東予・中予・南予）、規模（大規模事業所300人以上・中規模事業所100人以上300人未満・小規模事業所100人未満）を勘案して抽出し（表1）、郵送法により調査を行った。回収数は91事業所、回収率は35.0%で内訳は表2に示す通りである。

表1：調査票を配布した事業所の内訳

	東予	中予	南予
大規模	18	33	3
中規模	29	21	16
小規模	45	37	36
その他	6	9	5
計	98	100	60

注1 「その他」は病院、学校、公的機関など。

表2：調査票を回収した事業所の内訳

	東予	中予	南予
大規模	9	12	2
中規模	7	8	6
小規模	15	13	10
その他	4	3	2
計	35	36	20

2. 調査時期

2000年8月～9月。

3. 調査項目

1) 介護休業制度の内容に関する事項

介護休業制度に関して、①介護休業制度の有無、②取得可能な休業期間、③休業中の給与等金銭支給の取扱い、④介護休業制度対象者、⑤介護休業制度の利用状況と利用後の復職状況、⑥休業中の代替要員採用状況について回答を求めた。

2) 介護休業制度以外の介護支援制度について

育児休業及び介護休業法では休業制度以外の介護支援制度として、「短時間勤務制度」「フレックスタイム制度」「時間差出勤制度」「所定外労働の免除」「職業復帰のための援助措置」「介護に要する経費等の援助措置」「その他これに準ずる制度」のいずれかの措置をとることが義務づけられている。この①介護休業制度以外の介護支援制度の有無、及び②導入している介護休業以外の介護支援制度の種類と利用状況、について回答を求めた。

3) 周知のための努力の有無

事業主の義務とされている介護休業制度に関する「周知のための努力」の有無について回答を求めた。

III 結果と考察

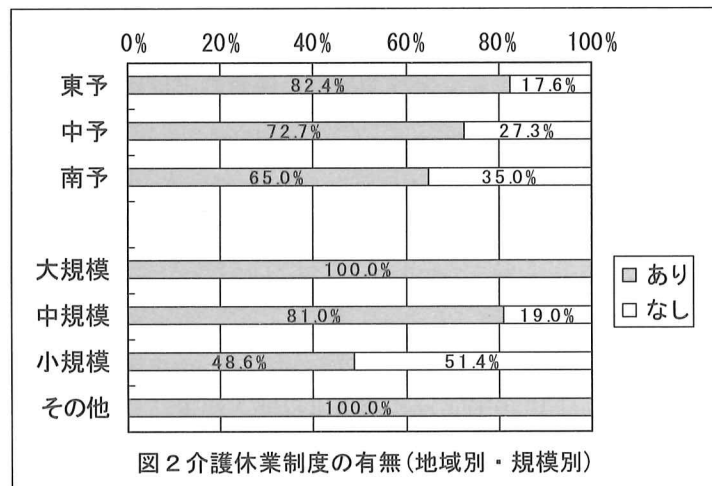
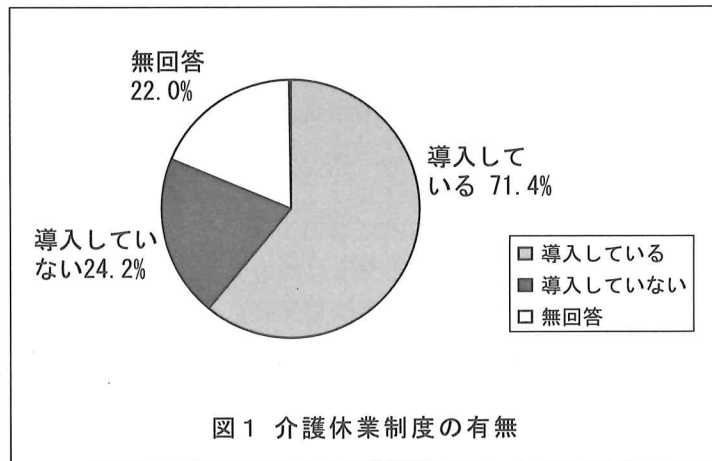
1) 介護休業制度に関する事項

① 介護休業制度の有無

介護休業制度を導入している事業所は71.4%で、大多数が導入しているが、24.2%が未導入である。(図1)平成11年度以降は導入が義務付けられたにもかかわらず整備が不十分であることがわかる。しかもそのうち45.5%が今後も「制度導入の予定」なしと答えており、育児休業及び介護休業法の事業所への周知徹底、導入へ向けたさらなる努力が必要であることがわかる。

次に「地域別」に制度導入の状況をみると、「あり」としているのが東予で82.4%、中予で72.7%、南予で65.0%となっている。(図2)南予地域における整備の遅れが顕著で、半分近い事業所において未だ導入されていない。

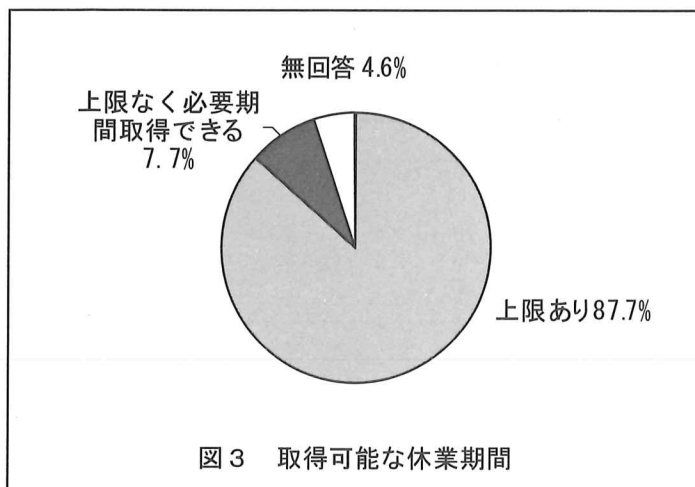
また「規模別」では、「あり」と答えているのが大規模事業所では100%に達しており、人員面及び財政面に余裕があると思われる大規模事業所においては、介護休業制度が完備されていることがわかった。一方、中規模事業所では81.0%でほとんどの事業所が導入しているものの、2割近くが未導入であり、さらに小規模事業所にいたっては、導入している事業所は48.6%にとどまり、半数を切っている。小規模事業所での制度整備の難しさが顕著に現れている。なお、その他の公的機関等は100%の導入率であり、大規模事業所同様、導入が徹底されていた。(図2)これは財政的安定もさることながら、公的機関に課せられている社会的役割の大きさが背景にあるものと思われる。



② 取得可能な休業期間

介護休業の期間について上限を定めている事業所は87.7%と大多数を占めているが、期間の上限は設けず必要な期間利用できるとしている事業所も7.7%あり、育児休業及び介護休業法で示されている基準以上の支援を試みている事業所も見られた。(図3) また、上限を定めている事業所でも、法定の3ヶ月が80.7%と最も多いが、12ヶ月とする事業所が10.5%、6ヶ月とする事業所が5.3%存在しており、事業所ごとの工夫がみられた。

また、介護休業制度の分割利用については「分割して取得できる」とした事業所は15.4%、「分割して取得できない」とした事業所は55.4%で、法定通りのものが半数以上を占め、柔軟な休業制度利用にはいたっていない。



③ 休業中の給与等金銭支給の取扱い（表3）

介護休業中の給与等金銭支給は89.2%の事業所が「支給なし」と答え、ほとんどの事業所が法定通りの取扱いであり、「毎月あり」と答えたのは7.7%、「賞与・一時金等の支給」は3.1%の事業所と極めて低い数値であった。休業することはできてもその間の収入減は著しく、介護休業取得者の経済的困難が予想される結果となった。

地域別では、「支給なし」としている事業所が、東予で96.4%、中予で83.3%、南予で84.6%を占め、大多数であった。しかしながら、南予地域においては15.4%の事業所が「毎月支給あり」と答えており、他地域に比べ高い数値を示している。南予は導入率では遅れているものの、導入した事業所については努力がみられる点は留意すべきであろう。

規模別では「支給なし」としているのが、大規模事業所で90.9%、中規模事業所では100.0%、小規模事業所では82.4%を占め、やはり大多数を占めている。しかし、小規模事業所の17.6%は「毎月支給あり」と答えている。また、その他公的機関等で22.2%が毎月ありとしている。財政的余裕の有無から考えると、大規模及び中規模事業所の方が、金銭支給が容易であると思われるが、実際は小規模事業所の方が毎月の支給を実現している事業所が多かった。ここから財政的余裕よりも、事業主の意識の高さや、小回りがきくか否かが、金銭支給の有無を左右していることが予想される。

表3 介護休業中の給与等金銭支給の取扱い

	毎月支給あり	賞与・一時金等の支給あり	なし
全体	5(7.7%)	2(3.1%)	58(89.2%)
地域			
東予	1(3.6%)	—	27(96.4%)
中予	2(8.3%)	2(8.3%)	20(83.3%)
南予	2(15.4%)	—	11(84.6%)
規模			
大規模	—	2(9.1%)	20(90.9%)
中規模	—	—	17(100%)
小規模	3(17.6%)	—	14(82.4%)
その他	2(22.2%)	—	7(77.8%)

④ 介護休業制度対象者

全ての事業所が正規の男女従業員を対象としており、性別による差別はなかった。ただし、パートタイマーを対象とする事業所は1割にとどまり（パート男子対象は11.0％・パート女子対象は10.0％）、雇用形態による差別が顕著に現れている。育児休業及び介護休業法ではパートタイマーを対象とすることを義務付けてはおらず、法定通りの内容であるが、近年、ワークシェアリングなど就労形態の多様化が唱えられ、増加するパートタイマー⁴⁾の労働条件保障が課題となっている現状を踏まえると、パートタイマーの制度対象化は必須事項であろう。⁵⁾

また、育児休業及び介護休業法では対象外にしても良いとされている勤務年数1年未満の者について、「利用できない」とした事業所が78.5％で大多数であったが、21.5％の事業所が「利用できる」とし、努力がみられた。この点についても、介護ニーズは育児ニーズと異なり、人生のいかなる場面で生じるか想定できるものではないことから、勤務年数に関係なく休業を認めることが介護ニーズの特性からは当然であろう。また介護休業は事業所に対する貢献の対価として与えられるものではなく、介護ニーズ充足は高齢者及びその家族の最低限生活の保障に必要不可欠なものであるという観点から認められるべきものであることから、勤務年数に関係なく休業制度を利用できるようにするのは当然のことである。

⑤ 介護休業制度の利用状況と利用後の復職状況（表4）

介護休業制度の利用状況は、男性3名、女性42名となっており、女性の方が圧倒的に多い。これは保守的な愛媛県において、「介護は女性の役割」というジェンダーが根強く残っている地域特性、及び上述したように休業中は金銭支給がないということから一般的に収入の低い女性が休業する方がデメリットが少ないという制度上の問題点からもたらされる結果であると思われ、そしてこの制度上の問題点がジェ

ンダーをさらに促進するという悪循環を招いているととらえることができよう。介護は女性一人が責任を負えるものではなく、男女がともに考え、責任を負うことが望ましいことから、制度上の問題点の解決および意識面でのジェンダーの解消を進める必要がこの利用状況からもうかがえる。

地域別にみると、女性利用者の97.6%が中予の事業所であり、男性利用者は2名が中予事業所であった。中予地域において利用者のほとんどを占めているのは、中予地域の制度整備状況の高さ及び、愛媛県下において中予地域は比較的都会性の高いことからくる人々の意識の高さがその背景にあると思われる。一方、南予地域における利用者は0名であった。これは整備状況の遅れのみならず、最も田舎であるという地域性から保守的な考え方（介護は家族、特に女性の仕事であり、仕事をやめて介護をするべきなど）が強いことからくるものと思われ、東予地域の現状とは極めて対照的であるといえる。

規模別では、女性利用者の73.8%が大規模事業所であり、残りの26.1%が公的機関であった。男性利用者については、1名が中規模事業所、2名がその他の公的機関等となっている。小規模事業所では制度利用者が男女ともに0名であった。このことより事業所規模が大きい、または公的な機関である場合においてのみ利用が進んでいることがわかる。これは「休みやすいか否か」という従業員の意識及び事業所の環境に関わる要因が強く影響しているものと考えられる。すなわち、大規模事業所の場合、人員面でも余裕があるため休みやすく、また公的機関はその社会的役割上、事業主や上司、同僚の意識も高く休みやすい環境にあることが予想される。

なお、休業制度利用後の復職状況については男女ともに100%復職しており、仕事の継続という意味で、「介護と仕事の両立」という制度の目的のひとつは達成されているといえよう。

表4 介護休業制度利用状況

	男性	女性	計
全体	3 名	42 名	45 名
地域			
東予	1 名	1 名	2 名
中予	2 名	41 名	43 名
南予	0 名	0 名	0 名
規模			
大規模	—	31 名	31 名
中規模	1 名	—	1 名
小規模	—	—	0 名
その他	2 名	11 名	13 名

⑥ 代替要員の採用状況（表5）

介護休業中において、代替要員の「採用あり」とした事業所は5%のみであった。

地域別では、中予の事業所のみが代替要員を採用しており（中予地域の事業所内では23.1%を占めている.）、東予、南予地域では代替要員を採用している事業所はなかった。これは、休業中のみの代替要員の確保の難しさを物語っており、このような現状が東予、南予地域における介護休業制度利用の促進を妨げていると思われる。

一方、規模別では、「採用あり」としたのが大規模事業所と公的機関のみで、中規模事業所、小規模事業所ではすべて「採用なし」であり、中小規模事業所における代替要員の確保の困難さがみられ、それが上述したように、制度利用の促進を阻害する一要因であると思われる。

表5 代替要員の採用状況

	あり	なし	無回答
全体	3(5.0%)	30(46.0%)	32 (49.0%)
地域			
東予	—	9(100.0%)	
中予	3(23.1%)	10(76.9%)	
南予	—	11(100.0%)	
規模			
大規模	2(20.0%)	8(80.0%)	
中規模	—	10(100.0%)	
小規模	—	7(100.0%)	
その他	1(16.7%)	5(83.3%)	

2) 介護休業制度以外の介護支援制度について

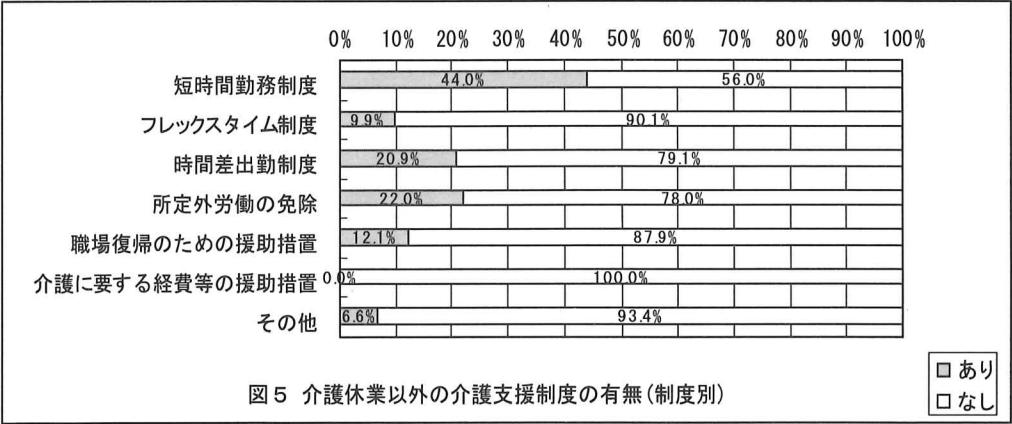
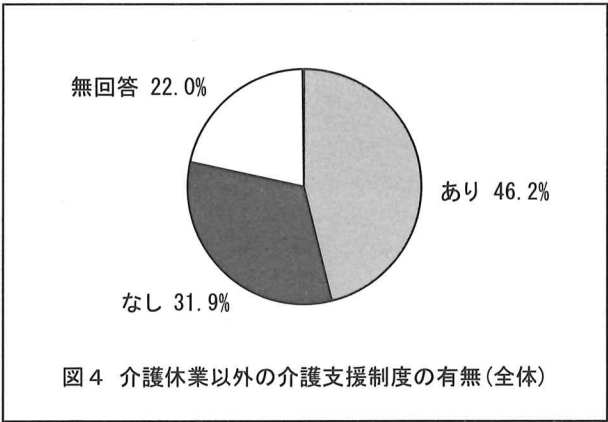
介護休業制度以外の介護支援制度について「あり」とした事業所は46.2%と半分には満たない。また「なし」と答えた事業所のうち、62.1%が今後も整備する「予定なし」としている。（図4）少なくともひとつは介護休業以外の介護支援の措置をとることが義務付けられているにも関わらず、措置をとっている事業所は半分にも満たず、介護休業制度以上に普及が遅れていることがわかる。なお、項目別では、「短時間勤務制度」の導入率が最も高く44.0%、反対に最も導入率が低かったものが「介護に要する経費等の援助措置」で0%であり、前述の金銭支給がないのに加え経済面での援助もなく、休業中の経済的困難さがうかがえる結果となった。（図5）

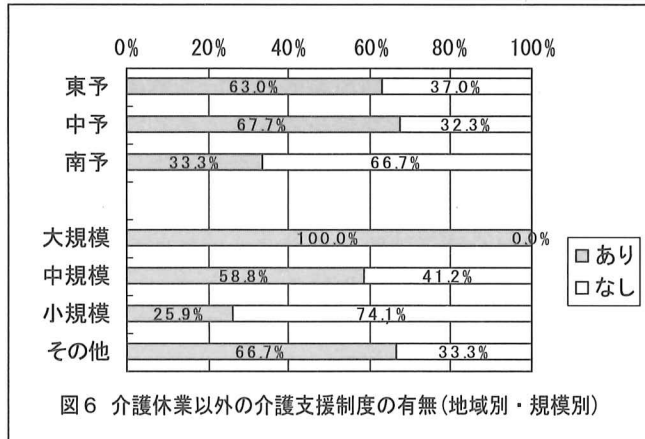
地域別では、「あり」と答えた事業所が東予で63.0%、中予で67.7%と6割を超えているが、南予では33.3%と極めて低い数値を示しており、南予地域では介護休業以外の介護支援制度を設定していない事業所が多くを占め、整備の遅れが著しい。（図6）

規模別では全ての大規模事業所が「あり」としているのに対し、中規模事業所では58.8%にとどまり、小規模事業所にいたっては25.9%と極めて低い割合になっている。

また、その他公的機関等でも 66.7%となっており、導入が進んでいるとはいいがたい。(図 6)

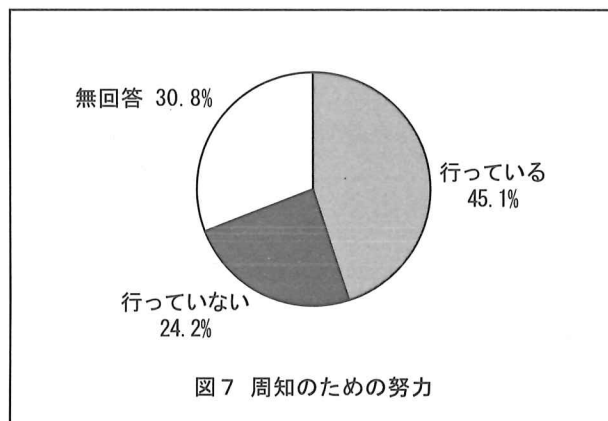
このことより、南予地域及び小規模事業所における整備の遅れが顕著であり、非常に格差が大きいこと、また全体的に介護休業制度に比べ整備が進んでいないことがわかる。介護休業制度は限られた短い期間のみの休業で、しかも分割利用ができない事業所がほとんどであることから、介護休業制度のみでは介護ニーズを満たすことは到底無理であり、実際には介護保険等の介護サービスを利用して介護ニーズを満たすことになる。しかしながら現在の介護保険等の在宅サービスは家族の手を全く必要としないほどには整備されていないため、介護サービスを利用しても家族介護は一定程度必要となってくる。すなわち、就労家族に生じる介護ニーズを満たすには、介護保険等の介護サービス及び介護休業制度のみでは不十分であり、日々の介護サービスを補充する家族介護を行えるよう、フレキシブルな働き方を可能とする介護休業以外の介護支援制度が必要不可欠である。従って、介護休業以外の介護支援制度が整備されていない愛媛県の実態は、就労家族における介護ニーズ充足が困難な状況、または無理を強いた形での仕事と介護の両立を招いていることが予想され、早急にその充実が必要とされるところである。





3) 周知のための努力について

事業主の義務とされている制度に関する「周知のための努力」については、「行っている」と答えた事業所は45.1%のみで半分に満たず、24.2%の事業所については「行っていない」と答えている。(図7) 制度利用に結びつけるためには、制度を知ることが最も重要かつ基本的な要件である。介護サービスの周知についても行政機関、介護サービスの事業所の課題となっているところであるが、介護休業制度については介護保険の介護サービスほどクローズアップされておらず、知らない、または詳細を理解していない人は多く存在するものと思われる。制度利用の促進には、事業所側の「周知のための努力」の徹底化が必要であると同時に、事業所に頼るだけでなく各行政機関による広報活動も必要不可欠であろう。



IV まとめ

愛媛県における介護休業等介護支援制度の普及・利用状況とその内容について、今回の調査で明らかになった課題をここで整理し、今後の方向性について検討したい。

第一に、介護休業制度の普及促進があげられる。育児休業及び介護休業法制定以降、愛媛県において介護休業制度の普及は着実に進んでいるが、⁶⁾制度導入が義務化されているに

も関わらず未導入の事業所がかなりの割合で存在し、しかもそのうちの半数近い事業所が今後も導入する予定はないとしていることは決して軽視できない事実である。

今後、制度の周知徹底及び未導入事業所への罰則規定の設定、導入事業所への税制上の優遇措置や金銭面での援助の充実等を図り、導入の促進を図ることが必要である。

第二に、介護休業制度の内容そのものの充実の必要性がある。育児休業及び介護休業法に示されているものはあくまでも最低レベルの規定であるが、実際は法定通りの制度内容としている事業所がほとんどであった。しかし、就労家族の抱える介護ニーズと仕事の継続ニーズを考えるとそれのみでは十分とはいえない。⁷⁾ 今後、以下のような点で改善を進める必要がある。

まず金銭面の支給の充実である。著しい収入減を強いられる現制度下では、介護休業中の家族には相当の経済的な負担を強いるという問題、そしてそれに伴い利用促進が阻害されるという問題が生じる。さらに、一般的に収入が低い女性に制度利用が偏り、男女共同参画の一端でもあるはずの介護休業制度が現実にはジェンダーを促してしまうという問題もある。安心して無理なく男女ともに介護休業制度を利用できるよう、満額ではなくとも毎月の金銭支給を実現させることは必要不可欠であろう。ただし、これには雇用主側にとって多大な負担を強いることにもつながる。そこで、介護休業中の家族に対する家族介護手当の支給など福祉制度の充実が併せて必要となり、介護休業制度及び福祉制度、両制度が連携しながらの制度充実が不可欠である。

次に休業期間の延長と分割利用を可能とすることがあげられる。法定の3ヶ月という期間に規定している事業所が最も多かったが、介護は3ヶ月で終わることは極めて少なく、⁸⁾ また介護ニーズが生じた際、介護サービス利用までの準備期間とするにも、施設の入所待ちに大変な時間かかる現状を踏まえると短すぎる。従って最低でも1年くらいの期間が必要と考えられ、法定休業期間を延ばす必要がある。また、現在、分割利用できない事業所がほとんどであるが、要介護高齢者の病気、身体的精神的状態の急変により、急な介護ニーズが生じ、すぐには介護サービスが対応できない場合や、家族が定期的に介護を通して高齢者との交流を望む場合などには、介護休業を短期間、分割して利用できるように制度が必要である。介護ニーズは実に多様なものであることから、より柔軟な介護休業制度のあり方が望まれる。

最後に制度対象者の拡大があげられる。特に、就労形態の多様化が進められる現在、パートタイマーの対象化は時宜にかなったものであり、また労働者の権利保障の観点からも必須である。

第三に介護休業以外の介護支援制度の整備が必要不可欠である。介護休業以外の介護支援制度（以下「その他の介護支援制度」とする。）の整備状況は介護休業制度以上に遅れていることが明らかになった。これらの支援制度は、今後特に重要な役割を果たすものと思われることから、拡充を進める必要がある。その理由としてまず第一に事業所側が育児休業及び介護休業制度を導入する際に問題点としてあげているのが「代替要員の確保」であるが、⁹⁾ その他の介護支援制度の利用は休業することなく家族の介護に対処することを可能とすることができる。第二に、前述したように、休業中は収入がないため介護休業制度の利用は経済的な問題が生じてしまうが、その他の介護支援制度の利用は働き続けているため、収入を維持することができる。第三に介護ニーズは多様で、その発生は偶発的なリス

クであることを踏まえると¹⁰⁾、介護支援制度は内容、取得時期、取得期間について柔軟性に富んだものであることが望ましい。その他の介護支援制度の充実も介護支援制度の柔軟化につながるものである。

第四に制度利用の促進がある。介護休業制度やその他の介護支援制度といった制度そのものが導入されても、実際に利用に結びついていなければ意味がない。しかしながら愛媛県では、利用者は少なく、また女性の利用が圧倒的に多く、男性の利用が極めて少ないという問題点が明らかになった。

今後、まずはこの制度利用における性差をなくすべく、介護休業中の経済的な保障制度の整備、ジェンダーに捕らわれた意識の変革、さらに男性の休業取得へインセンティブが働くようなシステム（同一要介護高齢者であっても男女ともに介護休業を取得できるなど）が必要となる。また、全体的に利用者数が増えるよう、低い数値であった事業所による制度に関する周知への努力の徹底や、介護サービスのみならず職場における介護休業等介護支援制度の利用も含めたケアマネジメントシステムの導入が必要不可欠であろう。これらは事業所の努力のみでは到底実現しえず、行政による支援が重要である。

最後に南予地域及び小規模事業所に重点を置いた行政支援の必要性をあげたい。今回、特に小規模事業所、そして小規模事業所を多く含む南予地域において、制度整備の遅れ、制度内容の不十分さ、利用者の少なさが目立った。これはナショナルミニマムすら保障されていない地域や人々の存在を意味している。このような不平等は早急に是正される必要がある。南予地域及び小規模事業所を対象を絞り、特別な補助金の支給を行う、意識改革を図るなどの行政支援が求められる。

今回、愛媛県における介護休業制度に関する実態調査を通して、愛媛県の特徴として小規模事業所での整備の遅れ、そしてその小規模事業所を数多く抱え、保守的な地域性を有する南予地域において整備の遅れが顕著であることが明らかになるほか、愛媛県全体での介護休業制度の内容的な課題が明らかになった。その一方では一部ではあるが、法定以上の規定を設け、努力している事業所の存在も明らかになった。今後このような取り組みが広がるよう、ファミリーフレンドリー企業の普及に期待したい。また、本調査では実態調査にとどまったが、このような結果が出た背景をさらに詳細に究明し、愛媛県における地域福祉の視点を導入した介護支援体制構築に向け、効果的な対策の検討を行っていききたい。

付記 本研究は平成12年度えひめ女性財団の研究費女性を受け実施した研究成果の一部である。

注

- 1) 山田昌弘（2001）は福祉国家の目標についてエスピアン・アンデルセンが「社会的リスクから守る」と「階級的分断への橋渡し」であるとしていることを示している。
- 2) 要介護者の発生に伴い家族の就業形態が変化する点を岩本康志（2003）が指摘している。さらに服部万里子（2003）は介護保険が家族介護によって支えられてきたことを介護の必要性和同居率との関係や家族介護と介護サービス利用との関係の中で示し、介護者がその負担に耐えられなくなった時が在宅介護の限界であるとしている。

- 3) ある種の介護サービスの利用は就業確率を高めるが、多くの介護サービスではそうとは限らない点を大日康史(2001)が指摘している。
- 4) 平成13年度「パートタイム労働者総合実態調査」によるとパートタイム労働者は949万人にのぼり、労働者に占める割合は22.1%となっている。
- 5) 大沢真知子(2003)は夫婦がともに育児や仕事を行うに際し、『私生活と仕事のバランスがとれた働き方の選択肢のひとつ』としてパートタイム労働をあげ、パートタイム労働を正社員の短時間労働者として社会に位置づける必要性を指摘している。
- 6) 今回の事業所における実態調査によると、法制定以前の平成7年10月1日以前から導入していた事業所は15.4%であったのに対し、制定から施行までの平成7年10月1日から平成11年3月31日までに導入した事業所は33.8%、法施行後の平成11年4月1日移行に導入した事業所は49.2%と、法施行により、制度の普及が急ピッチで進んでいる。
- 7) 田崎美弥子ら(1997)は、介護休業制度利用者のQOLは、他の在宅介護者や健常者のそれに比べて低いという調査報告をしている。
- 8) 平成10年国民生活基礎調査によると、要介護者の要介護期間は「3年以上」が最も多く58.2%、次いで「1年以上3年未満」が23.7%で6ヶ月未満は8.3%と1割にも満たない。また寝たきり者の寝たきり期間は、やはり「3年以上」が最も多く51.0%、次いで「1年以上3年未満」で23.1%、6ヶ月未満は13.2%となっている。
- 9) 赤澤淳子・三吉愛子(2003)は育児休業及び介護休業制度導入に伴い、事業所があげる問題点として「代替要員の確保が困難である」ことが最も多い点を指摘している。
- 10) 山田昌弘(2001)は近代社会において家族で処理しなければならない社会的リスクを「基本的リスク」と「偶発的リスク」に分け、さらに前者を「1. 子どもを産み、育てながら生活をするリスク」「2. 高齢期における生活のリスク」に、後者を「3. 家族の経済基盤を失うリスク」「4. 家族解体、家族負担過剰のリスク」に分類し、4タイプがあるとしている。介護に関わるリスクは、「2. 高齢期における生活のリスク」と「4. 家族解体、家族負担過剰のリスク」に分類しており、前者はすべての人に生じるもので「高齢期に働けなくなる」という主に経済面に関わるリスクとし、後者は、「家族メンバーが要看護、要介護状態になるリスク」と説明し、家族介護を「偶発的なリスク」と位置付けている。

参考文献

- 赤澤淳子・三吉愛子, 2003, 「愛媛県の事業所における育児支援制度の実態と課題」『今治明德短期大学研究紀要』今治明德短期大学
- 赤澤淳子・濱島淑恵・三吉愛子, 2003, 「愛媛県における育児支援制度の実態と課題」『家政学研究』vol. 49No. 2
- 岩本康志, 2001, 「要介護者の発生にともなう家族の就業形態の変化」『社会福祉と家族の経済学』東洋経済新報社
- 大沢真知子, 2003, 「日本のパート労働者」『現代のエスプリー仕事と家庭の両立―』至文堂
- 大日康史, 2001, 「介護場所の選択と介護者の就業選択」『社会福祉と家族の経済学』東洋経済新報社
- 厚生労働省ホームページ, 平成10年国民生活基礎調査, http://www1.mhlw.go.jp/toukei/h10-ktyosa/4-4_8.html
- 厚生労働省ホームページ, 平成13年度パートタイム労働者総合実態調査, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/01/>
- 田崎美弥子・稼農恵子・畑田けい子・宮岡悦良・中根允文, 1997, 『介護休業制度を利用する働く女性のQOL調査研究』
- 服部万里子, 2003, 「家族介護の変化と課題―介護保険制度の関連から―」『社会福祉研究』第88号, 鉄道弘済会
- 濱島淑恵, 2001, 「第三章 介護支援制度」『愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査』えひめ地域福祉研究会
- 山田昌弘, 2001, 「転換期の家族政策」『社会政策研究②特集 家族・ジェンダーと社会政策』東信堂

The features and issues of Care support system in Ehime prefecture

Yoshie HAMASHIMA

Junko AKAZAWA

Aiko MIYOSHI

<Abstract>

The authors investigated the actual conditions of the introduction rate of nursing-care leave system, the matter of it, the number of users and the endeavor to inform it in companies, and public institutions in Ehime prefecture. And they analysed the result of the investigation, and discusses the features and issues in Ehime prefecture, so suggested following things.

First, it is the most important subject to promote to introduce the nursing-care leave system and other care support systems. And it is need to improve the matter of that system, for example to pay for the nursing-care leave period, prolong that period, and to permit to use it many times. Third, it is needed to increase kinds of care support systems without nursing-care leave system in order to use that systems easily and flexibly. Forth, the government and employers have to endeavor to increase the number of users it by sufficient information. Especially it is need to concentrate on the promotion to introduce,improve the matters and increase the useres in South area and small companies.

朝食習慣と健康のかかわり（短大生の健康状態調査の結果から）

原 映 子・河 野 弘 美
阿 部 清 子・伊 藤 敏 乃

The Relationship of Breakfast and Health by The Survey on Health Condition of Junior College Students

Eiko Hara, Hiromi Kouno, Kiyoko Abe and Toshino Itou

1. 緒言

現代の日本社会は、生活が便利になって運動の機会が減少し、食物は豊富になったものの嗜好的な選択が優先され、さまざまなストレスが子供から老年者まで全ての年代に増加している。このように物質的に恵まれた環境の中で生活してゆくには、多くの選択肢の中から、現在および将来の健康を考慮しながら自らが適切な選択ができる意志と知識を育てることが必要であり、これからの健康教育に最も必要とされるものである。

我々は、昨年から本学の全学生を対象として健康状態調査を実施し、生活パターンや食生活の状態とそれらに対する自己の認識度について調べてきた。この調査の目的は、その結果を学生一人一人に回答することにより、学生たち自身が現在の生活を見直して問題点に気づく機会をつくり、一人一人に合わせた改善へのアドバイスをする個別健康指導を実施することであった。

この健康状態調査の結果から、現代の若者の生活や食生活に関するさまざまな問題点が見えてきた。すなわち生活に関する項目では、運動習慣のない者が約55%と多く、肥満が約16%、かくれ肥満が約11%に見られた。自己の体型に関するイメージでは、自分が太っていると思っている人の87%は適正体型であり、正しく自己認識できていないことがわかった。疲労度診断では、男女共疲労感の強い者が多く、重度疲労である者が全体の約70%を占め、また朝食習慣のない者が全体の約20%、特に男性では30%以上を占めた。更に、喫煙の有害性が広く周知されている今日においても喫煙率は高く、特に男性では40%以上を示した。また、食生活に関する項目では、全体の30%程度の学生に何らかの問題が見られたが、それに対する改善意欲は高く、問題を持つ学生の80%以上が食生活の改善を希望していた¹⁾。

これらの結果を踏まえて、我々はさまざまな調査項目の相互関連性について検討を加えたが、その中で、特に朝食習慣の有無は睡眠、運動、栄養摂取などの一日の生活リズムの鍵となる項目であり、更にはその人の健康志向の高さを示す重要なバロメーターとも考えられる。そこで今回この朝食習慣を軸として各項目との相互関連を調べることにした。

2. 実施方法

2002年に実施した健康状態調査の結果を基にして、集計および統計的な分析を行った。分析にはエクセル統計を用い、スピアマンの順位相関係数の検定及び χ^2 検定を行った。なお、検定は無回答を除外して行った。

(1) 対象

対象は本学に在学する学生とし、女性224名、男性103名の内、回答者はそれぞれ210名と96名であり、回答率は、女性93.4%、男性93.2%であった。

年齢分布は、19歳までが全体の55.6%、20歳から29歳までが34.0%、30歳から39歳までが7.8%、40歳以上が2.6%であった。

(2) 身体状況調査の実施

身長と体重については、本学で毎年4月に実施している健康診査の結果を利用した。また、体脂肪率の測定は、アンケート調査の実施と平行して行った。

体脂肪率は、(株)タニタ製のPBF-101を用い、インピーダンス法(生体電気抵抗測定法)で測定した。

身長と体重からBMI (Body Mass Index)値を下記の式で計算し、体脂肪率との関係から「やせ」、「適正」、「かくれ肥満」、「肥満」の4分類で体型の判定を行った。

$$BMI = \text{体重 kg} / (\text{身長 m})^2$$

(3) 健康状態調査の実施と個別診断表の作成

調査では記名自己記入式調査表を配布し、その場で回答を求め回収した。

調査表には調査目的を明確に表示し、合わせて個人情報の保護に関する説明を明記した。

(4) 調査項目

① 健康感

現在の健康状態の自己認識度を「良い」、「まあまあ良い」、「気になることがある」、「良くない」の4つに分けて選択させた。

② 体型認識

現在の自分の体型を「太っている」、「ちょうど良い」、「やせている」に大別し判定させた。

③ 疲労度

現在の健康状態を、肉体的疲労感10項目と精神的疲労感20項目について回答させ、それぞれ「全くない0点」、「少しある0.5点」、「ある1点」、「よくある2点」で合計し、疲労の判定のための機能検査法(日本産業衛生協会)により、「良好」、「軽度精神疲労」、「軽度肉体疲労」、「両疲労」、「重度疲労」の5段階に分けて判定した。

④ 生活活動強度

1日24時間を安静状態、立ち状態、歩く状態、速歩状態、筋肉運動の5つに分け、それぞれの所要時間数から1日の生活活動強度を計算した。

⑤ 睡眠時間と朝食習慣

生活時刻の調査として、就寝と起床時刻から睡眠時間を計算した。また1日の食事の有無とその時刻を回答させた。

⑥ 喫煙習慣とニコチン依存度

喫煙習慣の有無について回答させた。さらに、喫煙習慣のある者については、喫煙状況からニコチン依存度を計算した。

⑦ 食生活診断

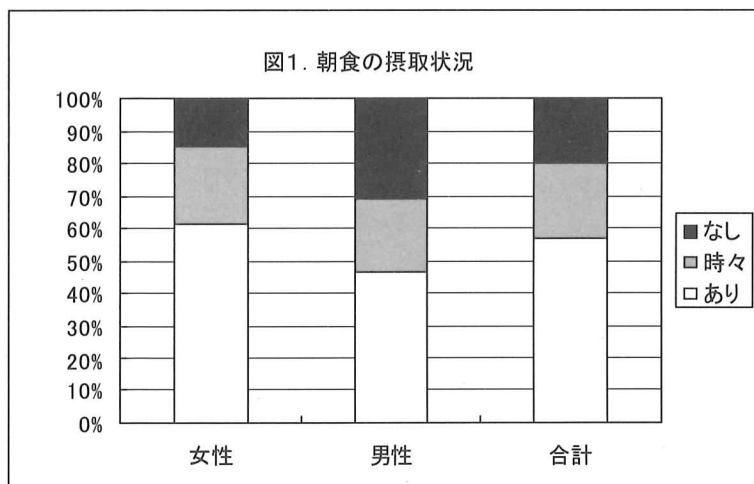
食物摂取状況調査は、1日の詳細な食物摂取状況ではなく、日常的な食物摂取の習慣について調べた。

食習慣調査は、食品摂取状況に関わる10項目（穀類、肉や魚、淡色野菜、緑黄色野菜、果物、牛乳・乳製品、小魚・海藻類、動物性脂肪、菓子類、アルコール）、および食行動・食態度に関わる10項目（間食・夜食の頻度、食欲の有無、偏食の有無、食品の組み合わせへの意識、食事の量、楽しい食事、便秘の有無、運動習慣の有無、食事作り、調理済食品・インスタント食品の利用頻度）について回答させた。回答は、合計20項目を点数化し、最も望ましい状況から3、2、1、点として、その総合計を食生活点数とした。また、それ以外に外食（中食）の利用頻度、食生活意識と改善意欲についても回答させた。

3. 結果と考察

（1）朝食の摂取状況

朝食習慣の「ない」者が全体の20.2%（58名）あり、女性では14.7%（29名）、男性では32.2%（29名）であった。これに「時々食べない」者を加えると、全体で43.5%（123名）であり、女性では38.6%（76名）、男性では54.4%（49名）を占めた。このように男性では朝食をとる習慣が全くない者が多く、女性の2倍以上であった。（図1）

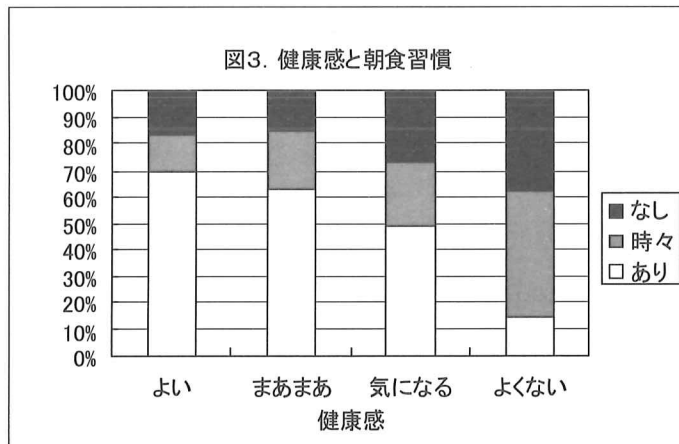
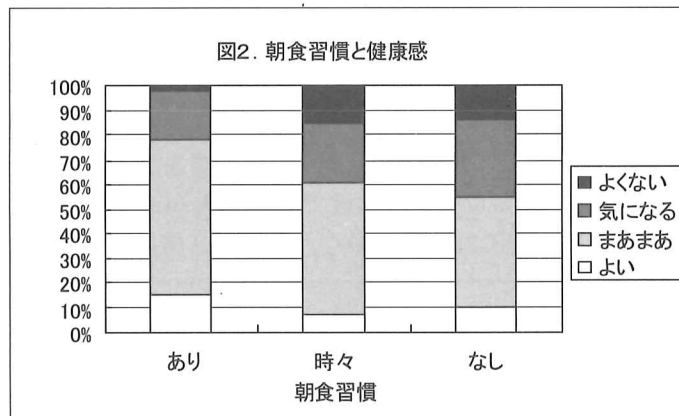


平成12年度の国民栄養調査によると、朝食の欠食率は男女とも15歳から19歳で上昇し始め、20歳から29歳で最も高くなり、男性は30.5%、女性は16.3%を示している。これは今回の我々の調査結果とほぼ一致していた。また、国民栄養調査の結果では、その後年齢の上昇と共に次第に欠食率は低下してゆくが、15歳から40歳までの最も活動的でエネルギーの必要な年代に朝食の欠食が多いことは特に問題であり、健康

上のいろいろな面に影響があると考えられる²⁾。一方、朝食欠食率の年次推移は、男性では1975年の6.7%から徐々に上昇し、2000年には10.7%に達している。しかし女性はこの間、約6%でほぼ一定である³⁾。このように、朝食の欠食は特に男性に多く、また男性だけがこの25年間で年を追って上昇を示している点も問題である。

(2) 朝食習慣と健康感

朝食習慣が「ある」と回答した人163名のうちで、健康状態が「良い」または「まあまあ良い」と回答した人は、全体の77.9% (127名) であった。これに対して、「時々食べる」と回答した人では60.6% (40名)、朝食習慣が「ない」と回答した人では54.4% (31名) であり、朝食習慣のある人の方が自己健康感が良いと感じている人が多く、この傾向はスピアマンの順位相関係数検定で関連性ありと判定された。(図2) また、健康感が「良い」と回答した人の内で朝食習慣が「ある」人は69.4%、「まあまあ」の人では、63.0%であったのに対し、健康感が「気になるところがある」人では49.3%、「悪い」と回答した人では、朝食習慣のある人は14.3%にすぎなかった。このように朝食習慣と健康感には密接な関係があることがわかった。(図3)

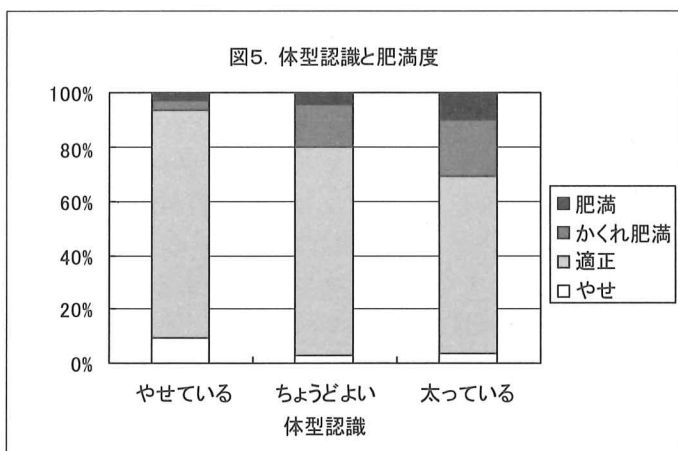
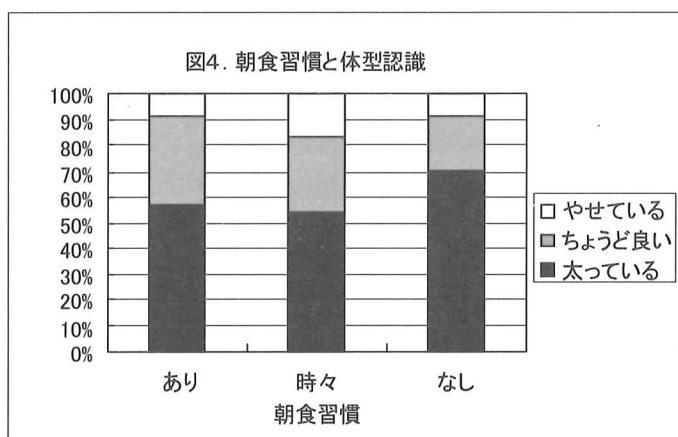


Smith, AP らの報告⁴⁾ では、朝食の摂取が記憶力や注意力、気分に影響し、摂らない者よりも優れているとしている。また、朝食による血糖値の上昇が学習や作業の効率

を高めることは知られているが、更に最近では朝食が脳内の食欲関連物質オレキシンを分泌させることによって、脳の働きを活性化することがNakamura, Tらによって証明されており⁵⁾、今回の結果はこのような報告とも合致するものである。

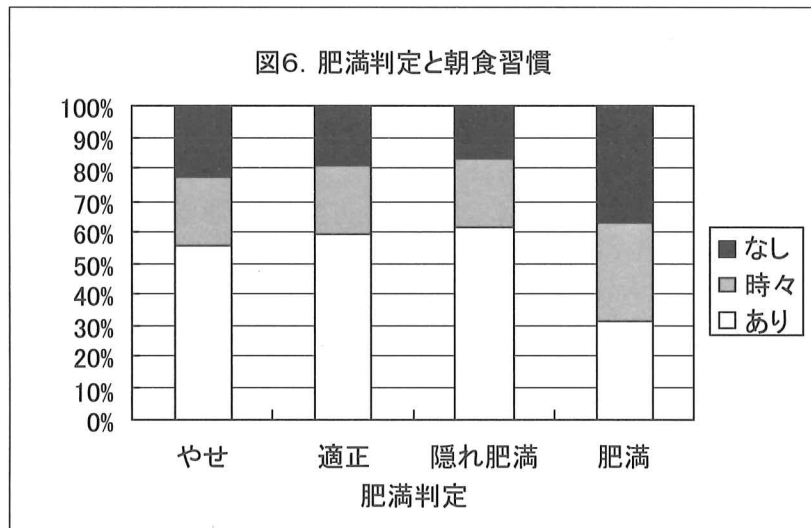
（3）朝食習慣と体型認識

朝食習慣が「ない」と回答した人57名のうちで自己の体型を「肥満」と認識している人は、70.2% (40名)であり、朝食習慣が「ある」と回答した人162名のうちで自己の体型を「肥満」と認識している人の割合56.8% (92名)に対し、統計的関連性は示されなかったものの高い傾向を示した。(図4) これは、肥満対策として、朝食を取らないことで摂取カロリー量を減らそうと考えているのではないと思われる。しかしながら、実際には自己の体型を「肥満」と認識している人のうちで、真に「肥満」あるいは「かくれ肥満」である人は、31.2%にすぎなかったことから(図5)、むしろ朝食を取らないことによる他のさまざまな弊害の方が重大であると考えられる。さらに、朝食摂取は過食を防止し、血圧やコレステロールを下げることで報告されており⁶⁾、朝食を摂らないことは肥満対策には逆効果であると考えられる。今後朝食習慣の徹底のためには、このような朝食や体型認識に対する誤った理解を是正することがまず必要と考えられる。



(4) 朝食習慣と肥満度

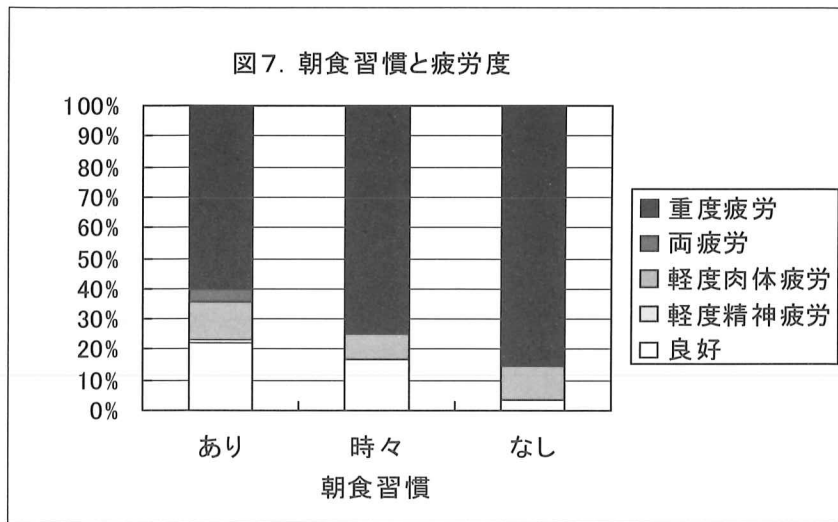
「肥満」と判定された人のうちで、朝食習慣の「ある」人は31.6%、「ない」人は36.8%であった。これに対して「適正」と判定された人では、朝食習慣の「ある」人は58.6%、「ない」人が19.1%と両者で差がみられた。しかし、「かくれ肥満」と判定された人では、朝食習慣の「ある」人は61.0%、「ない」人は17.1%と適正群と差はなかった。また、「やせ」と判定された人でも、朝食習慣の「ある」人は55.6%、「ない」人は22.2%と適正群と差はなかった。(図6)



Ortega, R. Mらによると、肥満児は健常児に比べて朝食欠食が多いことが報告されており⁷⁾、今回の我々の結果と一致した。しかしながら、「かくれ肥満」に関しては、「適正」群と比べて朝食習慣との違いは認められなかった。これは、「かくれ肥満」の人はその自覚がないため朝食を欠食する傾向が少ないためと考えられる。「かくれ肥満」と朝食習慣については報告が少なく、まだ関連性が明らかではないが、今回の我々の調査結果では、相関性は認められなかった。今後は朝食内容とかくれ肥満の関連についても調査、検討してゆく必要があると思われる。

(5) 朝食習慣と疲労度

今回の調査で「重度疲労」と判定された人は、非常に多く、全体の68.3%(192名)を占めた。朝食習慣が「ある」人の内で「重度疲労」と判定された人は、60.2%であったのに対し、「時々食べる」「食べない」人では、「重度疲労」と判定された人は、それぞれ73.8%、85.5%と高率を示し、スピアマンの順位相関係数検定においても関連性ありと判定された。(図7) また、疲労度判定で、「良好」とされた人は、全体の17.1%(48名)にすぎなかったが、そのうちで朝食習慣が「ある」人は、72.9%であり、「時々食べる」「食べない」人は、それぞれ22.9%、4.2%と非常に少なかった。以上のことから、朝食習慣の「ある」人は、「ない」人に比べて重度疲労の割合が少なく、更に良好な生活をしている人は、朝食をいつも摂っている人が多いことが明らかとなり、朝食習慣と疲労度とは非常に関連性が深いことがわかった。



今回の調査では、疲労度の強い者が約70%と非常に多かったが、前出の全体的健康感に関する設問においては、体調が「悪い」と回答している者は、全体の7.3% (21名) にすぎず、「気になるところがある」と回答している者を含めても30.7% (88名) であり、この疲労度調査の結果とは一致しなかった。これらの疲労度の調査方法は、本人の主観を尋ねるものであるので、客観性に欠ける傾向があり、課題を残していると思われる。しかし、いずれにせよ今回の結果において、一生の中で健康面や体力面が最も充実していると思われる学生達の多くが「重度疲労」と判定されたことは、重大な問題である。この結果の原因としては欠食、食事内容や食事時刻のアンバランス、睡眠不足、運動不足、ストレスなどさまざまな要因が複雑に関係していると考えられる。

(6) 朝食習慣と生活活動強度

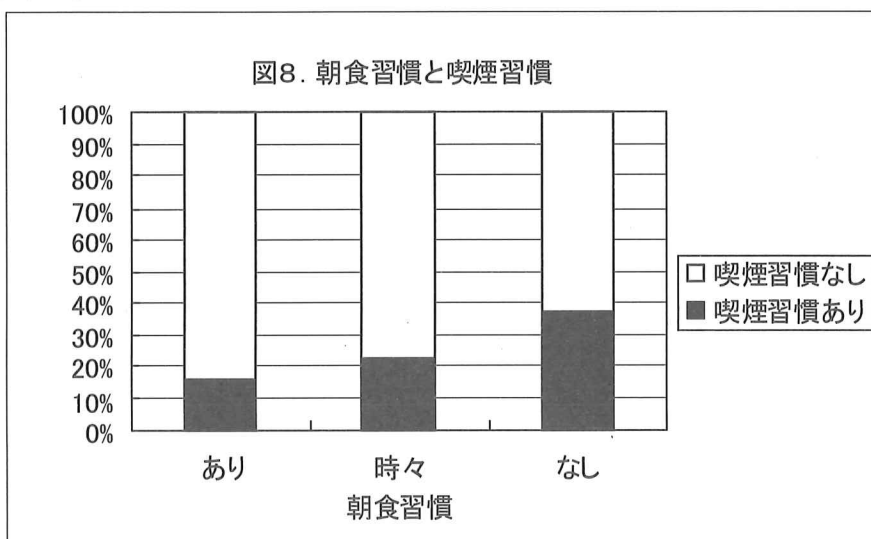
朝食習慣の「ある」人は、平均生活活動強度は 1.88 ± 0.43 であったのに対し、「時々食べる」人で 1.95 ± 0.43 、「食べない」人で 1.94 ± 0.48 であり、有意差は見られなかった。すなわち、朝食習慣の有無が1日の活動強度と相関するという結果は得られなかった。しかし、我々は日常的に「腹が減っては戦が出来ぬ」ことを体感しており、今回の調査における生活活動強度は、体力的な活動性を示すよりも、むしろその人の勉強やクラブ活動、アルバイト、通学方法などの生活スタイルを反映するものであると考えられるので、相関は得られなかったのであろう。

(7) 朝食習慣と睡眠時間及び就寝時刻

朝食習慣の「ある」群、「時々食べる」群、「なし」群の3群間で睡眠時間に有意な差は見られなかった。日本体育・学校保健センターによる児童生徒の食事状況報告書によると⁸⁾、朝食を摂らない理由の主なものは、「食欲がでない」と「食べる時間がない」であるが、今回の我々の結果では、睡眠不足のために朝食を摂らないのではないことが推測された。

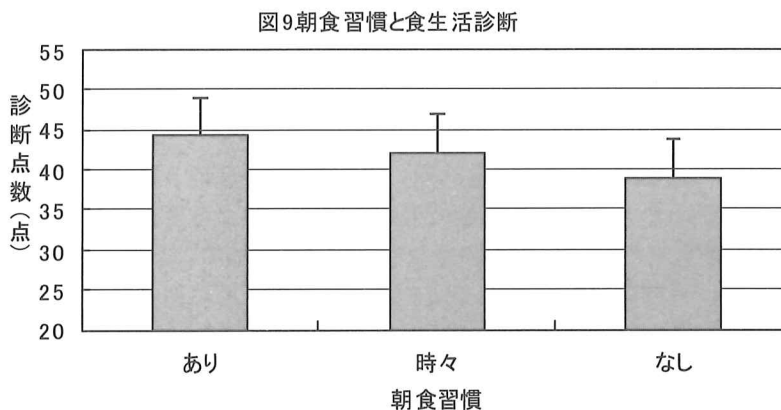
(8) 朝食習慣と喫煙習慣

今回の調査で喫煙習慣は、全体の21.7%(62名)に見られた。朝食習慣の「ある」人のうちで、喫煙習慣の「ある」人は、16.0%(26名)であったのに対し、「時々食べる」群では22.7%(15名)、朝食習慣「なし」群では36.8%(21名)と、大きな差が見られ、スピアマンの順位相関係数検定においても関連性ありと判定された。(図8)Hogland, Dらによると⁹⁾、朝食欠食などの不規則な生活をしている者に喫煙割合が多いことが報告されており、今回の我々の調査結果と一致していた。すなわち、朝食習慣のある人は禁煙意識が高く、自己の健康を守るための意志が強いことがうかがえた。今回の調査では、朝食欠食の理由を設問していないため明らかではないが、浅野によると¹⁰⁾、喫煙は食欲を低下させると報告されており、今回の結果には喫煙による直接的な影響も考えられる。



(9) 朝食習慣と食生活診断

朝食習慣の「ある」群の食生活診断点数は60点中、 44.2 ± 4.7 点であり、「時々食べる」群では 42.2 ± 4.6 点、朝食習慣の「なし」群では 38.9 ± 4.9 点であった。これは、 χ^2 検定の結果、 $p < 0.001$ で有意差があると判定され、朝食の有無は全般的な食生活の状態と強い関連を示した。(図9)



朝食習慣と食品摂取頻度の関わりで有意の関係がみられた食品は、ご飯・パン・麺類などの主食（ $p < 0.001$ ）、肉・魚・卵・大豆製品などの主菜（ $p < 0.01$ ）、副菜の淡色野菜（ $p < 0.001$ ）や緑黄色野菜（ $p < 0.001$ ）、果物（ $p < 0.05$ ）、牛乳・乳製品（ $p < 0.01$ ）、海藻・小魚（ $p < 0.001$ ）であり、朝食習慣の「なし」群は、これらの食品の摂取頻度が低い傾向を示した。一方、脂肪（ $p < 0.05$ ）、菓子類や甘い飲料水（ $p < 0.05$ ）では、逆に朝食習慣の「なし」群が「あり」群に比べ高い傾向を示した。またアルコールについては差が見られなかった。（表1）

表1 朝食習慣と食品摂取頻度

		n(%)			
		あり群	時々群	なし群	X ² 検定
主食 (ご飯・パン・麺)	いつも食べる	133(80.6)	38(48.7)	15(25.4)	$p < 0.001$
	時々食べる	31(18.8)	38(48.7)	42(71.2)	
	ほとんど食べない	1(0.6)	2(2.6)	2(3.4)	
主菜 (肉・魚・卵・大豆)	いつも食べる	46(27.9)	17(21.8)	10(16.9)	$p < 0.01$
	時々食べる	110(66.7)	50(64.1)	37(62.7)	
	ほとんど食べない	9(5.5)	11(14.1)	12(20.3)	
淡色野菜	よく食べる	85(51.5)	33(42.3)	15(25.4)	$p < 0.001$
	時々食べる	72(43.6)	39(50.0)	31(52.5)	
	ほとんど食べない	8(4.8)	6(7.7)	13(22.0)	
緑黄色野菜	よく食べる	63(38.2)	19(24.4)	11(18.6)	$p < 0.001$
	時々食べる	89(53.9)	52(66.7)	24(40.7)	
	ほとんど食べない	13(7.9)	7(9.0)	24(40.7)	
果物	よく食べる	31(18.8)	15(19.2)	4(6.8)	$p < 0.05$
	時々食べる	90(54.5)	38(48.7)	27(45.8)	
	ほとんど食べない	44(26.7)	25(32.1)	28(47.5)	
牛乳・乳製品	よく食べる	64(38.8)	26(33.3)	11(18.6)	$p < 0.01$
	時々食べる	62(37.6)	42(53.8)	30(50.8)	
	ほとんど食べない	39(23.6)	10(12.8)	18(30.5)	
小魚・海藻	よく食べる	31(18.8)	8(10.3)	5(8.5)	$p < 0.001$
	時々食べる	105(63.6)	44(56.4)	24(40.7)	
	ほとんど食べない	29(17.6)	26(33.3)	30(50.8)	
脂肪	よく食べる	16(9.8)	9(11.7)	7(12.3)	$p < 0.05$
	時々食べる	73(44.8)	35(45.5)	38(66.7)	
	気をつけて食べる	74(45.4)	33(42.9)	12(21.1)	
菓子・甘い飲料水	よく食べる	22(13.3)	19(24.4)	18(30.5)	$p < 0.05$
	時々食べる	83(50.3)	36(46.2)	25(42.4)	
	ほとんど食べない	60(36.4)	23(29.5)	16(27.1)	
アルコール	よく飲む	6(3.6)	3(3.8)	2(3.4)	
	時々飲む	73(44.2)	36(46.2)	31(52.5)	
	飲まない	86(52.1)	39(50.0)	26(44.1)	

以上の結果、朝食の欠食者は、栄養摂取の基本である主食、主菜、副菜の食材摂取頻度が低く、それに対して肥満や動脈硬化などとの関連から過剰な摂取が問題とされている脂肪、菓子、甘い飲料は摂取頻度が高かったことから、朝食の欠食は栄養素のアンバランスを来しやすいと推測された。2000年に策定した食生活指針¹¹⁾において、

「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを！」の項目が示されており、本調査結果において朝食摂取の重要性が食品摂取との関わりからも明らかとなった。

朝食習慣と食生活習慣との関わり（表2）では、食欲の有無が $p < 0.001$ 、食品の組み合わせへの意識が $p < 0.001$ 、楽しい食事が $p < 0.01$ 、外食（中食）の利用頻度が $p < 0.001$ 及び食生活意識が $p < 0.001$ であり、5項目に有意差が認められた。

表2 朝食習慣と食生活習慣		n (%)			
		あり群	時々群	なし群	X ² 検定
間食・夜食	食べない	48(29.1)	19(24.4)	13(22.0)	
	時々食べる	69(41.8)	40(51.3)	33(55.9)	
	よく食べる	48(29.1)	19(24.4)	13(22.0)	
食欲	ある	113(68.9)	38(48.7)	25(42.4)	$p < 0.001$
	時々ない	45(27.4)	40(51.3)	28(47.5)	
	ない	6(3.7)	0(0.0)	6(10.2)	
偏食	なし	74(44.8)	33(42.3)	23(39.0)	
	少しある	67(40.6)	33(42.3)	20(33.9)	
	偏食が多い	24(14.5)	12(15.4)	16(27.1)	
食品の組み合わせ	考える	35(21.2)	6(7.7)	3(5.1)	$p < 0.001$
	時々考える	69(41.8)	40(51.3)	21(35.6)	
	考えない	61(37.0)	32(41.0)	35(59.3)	
満腹感	腹八分目	30(18.2)	11(14.1)	5(8.5)	
	まちまち	79(47.9)	45(57.7)	35(59.3)	
	満腹	56(33.9)	22(28.2)	19(32.2)	
楽しく食べる	いつも楽しい	105(63.6)	37(48.7)	25(42.4)	$p < 0.01$
	時々楽しい	37(22.4)	23(30.3)	16(27.1)	
	楽しくない	23(13.9)	16(21.1)	18(30.5)	
便秘	快便	64(38.8)	33(42.3)	22(37.3)	
	時々便秘	80(48.5)	37(47.4)	26(44.1)	
	よく便秘	21(12.7)	8(10.3)	11(18.6)	
運動習慣	よくする	21(12.7)	8(10.3)	5(8.5)	
	時々する	57(34.5)	26(33.3)	21(35.6)	
	ほとんどない	87(52.7)	44(56.4)	33(55.9)	
料理	よく作る	50(30.3)	23(29.5)	9(15.3)	
	時々作る	88(53.3)	47(60.3)	39(66.1)	
	作れない	27(16.4)	8(10.3)	11(18.6)	
インスタント食品 調理済食品	利用しない	20(12.1)	9(11.5)	6(10.2)	
	時々利用する	118(71.5)	48(61.5)	35(59.3)	
	よく利用する	27(16.4)	21(26.9)	18(30.5)	
外食(中食)の利用	あまり利用しない	27(16.6)	16(20.5)	4(6.9)	$p < 0.001$
	時々利用する	116(71.2)	48(61.5)	32(55.2)	
	よく利用する	20(12.3)	14(17.9)	22(37.9)	
食生活意識	問題がない	68(41.5)	29(37.2)	6(10.1)	$p < 0.001$
	少し問題	71(43.3)	29(37.2)	24(40.7)	
	問題が多い	25(15.2)	20(25.6)	29(49.2)	
食生活改善意欲	改善したい	104(64.2)	48(62.3)	38(64.4)	
	今のままでよい	35(21.6)	16(20.8)	7(11.9)	
	わからない	23(14.2)	13(16.9)	14(23.7)	

食欲の有無については、「いつも食欲がある」と答えた学生は、朝食習慣「あり」群が68.9%、「時々」群が48.7%、「なし」群が42.4%で、朝食習慣「なし」群に低い傾向がみられたことから、食欲のなさは朝食欠食の一因となっていると考えられた。

食品の組み合わせへの意識では、朝食習慣「なし」群は「組み合わせを考える」人が5.1%に対し、「組み合わせを考えない」人が59.3%と高く、朝食習慣「あり」群に比較して組み合わせを考える人が少なく、食事に対する意識の低さが伺えた。

「食事を楽しみましょう」の項目は、「食生活指針」の中で最も訴えたいこととして示されており、「健康日本21」¹²⁾では、「楽しい食事」をすることができる人の割合を70%以上に増加させることを目標としている。本調査において、「楽しい食事をしている」と回答したのは、朝食習慣「あり」群が63.6%、「時々」群が48.7%、「なし」群が42.4%で、朝食習慣がない人ほど食事を楽しんでいない傾向がみられた。食事の場は、単に食物を食べるだけでなく、豊かなコミュニケーション創造の場でもある。朝食の意義を学ばせると同時に、朝食を楽しく食べさせる工夫をすることが、これからの朝食習慣の拡大に必要であると考えられる。

外食（中食）の利用頻度については、「良く利用する」人が、朝食習慣「なし」群に最も多く37.9%であった。外食はメニューも豊富になり、ますます利用する機会が増えているが、野菜不足や脂肪、塩分の過多などの弊害が指摘されているのも事実である。外食のマイナス面を理解し、自分に合ったメニューをきちんと選択して上手に活用する方法を指導することが必要と思われる。

食生活意識について「食生活に問題がない」と答えた者は、朝食習慣「あり」群が41.5%、「時々」群が37.2%、「なし」群が10.1%であった。また「問題が多い」と答えた者は、朝食習慣「あり」群が15.2%、「時々」群が25.6%、「なし」群が49.2%であり、朝食欠食者の「少し問題」「問題が多い」を合わせると、89.9%に達した。しかし、食生活改善意欲については、朝食習慣「あり」群が64.2%、「時々」群が62.3%、「なし」群が64.4%であり、有意差は認められなかった。朝食習慣「なし」群は、問題意識は持っているものの、改善意欲につながっていないことが明らかとなった。今後は、このような学生に食生活改善意欲を持たせる指導の実践が課題である。

この調査で朝食習慣との有意な相関が見られたものは、健康感、疲労度、喫煙習慣、食生活点数、及び食に関する項目（表1，2）であり、多くの健康要因が朝食習慣と関わりがあることが示された。

朝食は、1日の活動エネルギーを得るための栄養学的に重要な位置づけであるばかりでなく、1日の生活リズムを形成するコルチゾールやエンドルフィンなどのホルモン分泌とも密接に関連している。森本もライフスタイルと健康が密接な関係をもつことを報告しており¹³⁾、朝食を食べることによって1日の活動力や規則的な生活リズムが生まれてくると考えられる。今後は学生への個別健康指導の中で、栄養・運動・休養の3要素を「どれだけとるか」という指導に加え、「どのようにとるか」というライフスタイルに対する指導を加えることが非常に重要であることが明らかとなった。

参考文献

- 1) 原映子、河野弘美、阿部清子：今治明德短期大学研究紀要 27、91-101 (2003)
- 2) 香川靖雄：科学が証明する朝食のすすめ、(2000)女子栄養大学出版部
- 3) 健康・栄養情報研究会：国民栄養の現状、(2002) 第一出版
- 4) Smith, AP. et al. :Physiol. Behav. 67, 9-17 (1999)
- 5) Nakamura, T. et al. :Brain Res. 873, 181-187 (2000)
- 6) Yamamoto, R. et al. :Jpn. Circ. J. 63, 184-188 (1999)
- 7) Ortega, R. M. et al. :Int. J. Vitam. Nutr. Res. 68, 125-132 (1998)
- 8) 日本体育・学校保健センター：児童生徒の食事状況報告書 (1998)
- 9) Hogland, D. et al. :Eur. J. Clinical Nutrition 52, 784-789 (1998)
- 10) 浅野牧茂：たばこの健康学 (1985) 大修館書店
- 11) 厚生省、文部省、農林水産省：食生活指針 (2000)
- 12) 社団法人日本栄養士会：健康日本 21 と栄養士活動 (2001) 第一出版
- 13) 森本兼襄：ライフスタイルと健康、日本衛生学雑誌 54、572 - 591 (2000)

介護福祉士養成における入学時基礎学力 および生活能力調査の実施について

矢野茂子・原 映子・濱島 淑恵
峯本 眞貴子・真鍋 誠子

Effects of The Aptitude Test on Admitted Students of Welfare-careworker Trainingschool

Sigeko Yano, Eiko Hara, Yoshie Hamashima,
Makiko Minemoto and Seiko Manabe

1. 緒言

2年間の介護福祉士養成課程在学中に、介護福祉士としての仕事に携わるのに必要な能力を身に付けさせるためには、介護福祉士になるという明確な意識と介護福祉士としての適性を併せ持っていることが必要である。

介護福祉士の適性には、「専門的知識を理解する能力がある」という知識面と、「専門的技術を習得する能力がある」という技術面、「よい人間関係が保てる」「誠実性がある」などの人間性の三側面があり、これらが全て備わっていることが要求される。

知識面の適性としての「専門的知識を理解する能力」は、その基盤に国語の基礎学力の有無があると考えられる。国語の科目は、「読む」、「書く」、「文章の理解力」など、全ての専門分野修得のための基礎となり入学後の学習に大きく影響する。

技術面の適性である「専門的技術を取得する能力」は、家庭生活における日常生活能力の有無に大きく左右される。「清拭時のタオルが絞れない」「衣類がきちんと畳めない」などの演習時に見られる行動は、家庭内でどの程度家事手伝いをしてきたかと関係すると考えられる。さらに、家事手伝いは、必然的に「気付き」「目配り」「心配り」の目を養うことにもなる。

第3の側面である人間性には、「よい人間関係が保てる」、「他者を思いやることができる」、「誠実性がある」、「奉仕の精神を持っている」などさまざまな面があり、その人の持つ特性、性格面と深く関連する。

我々は、これら三側面は、それぞれ独立して存在するものではなく相互に関連し合いながら、介護福祉士としての適性を作り出すものと考えた。しかしながら、ここ数年、入学生の中には、成績不良であったり、日常生活能力がなかったりする学生が増加しており、介護福祉士資格の取得を安易に考えている学生が多いことが問題になっている¹⁾。

このような背景をふまえ、我々は、2003年度入学生に対して、基礎学力と生活能力の調査を実施した。その目的は、早期に入学生の介護福祉士としての適性を見定め、入学生に対して適切なカウンセリングを行うことであった。しかし、われわれの実施した調査が、その適正を正しく評価するものであるかどうかは不明である。そこで、入学時の基礎学力お

よび生活能力の調査が介護福祉士の適性を量る手段となりうるか否かを、その後の成績・学生異動との相関で考察することとした。

2. 研究方法

1) 調査対象

2003年度に今治明德短期大学生活科学科生活福祉専攻に入学した学生は34名であり、その内訳は男性12名、女性22名で、社会人学生は16名、現役学生は18名であった。

2) 調査時期

2003年4月のオリエンテーション時に基礎学力調査、また授業時間内に生活能力調査を行った。

3) 調査内容

基礎学力調査と生活能力調査を実施した。その調査内容、方法、評価の基準は以下の通りである。

(1) 基礎学力調査

介護福祉士の知識面の適性は、「専門的知識を理解する能力」であるが、その基礎となるのは「国語」に関わる学力であると考え、それを中心とした基礎学力調査を行った。

まず、言語に関わる学力を測ることを目的として、常用漢字の書き取り、漢字の読み仮名ふり、指定された言葉を用いた例文作成を出題し計100点とした。また自己表現力及び文章力を測ることを目的として、自己紹介文(200字以内)の作成を50点満点として出題した。そのうち、前者の漢字と言葉に関する問題は「0点～19点」を1点、「20点～39点」を2点、「40点～59点」を3点、「60点～79点」を4点、「80点～100点」を5点とし、後者の自己紹介文は「文章の正確さ」、「長さ」、「字の丁寧さ」、「表現力」、「まとめ」、以上5項目について各10点満点として評価し、さらにその総合点について、「1点～10点」を1点、「11点～20点」を2点、「21点～30点」を3点、「31点～40点」を4点、「41点～50点」を5点とし、それぞれ5段階に分けた。そして両者の点数の平均を「基礎学力総合評価」とした。

(2) 生活能力調査

技術面の適性である「専門的技術を取得する能力」は、日常生活能力と関係が深いと考えられることから、「生活」の三大要素である「衣・食・住」に関わる能力調査を実施した。「食」に関する生活能力として箸使い、「衣」に関する生活能力として衣類たたみ、「住」に関する生活能力として掃除の実技試験を行った。

① 箸使い

塗り箸を用いて、20粒の大豆を別の皿に移し、それに要した「所要時間」とその際の「箸の持ち方」「箸を持つ位置」について評価した。なおその際、「所要時間」については2分未満を3点、2分以上4分未満を2点、4分以上を1点とし、「箸の持ち方」については「悪い」を0点、「良い」を1点、「箸を持つ位置」については「中央より下」を0点、「中央より上」を1点として評価し、その合計点を評価とした。

② 衣類たたみ

前開きパジャマをたたむ実技試験を行った。その際、上着はボタンをかけ前身ごろが出るようにたたみ、「しわをのばす」「縫い目に沿ってたたむ」「ボタンをとめる」「ていねいさ」「3分以内に出来る」について評価した。それぞれの項目について「できた」を1点、「できない」を0点とし、それらの合計点を評価とした。

③ 掃除

畳部屋での掃き掃除及び拭き掃除の実技試験を行った。評価項目は「畳目に沿って掃いた」「物を除いて掃いた」「隅々まで掃いた」「集めたごみの上を歩いていない」「雑巾の濯ぎがきちんと出来た」「汚れ面をかえて拭いた」「雑巾で畳目に沿って隅々まで拭いた」の7項目とし、0から1項目できた場合を1点、2項目できた場合を2点、3から4項目できた場合を3点、5項目できた場合を4点、6から7項目できた場合を5点として評価した。また、以上の衣・食・住に関する評価の平均点を計算し、「生活能力総合評価」とした。

3. 結果と考察

今回の調査の妥当性を考察するにあたって、その比較指標として、成績評定結果と学生異動の有無を用い、調査結果との相関性を検討した。

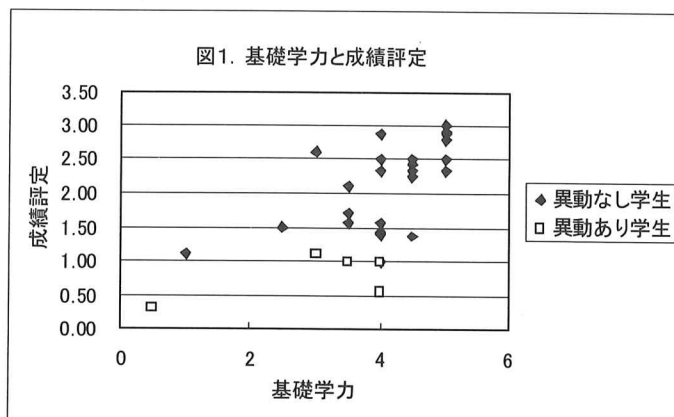
成績評定結果には、1年次前期の成績評定を優は3点、良は2点、可は1点、不可は0点として合計点を計算し、それを受講科目数で割った点数を用いた。また、学生異動とは、入学後に成績不良やその他の理由により、退学、休学、転専攻することを指し、これに該当する学生を「異動学生群」とし、学生異動のなかったものを「異動なし学生群」とした。

平成15年度の入学生34名の内、1年次前期終了までに学生異動した者は9名であったが、その内3名については全科目評価外であり、成績評定結果が得られないため、統計対象から除外した。

1) 基礎学力調査

基礎学力総合評価の点数は、4点が最も多く29.0%、次いで5点が20.0%、4.5点と3.5点がそれぞれ16.0%であった。平均点は、 3.87 ± 1.07 であり、全体的には高い得点傾向を示した。

この基礎学力総合評価と成績評定結果との関係についてピアソンの相関係数の検定を行ったところ、相関係数 $r = 0.632$ であり、両者に有意な相関関係があることがわかった。(図1参照)



また、学生の基礎学力総合評価の平均は、異動学生群で 3.08 ± 1.32 、異動なし学生群で 4.06 ± 0.94 であり、t検定で $P < 0.05$ の有意な差を認めた。

1年次前期科目は、一般教養科目と講義を中心とした専門科目が大半であり、授業内容を理解するには国語の基礎学力が必須のものとなる。また、大学教育は高校教育に比べ専門的に進められるため、用語の的確な理解が重要な要素となる。今回、基礎学力総合評価と成績評定結果との間に有意な相関関係が認められたことは、授業の理解度と国語の基礎学力の関連を裏付けるものであると考えられる。このことから、今後学業不振者を早い段階であらかじめ予想する資料として基礎学力調査を活用できることが明らかとなった。

また、異動学生群と異動なし学生群の基礎学力総合評価の平均点の比較で有意差が認められたことは、ドロップアウトする可能性のある学生の早期発見の手段として、基礎学力調査がひとつの糸口になる可能性が示唆される。近年、1年前期終了時あるいは1年後期終了時に学業不振を理由に異動する学生が一定数出現している状況であり、これを改善するために、入学直後に行う基礎学力調査の結果をもとに1年次の早期に個別に指導を行うことは大きな意義を持つものと考えられる。今後は、学生指導の資料としての基礎学力調査の精度を高めるために、調査内容を更に検討・改善してゆくことが必要である。

また、今回入試面接点数と成績評定結果との相関性についても検討を加えたが、両者の間には有意な相関は認められなかった。これは、ほとんどの入試面接点数が60点から75点の狭い範囲に集中していることに原因していると思われる。一方、異動学生群の平均点 64.6 ± 3.4 と異動なし学生群の平均点 70.0 ± 7.6 の間には有意な差が認められた。 $(P < 0.05)$ これらの結果から、入試面接点数は入学後の成績結果をある程度予測できるものであることが明らかとなった。しかし、現在実施している面接では、時間が5分から10分間程度と短く、質問内容も一般的事項が中心であり、さらに試験毎に面接担当者が異なるため、評価が一定になりにくい傾向がある。今後は、このような問題点を改善し、よりの確に入学生の適正の把握ができる面接内容を検討しなければならない。

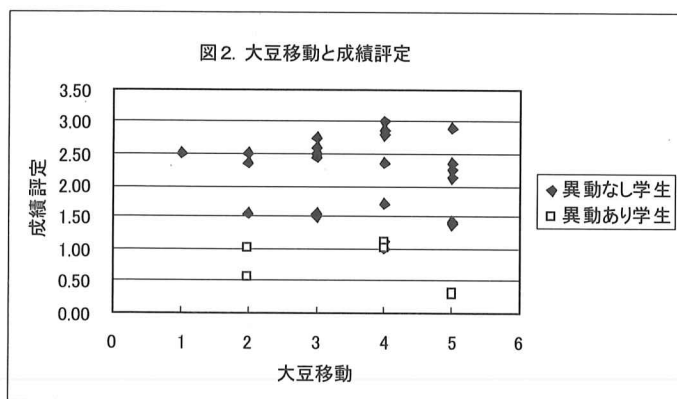
2) 生活能力調査

(1) 箸使い

大豆移動の評価の中で、「箸の持ち方」、「箸を持つ位置」が正しく出来た学生は、各々33名中25名(75.8%)、26名(78.8%)と多かったが、所要時間は2分未満者が10名(30.3%)であり、4分以上かかった学生は6名(18.2%)であり、ばらつきがあった。

大豆移動の総合評価と前期成績評定との相関関係は、 $r = 0.024$ で両者の間に有意差は認められなかった。また、異動学生の状況をみると、大豆総合評価が3点以下でなおかつ成績評定が1点以下の学生は6名中2名であった。(図2参照)

大豆移動の総合評価と成績評定結果の間に相関がなく、また両方の評価がともに低い値を示した異動学生が6名中2名であったことから、スキルとしての大豆移動評価と知的能力とは直接の関係はないと考えられる。



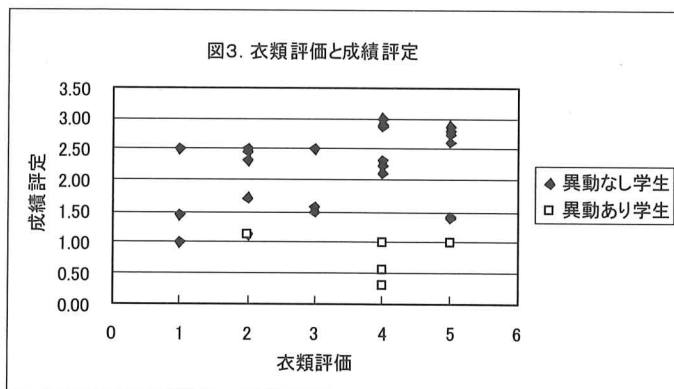
大豆移動の動作は、「箸の使い方」と小さい豆を掴む「器用さ」の技術面と精神的要素の「集中力」に分けられる。箸を使用する日本文化では箸は日々使わざるを得ず、幼児から現在に至るまでの期間に培われた技術でもあり、大半の人は習得出来ている。しかし、箸で小さい豆を掴む「動作」に関しては、手の器用さと集中力が必要であり、以前のように箸の持ち方を厳しくしつける家族が少なく、また、便利な家庭用具の普及で、手先を使う頻度が減少していることから不器用な学生が増えていると思われる。更には、音楽を聴いたり、テレビを見ながら勉強したりするという勉強の形態が集中力の低下を招く一因とも考えられる。

今回の結果では、「器用さ」、「集中力」にかかわる大豆移動と知的能力の間には相関は見られなかったが、介護福祉士という職業の内容を考えると、この2つの要因は知的能力とともに重要な要素である。

(2) 衣類たたみ

衣類たたみの評価において、「時間内に出来る」「しわ伸ばし」「縫い目合わせ」が出来た学生はそれぞれ、31名(93.9%)、24名(72.7%)、25名(75.8%)と高い値を示したが、「ボタン留め」「丁寧さ」では各々18名(54.5%)と比較的低い値であった。

衣類の総合評価と前期成績評定との相関関係では、 $r = 0.118$ であり、両者の間に有意差は認められなかった。また、この両者の評価について異動学生の状況をみると、衣類総合評価が3点以下でなおかつ成績評定が1.5点以下と両方ともに低い値を示した学生は、6名中1名のみであった。(図3参照)



衣類の総合評価と前期成績評定との相関に有意差がなく、さらに、異動学生から判断すると、衣類をたたむ動作は大豆移動と同様、技術と知的能力とは関係がないと考えられる。

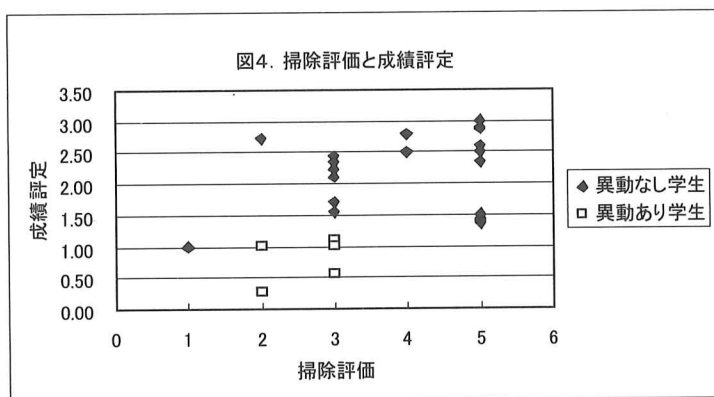
衣類をたたむ動作は、着脱衣の行為として朝・寝る前の更衣、入浴時の更衣、外出時の更衣など、丁寧さは別として一日数回行われる動作である。また、ファッションに興味を持つ学生やブランド志向の学生では、衣類を大切にする気持ちがあり保管時も丁寧にたたんで保管することも多い。このため成績評定が低くても衣類がたためる学生は衣類総合評価が高くなり、また、成績評定が高くても日頃の衣類整理の習慣がきちんと出来ていない学生は、衣類総合評価が低くなったと考えられる。

以上の結果が示すように、衣類たたみの調査は、直接的には成績評定との関連が認められなかったことから、知的面から見た介護福祉士の適性を推し測る資料としては的確性を欠くと考えられる。

(3) 掃除

掃除でよく出来た項目は、「集めたゴミの上を歩かない」「雑巾で畳目に沿って隅々まで拭く」で、29名(87.9%)、25名(75.8%)であった。出来ない項目で50%以下の項目は、「雑巾の濯ぎがきちんと出来る」12名(36.4%)、「雑巾の面を換えて拭く」15名(45.5%)であった。掃く項目については、「畳目に沿って掃く」「物を移動して掃く」がそれぞれ60%台であり「隅々まで掃く」が57.6%であった。

掃除総合評価と前期成績評定の関係を見ると、相関係数の検定では $r=0.492$ となり両者間に有意差が認められた。また、この2つの評価について異動学生の状況を見ると、6名全員が、掃除総合評価3点以下、成績評定1以下であった。(図4参照)



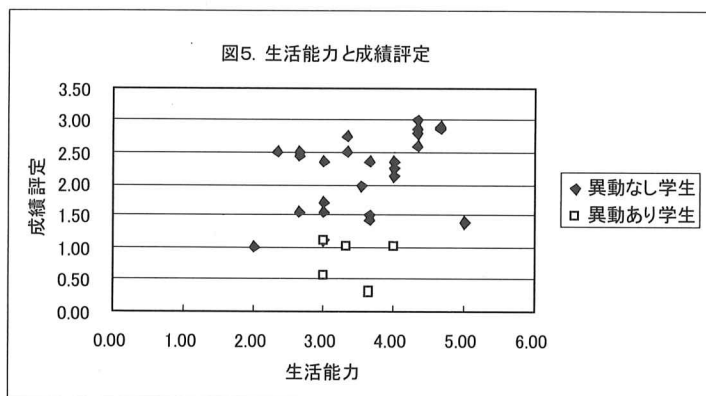
以上のことから、掃除の技術評価と知的能力の間には相関関係があることが明らかとなった。掃除の動作には、「畳目に沿って掃く・拭く」「雑巾の使用方法」などの技術面と掃除が何故必要かという掃除そのもののアセスメント部分がある。すなわち、塵やゴミの存在が身体に悪影響を及ぼすためすみずみのゴミを取り除かなければならないこと。汚れをきれいに拭き取るには雑巾の面を換えて拭かなければ出来ないこと。また能率よく部屋を片付け掃除をするにはどういう手順で行えばよいかなど、医学や家政学などさまざまな知識が必要とされる。更に掃除を通して、気配りや心配りのできる能力は習得されと考えられる。

昔の子供にとって掃除は、子供の仕事であった。その中で、子供は自然に掃除の整理の仕方や気配り・心配りを学んでいった。しかし、高学歴社会となった現代では、子供は学校以外に塾や習い事などに忙しく、掃除は親の仕事と化し、また、学校での掃除は教室を中心に、文化箒・棒雑巾・雑巾絞り機の使用という掃除の仕方が中心となっている。このような状況で入学した学生たちには、掃除の技術面やゴミの存在の悪影響や能率よく行う方法などの知識が少なく、経験によって得られる気配りや心配りの乏しい学生も多い。このように、掃除は単に技術的な面だけでなく、知的な面も必要とすることから掃除総合評価と成績評定の間に有意差が認められ、異動学生においても前期成績評定と掃除総合評価がともに低く出たものと考えられる。

以上の結果、掃除動作の調査は前期成績評定と関連があり、知的面での介護福祉士の適正を推し測る資料とすることが出来ることが明らかとなった。

(4) 成績評定と生活能力総合評価の関係

大豆移動、衣類たたみ、掃除の3動作を総合した生活能力の総合評価と前期成績評定との相関をみると、 $r = 0.280$ であり有意差は認められなかった。(図5参照) これは、生活能力の各項目内容を個人別に分析すると、全ての動作が万便に「出来る」又は「出来ない」学生は少なく、出来る動作もあれば出来ない動作もあり、全てが平均化された為と考えられる。



3) 考察のまとめ

今回、我々は入学生に対して早期に介護福祉士としての適正を見定め、必要な学生には早い段階で適切なカウンセリングを行うことを目的に、基礎学力と生活能力の調査を行った。

各調査結果と、前期成績評定、及び異動学生との相関を見ると、基礎学力および掃除の項目に有意差が認められた。一方、箸使いと衣類たたみの項目については、成績評定との相関は認められなかったことから、介護福祉士としての知的面での適正を推測するには、基礎学力と掃除の2項目が適していると結論づけられる。

1年前期の成績評定の対象となった科目は、一般教養科目や理論系の専門科目がほとんどであり、技術系の専門科目は1科目だけであった。そのため今回の調査で指標として用いた成績評定は、主として介護福祉士の知的能力面との相関を検討したもので

あると考えられる。箸使いと衣類たたみは主に技術的な面を評価する項目であるので、今後、1年後期以降に開講される実習系科目の評価との相関を検討してゆく必要があると考えられる。

今後はこれらの調査項目の内容をさらに検討して実施し、個々の学生の能力を把握して、入学後のなるべく早い時期に進路に関する個別カウンセリングを行い、ドロップアウトすることのないよう指導してゆくことが重要である。それには学生の能力レベルに合わせた授業方法の工夫も必要であり、学生の興味の引き出しや理解度を確認しながらの授業展開が益々重要となる²⁾。また、授業内容をより理解しやすいように教育課程全体を再検討することも必要であろう³⁾。

2003年度入学生の中でドロップアウトした学生の約半数は学業不振者であったが、残り半数は、経済的理由や授業内容が自分の予想と異なっていたなどの理由であった。これら学業不振以外の学生についても計画的に指導の機会を設け、学力向上の個別指導、メンタル面へのカウンセリングなどを重ね、入学生全員が無事進級し卒業できるように取り図っていききたい。

4. 結論

今回の調査結果から、入学時行った基礎学力調査および生活能力の掃除の項目に関しては、知的能力面での介護福祉士の適正を測る資料となりうることが分かった。今後、これらの資料を活用して学生の早期カウンセリングを適切に実施してゆきたい。

5. 参考文献

- 1) 谷川和昭：介護福祉士養成教育における学生の適正－ホームヘルパーと養成校学生の比較から、介護福祉教育，6，34-37，(1999)
- 2) 齋藤文人：専門学校生の学習力に合わせた教授法についての試案－高齢者理解を深める科目『現代生活史』の授業実践を例として，介護福祉教育，6，42-44 (1999)
- 3) 介護福祉士養成施設協会：介護福祉士要請施設における教育課程とその教育内容に関する調査研究報告書 (1999)

福祉専門資格取得者の就労

Employment of Those Obtained Welfare Specialist Qualifications

横 山 未 知

Michi YOKOYAMA

I はじめに

少子・高齢社会への進行、人権思想やノーマライゼーション(Normalization)理念、統合化(Integration)理念の浸透、住民参加(Participation)、自立への援助などの進展とともに福祉に対するニーズは、年々増大し、また高度化し、多様化してきている。その需要に応えるためには、福祉資源のハード部門の重要性もさることながら、ソフト部門であるサービスを担うマンパワーの充実が最重要要件であろう。社会福祉事業は人を相手とし人が行なうサービスである。福祉人材の量的充実も大切であるが、質の向上の問題も大きい。また質量が充実しても、就労という形で社会に生かされているのかという問題がある。本稿は、福祉的社会の構築または発展を担う専門職者の資格取得後の動向を調べ、マンパワー誕生の現状を探ろうとしたものである。

福祉サービスを担う人材の研究として、筆者は1999年に「福祉マンパワーの一考察」の論文を書いている。福祉マンパワーの研究には、福祉マンパワー養成施設、福祉の資格、福祉労働関係、福祉関連事業などの先駆的研究がある。これらの到達点を把握し次段階として本稿では、福祉専門職志望の専門学校卒業生、短期大学卒業生、福祉資格取得研修講座修了者の福祉関連業界への就労に焦点を当てた。

近年、日本においては長引く不況の中、失業率は増加を続け、雇用形態もパートタイム、契約などが増えている。そんな中で、福祉関連業界への就労は比較的安定しているといわれている。はたして、福祉専門資格を取得すれば就労はたやすいのであろうか。つまり本稿は、福祉専門資格、年齢・性別、就職活動、カリキュラム等と就労との関係を下記の3点から明らかにすることを目的とした。

1. 専門学校において、社会福祉主事、ヘルパー2級、1級取得後の学生の就職状況
2. 短期大学において、保育士、介護福祉士取得後の就職状況
3. ヘルパー2級研修講座修了後の中年・非自発的離職者の就労状況

II 就労の動向

初めに、一般企業(福祉も含む)の労働移動を確認する。バブル崩壊の後遺症といわれ不況状態が続いてから久しい。2003年7月の「完全失業率」は、5.3%と発表されている。(週1日でもアルバイトをする人は就業者とみなされての365万人という失業者数である)

2001年度の入・離職率は、男性13.9%、女性21.6%であり、それぞれ、前年比0.7ポイント、1.4ポイント上昇している。

離職率を年齢階級別にみると、「19歳以下」が45.6%、「60～64歳」が34.8%であり、若年・高齢層で高くなっている。離職者の離職理由としては、個人的理由が66.3%で前年比0.7%減であり、次いで「経営上の都合」が12.0%であり前年比2.7%の増加である。「経営上の理由」増加は、リストラクチャールがとりざたされている現在の状況を裏付けている。

入職率を就業形態別にみると、常用雇用の動きは、2003年4月現在、前年同月比0.8%減であり、そのうち、一般労働者は1.5%減、パートタイム労働者は1.7%増となっている（厚生労働省「毎月勤労統計調査」2003.4）。

また、企業も施設も新規常用採用を、パートタイム採用に転向するところが多くなっているという現状は、次の数字に現れている。パートタイム労働者の入職者に占める割合は36.7%で、前年比2.9%の増加である。離職者に占める割合は、31.2%であり前年比0.6%増である。入職者に占めるパートタイム労働者の割合も離職者に占める割合も共に上昇している。雇用側では常勤を減少させ、パートタイム労働者で補充しているという状況が出ている。

転職入職率は、9.3%（前年8.9%）であり0.4ポイントの上昇をみたが、これを年齢別にみると、「20～24歳」が15.7%と最も高く、次いで、「19歳以下」が14.4%、「25～29歳」が12.8%と30歳未満での転入職者に偏り、「55～59歳」「65歳以上」「50～54歳」の中年の転職入職率は、5～6%と非常に低い。（以上厚生労働省・大臣官房・統計情報部2002.1～12）

このように厳しい就業状態が継続するなかで、非自発的に離職せざるを得ない就労者の数は、増加の一途を辿り、入職者の数は減少を示している。特に、パートタイムの増加、常用の減少、中高年者の就労が厳しくなっているという現状である。

Ⅲ 福祉専門職従事者の就労の現状

人生のあらゆるステージにおける諸問題にわれわれは、何時でも自助努力で対処出来るとは限らない。自助できない弱い立場に陥った場合、制度としての福祉が必要となる。制度としての福祉を充実させるためには、福祉人材の確保、その資質の向上などが考えられる。専門的知識及び技術をもって相談・指導等に当たるマンパワーやサービスの多様化に応える介護に関する専門職者などの確保が重要である。その1つの指標として、専門職の資格の充実がある。資格充実は、1986年1月から、「中長期的観点での福祉の見直し」が中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会、及び身体障害者福祉審議会の企画分科会、ないしは企画部会からなる「合同企画分科会」によって行なわれた。第11回会議（1987.3.23）においては、「福祉関係者の資格制度において」の意見具申が行なわれ、福祉関係専門職の国家資格の制定が準備されることとなった。

この意見具申においても述べられているように、資格制度の法制化が必要とされる理由については3点あげられる。第1に、高齢化と福祉ニードへの専門的な対応が必要となったこと、第2に、国際的な観点から見て、他の先進諸国と比べ福祉専門職の養成に立ち遅

れていることから資格制度の確立が望まれていること、第3に、シルバーサービスの動向からも資格制度が必要とされる、ということである。

その後、福祉の国家資格として1987年、「社会福祉士・及び介護福祉士法」が成立し、国家資格としての福祉専門職である、社会福祉士、介護福祉士が誕生することになった。国家資格制度の設立がマンパワーの充足にあたって万能なものではないが、福祉サービスの標準化を図り、職業的倫理性を確立するための基礎条件としての意義は大きい。両国家資格はまだ業務独占にはなっていないが、名称独占となり、専門職者の質の向上、充実度に貢献することとなっている。

福祉の職種、及び資格は、多種多様である¹⁾。社会福祉施設拡充に伴い、ここ数年、社会福祉事業に従事する職員は着実に増加してきており、2000年10月で138万人及んでいる。1990年の75万人から、10年で63万人の増加、約1.8倍となっている。その詳細としては、全国社会福祉協議会、中央福祉人材センターによる「就業意向調査」(2002年3月実施)では、次表1のようになっている。

表1：求人求職状況月次推移（平成14年4月～9月）

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計	平均
新規	A	新規求人数 ²⁾	4,443	4,366	4,985	6,312	6,849	5,612	32,567	5,428
	B	新規求職者数 ³⁾	28,040	25,067	29,118	28,706	31,529	31,253	173,713	28,952
	C	純新規求職者数 ⁴⁾	14,637	12,235	12,289	11,865	12,308	10,637	73,971	12,329
有効	D	有効求人数 ⁵⁾	22,152	21,163	22,243	25,040	28,023	29,618	—	24,707
	E	有効求職者数 ⁶⁾	49,240	50,590	52,550	54,691	58,662	61,272	—	54,501
	F	有効求人倍率(E/D) ⁷⁾	0.45	0.42	0.42	0.46	0.48	0.48	—	0.45
紹介	G	紹介人数 ⁸⁾	4,352	3,553	3,195	3,554	3,759	4,001	22,414	3,736
就職	H	求職人数 ⁹⁾	1,357	952	936	957	950	1,091	6,243	1,041
	I	充足率%(H/A) ¹⁰⁾	30.5	21.8	18.8	15.2	13.9	19.4	—	19.2

出典：全国社会福祉協議会中央福祉人材センター「就業意向調査」

【参考】職安数値（一般職業紹介状況）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	累計	平均
有効求人倍率	0.51	0.48	0.48	0.51	0.54	0.57	—	—
充足率%	40.4	34.3	30.1	27.0	24.2	27.1	—	—

前表1によると4月～9月の新規求人数は32,567人、純新規求職者は73,931人であった。有効求人倍率(平均)は、0.45倍である。有効求人・有効求職者数とも前年度を大きく上回っている。特に求人の伸びの方が大きく、有効求人倍率は各月とも前年度を上回っている(9月のみ前年度と同じ)。しかし、各月とも職安の有効求人倍率は下回っており、福祉人材センターの方が求人が少なく求職者にとって厳しい状況であることが分かる。充足率は、平均19.2%であるが、13.9～30.5%と月により差があるものの、4月～8月は前年度を上回っている。

表2：職種別求人求職

	有効求人 (%)	有効求職 者希望(%)	有効求人 倍率	充 足 率 (%)	就 職 率 (%)
介護職(ヘルパーを除く)	29.6	52.4	0.26	21.9	2.8
ホームヘルパー	30.7	24.0	0.58	14.4	2.5
看護職	11.9	2.0	2.70	4.3	3.8
相談員・指導員	8.1	45.1	0.08	32.4	1.5
事務職	1.1	12.8	0.04	36.2	1.0
保育士	5.3	13.1	0.19	24.4	2.5
全体	100.0		0.45	19.2	3.6

出典：全国社会福祉協議会中央福祉人材センター「就業意向調査」

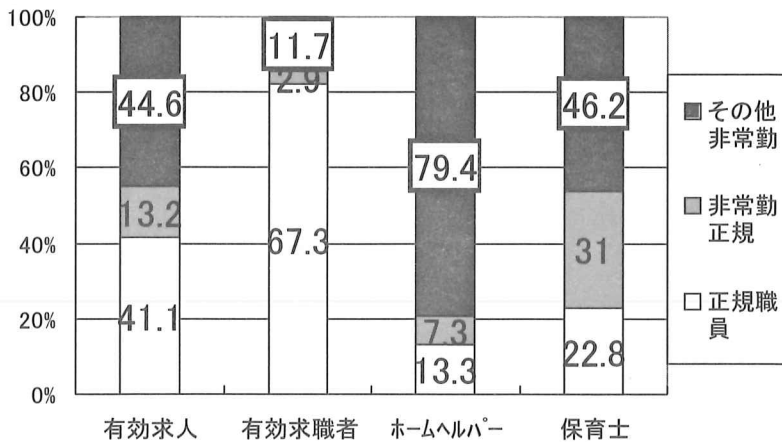
さらに表2により分野別の就業について詳細を検討すると、有効求人のうち最も多いのはホームヘルパーで求人全体の30.7%を占めている。次に介護職(ヘルパーを除く)が29.6%である。有効求職者の希望職種は、介護職が最も多く、求職者全体の52.4%を占めている。次いで相談員・指導員が45.1%である。30.7%と求人が最も多いホームヘルパーは、介護職、相談員・指導員などの約半数で24.0%である。介護職は有効求人倍率0.26倍と全体に比べて低く、充足率は21.9%で全体よりやや高く求職者にとって就職が厳しい状況である。

ホームヘルパーは、有効求人倍率が0.58倍と全体に比べて高く、反対に充足率は14.4%と低い。有効求人倍率が高いにもかかわらず、就職に結びつかないという状況である。これはヘルパーのほとんどがパートタイムであり、経済的に生活の安定が無理であることも一因である。

相談員・指導員と事務職は充足率が高いが、有効求人倍率はきわめて低く、求職者にとって、厳しい状況である。このことは施設などの現場において、実際の介護に当たる専門職は数多く必要であるが、相談員・指導員・事務員などは少人数でもまかなっていけるからであろう。

保育士は、有効求人倍率が0.19倍と低く、充足率は24.4%と高い。求職者にとって厳しい状況であるが、非常勤の求人の充足に困難な雇用側の状況も分かる。つまり、求人条件が、求職者の希望と合わないのである。

図1：雇用形態の比率



出典：全国社会福祉協議会中央福祉人材センター「就業意向調査」

図1によると、雇用形態の比率は、正規職員を希望する求人側が41.1%であるのに対し、希望する求職者側は、67.3%と非常に高い。求職者の多くは正規職員を希望しているものの、雇用側は非正規常勤や非常勤でまかなっていこうとする姿勢がうかがえる。

Ⅳ 事例1：専門学校（2年）にてヘルパー1・2級取得の新卒者の場合

1) 調査1（雇用者側）

対象企業へのアンケートを実施

所在地：A市（人口 約11万人）

養成校名：A専門学校

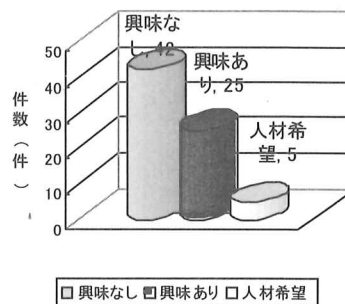
調査実施年：1997～1998年

調査件数：332件

有効回答：72件

取得資格：社会福祉主事（任用資格）、
ホームヘルパー1・2級

図2：企業調査結果1



2) 調査2（雇用者側）

企業の人材に対する希望を調査する形式で
上記調査を継続的に実施

所在地：A市

養成校名：A専門学校（人口 約11万人）

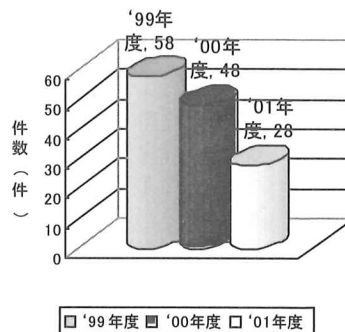
調査実施年：1999～2001年

調査件数：332件

有効回答：134件

取得資格：社会福祉主事（任用資格）、ホームヘルパー1・2級取得

図3：企業調査結果2



3) 調査3 (学生)

所在地：A市 (人口 約11万人)

養成校名：A専門学校

調査実施年：1999～2001年

調査件数：70件

有効回答：70件

取得資格：社会福祉主事 (任用資格)、ホームヘルパー1・2級取得

図4:就職状況

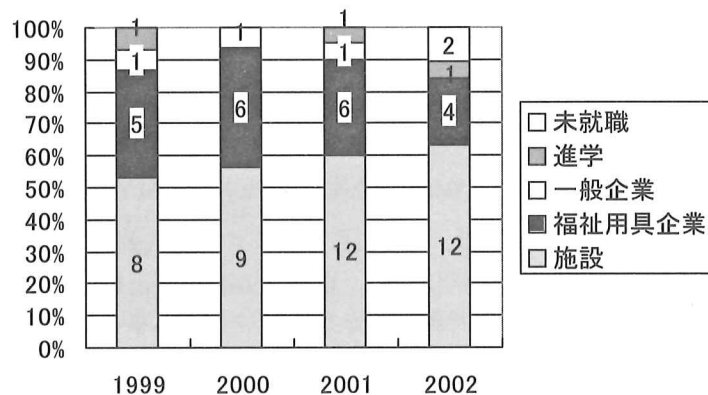


図2、図3は1997年～2002年までの、企業へのアンケートである。企業調査332件のうち、有効回答72件であり、一般企業側で福祉専門職者の採用に「興味あり」と応えたものは58%であり「興味なし」の34.7%をおおきく上回っている。さらに、人材を希望した企業は、僅か6.9%であった。(図2) 人材希望企業は、初年度、2年度の5件より大幅にアップし、3年目で58件となっている。これは、担当教員の熱心な企業廻りが3年目にして効を奏したものと考えられる。バブル後低下をみせてはいるが初めの2年間より高い数値を示している。(図3)

図4からは、福祉用具企業への勤務が30%、施設勤務が59%であり、ほぼ100パーセントの就職をなしていることが分かる。さらに施設の詳細としては、特別養護老人ホームが20人、デイサービスセンターが10人、老人保健施設が7人であった。ヘルパー1, 2級の資格での就職は、施設内での常用・介護職であるが、この求職は非常にスムーズにできていた。一方、福祉用具を一部扱う企業への求職は、企業側が福祉の資格を必要としないところが多く、また、福祉資格者を必要としても資金的に不可能であり非常に困難であった。

V 事例2-1：短大（3年）で保育士・介護福祉士資格取得の新卒者の場合

所在地：B市（人口 約12万人）

養成校名：B短期大学

調査実施年：2002～2003年

調査件数：38件

有効回答：38件

取得資格：介護福祉士・保育士 他

調査対象：短期大学（3年）卒業生

図5：保育士・介護福祉士取得者の進路

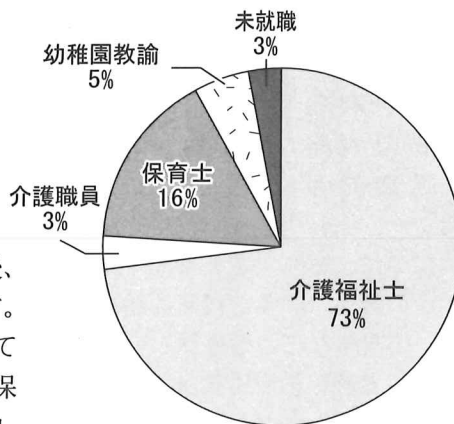


図5は、短期大学2年間で保育士資格を取得後、1年間で介護福祉士を取得した学生の就職を表す。ほぼ100%の就職である。この場合、介護職としての仕事が73%と圧倒的に多く、介護職員が3%、保育士は16%、幼稚園教諭は5%である。介護職の内、老人保健施設と特別養護老人ホームへの勤務がそれぞれ約3割を占めている。

事例2-2：短大（2年）にて保育士・幼稚園教諭資格取得の新卒者の場合

所在地：B市（人口 約12万人）

養成校名：B短期大学

調査実施年：2003年

調査件数：39件

有効回答：39件

取得資格：保育士・幼稚園教諭 他

調査対象：保育士・幼稚園教諭取得した短期大学卒業生

図6：保育士・幼稚園教諭取得者の進路

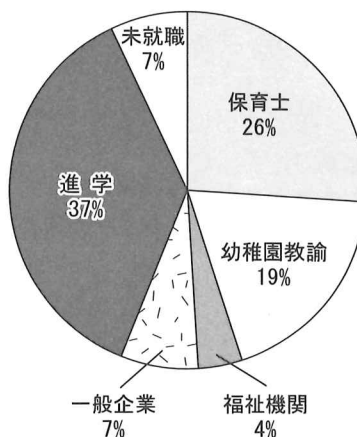


図6は、短大2年で保育士・幼稚園教諭の両資格を取得した新卒者である。1年だけのデータではあるが、保育士26%、幼稚園教諭19%、一般企業、進学を合わせると100%近くの就職率である。厳しい社会情勢の中、未就業は7%である。一つには、学生の希望就労形態と雇用側の希望する就労形態がミスマッチとなっていることが要因である。つまり、求職側は、正規職員を希望するが、求人側は非常勤を希望することが多く、双方の条件が合わないのである。B校の結果と本稿・Ⅲで述べた福祉人材センターの調査は一致している。

事例 2-3 短大（2 年）にて介護福祉士資格取得の新卒者の場合

所在地：B市（人口 約 119,000 人）
 養成校名：B短期大学
 調査実施年：2003 年
 調査件数：23 件
 有効回答：23 件
 取得資格：介護福祉士 他
 調査対象：介護福祉士取得の短期大学卒業生

図 7：介護福祉士取得者の進路

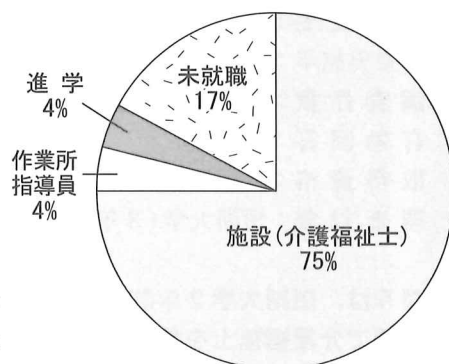


図 7 は、短期大学 2 年間で介護福祉士を取得した学生の場合である。75%は福祉施設での介護職であり、作業所などの指導員と合わせて約 8 割を占めている。

介護福祉士は福祉の中心的マンパワーであることから、就職先を選ばなければ、取得後の就職もかなり安定している。1 年だけのデータではあるが、就業施設の種類の、この年の卒業生については、老人保健施設が約 4 割を占めている。

VI 事例 3 中年・非自発的離職者のヘルパー 2 級取得受講生の場合

この事例は、厚生労働省外郭団体・雇用能力開発機構が各事業所へ委託して実施する非自発的離職者を対象とする職業能力開発のためのヘルパー 2 級研修講座である。ハローワークをとおして募集した学生が受講するが、もともと中年対象の講座であったことから、現在も中年が多くを占める。

所在地：C市（人口 約 262 万人）
 養成校名：C専門学校
 調査実施年：2002～2003 年
 調査件数：79 件
 有効回答：79 件
 取得資格：ヘルパー 2 級

調査対象：雇用能力開発機構委託ヘルパー 2 級研修講座の受講生、非自発的離職者である 45 歳から 60 歳までの男女

1) 就職活動に関しての研修者の声

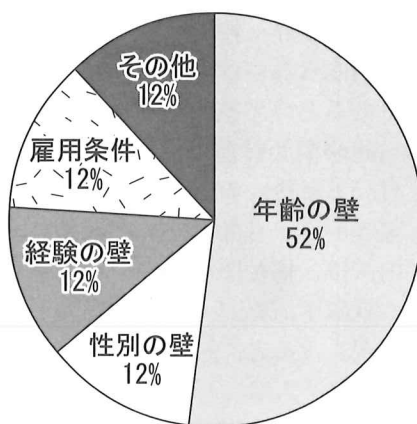
就職活動で、研修者はどのような体験をし、どのような感想を抱いたかは、以下のとおりである。

年齢、性別の壁で、ヘルパーの就職は難しい（男・50, 55, 57 歳）、年齢的に就職が難しい（女・51, 52, 56, 56, 56, 57 歳、男・54, 59 歳）、ヘルパーは、年齢制限・経験者優遇で難しい（女・48, 53 歳）、ヘルパーは、経験者優先ということで難航している（男・50 歳）、ヘルパーはパートが多く、パートでは食べていけない（女・51 歳）、ヘルパーでは給料が安いのでやっていけない（男・47 歳）、福祉関係の雇用条件が社会一般の企業

より予想以上に悪く驚いた（男・55歳）、介護職の常勤を目指しているがなかなか難しい（女・53歳）、起業をしたいが、現実には厳しい（女・53歳）、いざ、就職活動をしてみると、自分にあった仕事場がないので大変（女・53歳）などであった。

以上の就職活動をしている研修修了生の声から、年齢の壁を感じた人が半数以上の52%を占めている。また、雇用待遇の問題、特に給料が問題と感じた人が12%、性別、経験でぶつかった人がやはりそれぞれ12%であった。図8のとおりである。

図8：就職活動での難関



2) 修了3ヶ月、4ヶ月後の就労状況（有効回答 68人）

就労状況は次のとおりである。保育所（常用一般労働、以下常用）1人、ホームヘルプサービス（常用）3人、ホームヘルプサービス（パート）9人、施設（福祉複合施設、特養）（常用）2人、施設（福祉複合施設、知的障害者施設、老人保健施設）（パート、契約）5人、グループホーム（パート、契約）2人、デイサービス（パート）1人、福祉関係（アルバイト）1人、病院（掃除）（常用）1人、歯科医院（パート）1人、一般企業（アルバイト、パート）8人、一般企業、（常用）（製造、飲食店、駐車場、タクシー会社）5人、未就職者（内ボランティア1）29人であった。

図9：修了3～4ヵ月後の就職状況

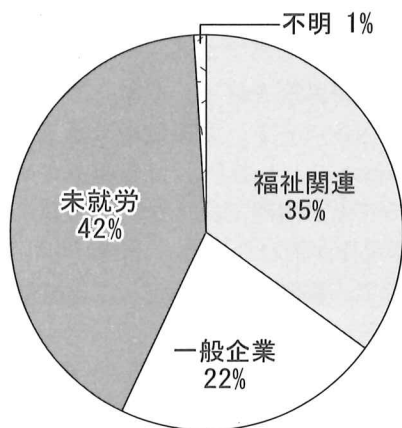


図10：雇用形態別就職状況

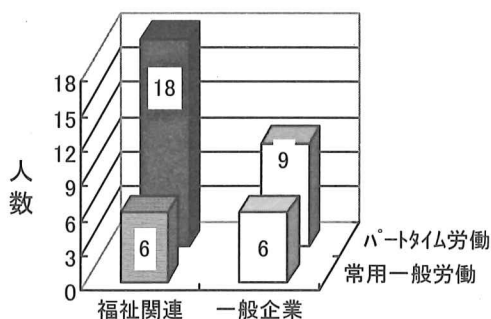


図9、10は、研修講座修了後の中年・非自発的離職者の就労状況である。研修開始前後では福祉に興味が深かったとはいえないが、研修が進み、半ば頃から、福祉への関心が深まり、終了後には、福祉関係への就労が35%となっており、一般企業への就労22%を大きく引き離している。雇用能力開発機構委託ヘルパー研修は、職業能力開発の成果があったといえる。しかし、全体から、42%という未就労者があることは、大き

な問題である。(図9) また、就労の形態は、福祉関係では、パートタイム労働が75%も占めている。一般企業では、パートタイム労働が60%である。(図10)

福祉業界、特にヘルパーの雇用形態はパートタイム労働が圧倒的であり、不景気風が治まらない日本経済の中で、福祉、福祉とはいわれるが、実態は非常に厳しい状態にあるといえる。雇用形態が求職者の希望と求人側とで合わないのである。

研修開始直前の仕事は、福祉関係が1人(保育士)のみであったが、研修の半ば(1.5ヵ月後)の調査では、福祉関係への就業希望は、なんと、86.5%もあった。終了後3~4ヶ月後の就業状態は、全研修修了者の約57%が就労していた。就労した者の内訳は、福祉関係61%、一般企業は39%という状況であった。

就職率57%という数字は、決して高いとはいえない。研修修了後の3~4ヶ月の就業状況を見ると、有効回答68人中の就業者39人のうち、常勤は、12人のみであり、残り、27人は、パート、アルバイト、契約である。しかし、雇用能力開発機構のこの職業研修講座では、すべての研修のうち、全国平均約40%、当該市平均20%(全国で最下位)を大きく上回っている(H13の調査)。しかも同年、平成14年次の雇用能力開発機構のデータによると、(H15,9調査)回答のあった事業所のみで、情報系研修は45%、知識系(介護サービスを含む)45%の就職率(パート雇用も含む)であった。当該事業所は平均を12%も上回った就職率であった。

この理由としては、カリキュラム、講師陣、担当・コーディネーターの細かい努力等が考えられるが、紙面の都合から本稿では触れることが出来ない。

VII おわりに

専門学校・短期大学等の教育機関に対する社会的評価基準として、就職は重要な役割を果たしている。入学する学生も受験の難易度と同時に就職の機会を重視して学校を選ぶ。保護者にとっては就職率や就職状況に更に関心が深いのは当然である。

本稿では、福祉系の専門学校、短期大学、資格取得講座を終了した学生の就労状況について検討してきた。具体的には、社会福祉主事、ヘルパー1、2級取得の新卒学生についてのA専門学校は、教員の個人的な努力が大きかったこともあり、100%近く of 就職となった。しかし、一般企業への就職では、雇用に至ることが困難であった。その理由の1つとして、一般企業では予算の関係で福祉資格者の雇用枠が取れないことが挙げられる。なお、同専門学校新卒生のヘルパー1、2級資格取得者で、施設へ介護職としての就職は、非常にスムーズにできた。

次に、B短期大学で、保育士を取得した後、1年制介護福祉士を取得した者の就職は、ほぼ100%出来、介護職としての施設への就職は、比較的安定を示していると見られた。また、同校で2年制介護福祉士卒業生の施設への就職も8割以上であった。また、2000年4月に介護保険実施後、施設は、ますます不足の傾向にある。厚生労働省は個室化を打ち出しており、今後暫くは、介護職の需要は大きくは低下しないであろう。

新卒者における福祉施設への就職は一般企業に比べ現在まだ好調ではあるが、就職にかける教員の熱意がなければこのようなほぼ100%という状況にはならないであろう。これは、本稿・Ⅲで検討してきた求人倍率と充足率でも証明されている。

同校で保育士、幼稚園教諭を取得した者の就職は、少子化という社会情勢の中、担当教員が学生の個別指導やカリキュラムの工夫など前向きに積極的な努力を重ね、一般企業や同校介護福祉科への進学も含め9割以上の就職を実現させている。少子化の影響の他にB校特有の要因として性別の問題がある。保育士・幼稚園教諭資格取得校としては男女共学は珍しい中で、求人側は、女性優位という前時代的な姿勢を崩していないからである。また、学生は賃金のこともあり公立保育所を望むが、公立保育所では契約・パート職員などを要望しているというミスマッチも生じている。

最後に、C研修講座実施校について述べる。ヘルパー2級取得の中年・非自発的離職者は、福祉関係および一般企業全てで、57%の就労であり、そのうち、67%がパートタイムという厳しい状況であった。しかし、この数字は、当該市で同じくヘルパー研修を行っている事業所の平均就職率20%と比べれば、非常に高いものである。研修のカリキュラムや、就職への個別を含む指導などを担当する教員の努力に負うところが大きい。ヘルパーの業務には身体介護と家事援助があるが、家事援助の方が需要が圧倒的に多い。にもかかわらず、家事援助の重要な1つであり研修生も希望している「調理実習」が、A市のヘルパー2級講座のカリキュラムの中に入っていない。また、現場実習では社会福祉士の実習、介護福祉士の実習が優先され、ヘルパーの実習は一番最後の扱いになる。そういう中で、人権重視、プライバシーの尊重から、研修生が自宅に上がる事を拒絶する家庭も少なくない。現場実習では訪問介護同行訪問は、非常に厳しいものがある。まして最近では、同性介護の傾向がどの施設でも増えていることから、男性研修者の訪問介護同行訪問はさらに厳しい。各都道府県行政の担当課では、もう少しヘルパー研修の現場を勉強して、カリキュラム編成をしてもらいたいものである。

以上検討した結果、本稿初めに提起した「福祉関係の資格をとれば就労はたやすいのか」という問いかけに「No」と答えざるを得ない。本稿・Ⅲで述べてきたように、新卒者中心ではなく、社会人中心のデータではあるが、ハローワークでの一般企業の求人と福祉人材センターでの求人では、むしろ、福祉業界の求職の厳しさが確認された。本稿・事例3のように年齢が高い場合は特に厳しい。現在、就職状況が買い手市場になっており、求職者にとって厳しい状況であることは、程度の差はあるにせよ、福祉業界においても一般企業と同じであることが分かる。その要因として、資格の問題、年齢・性別の問題、就職活動の問題、カリキュラムの問題などが挙げられるのである。

資格の種類、つまり、介護福祉士やヘルパー1、2級の資格取得後の介護職の求職は新卒でしかも就職先を選ばなければ、比較的安易だが、保育士、幼稚園教諭の求職は非常に困難である。また、施設では介護保険後、人件費が厳しくなっていることから、介護福祉士よりもヘルパーを要望する傾向も出てきている。年齢については、新卒若年層は比較的就職がしやすいが、卒業が通常よりも遅れた学生やリカレント学生などの就職は楽ではない。容易に見当がつくが、中年の再就職については殊更に厳しいものがあつた。また、性別についてもヘルパーの男性中年者、保育所・幼稚園教諭の男子学生などは厳しくなっている。就職への実際の活動には学生はもちろん、教員の指導・努力も重要であることが各事例から明白になった。さらに本稿では紙面の関係上割愛させてもらったが、授業の中における就職ガイダンスやインターンシップなど就職に密着したカリキュラムや指導の工夫等も就労状況に影響を及ぼすものであると考えられる。

注

1)

①社会福祉施設の職員：

施設長、生活指導員、児童指導員、児童自立支援専門員、寮母、保育士、児童生活支援員、職業指導員、心理判定員、職能判定員、医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、栄養士、調理員、事務職員等

②在宅福祉に携わる人材：

訪問介護員（ホームヘルパー）、訪問看護員等

③福祉事務所の職員：

所長、査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、現業員、面接相談員、家庭相談員、嘱託医、事務職員等

④児童相談所、身体障害者更生相談所、婦人相談所、及び、知的障害者更生相談所の職員：

所長、児童福祉士、相談員、心理判定員、職能判定員、児童指導員、保育士、ケースワーカー、医師、保健師、看護師、事務職員等

⑤各種相談員：

身体障害者相談員、婦人相談員、知的障害者相談員、母子相談員

⑥社会福祉協議会の職員：

企画指導員（全国）、福祉活動指導員、（都道府県・指定都市）、福祉活動専門員（市町村）

2) その月に新たに福祉人材センター・バンクに登録（受付）をした求人

3) 求職登録の更新をした求職者と「純新規求職者」を合わせた求職者

4) その月に新たに福祉人材センター・バンクに登録をした求職者

5) 前月から未充足のまま繰り越された求人と「新規求人」の合計

6) 前月から繰り越して引き続き求職しているものと「新規求職者」の合計

7) 1人の求職者に対しどれだけの求人があるかを示す

8) その月に福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行なった求職者数

9) 福祉人材センター・バンクの紹介によりその月に就職が決まった求職者数

10) 求人のうち福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった（充足した）求人の割合を示す

文 献

厚生労働省（2002）『平成15年版厚生労働白書』ぎょうせい

厚生統計協会（2002）『国民の福祉の動向』廣済堂 247-248

総務省統計局（2003）『日本統計年鑑』大蔵省印刷局

三浦文夫（2001）『図説・高齢者白書2001年』全国社会福祉協議会

厚生省社会援護局施設人材課（1995）『「福祉人材確保のための基本指針」の解説』中央法規出版

小田兼三、古瀬徹編（1993）『明日の高齢者ケアNo. 8. 高齢者ケアの担い手』大洋社

日本労働研究機構編（1998）『リーディングス日本の労働7. 教育と能力開発』友人社

丹下博文『ひるむな中高年・超高齢社会をどう生きるか』大蔵省印刷局

北川隆吉 編著（1983）『高齢化社会シリーズ高齢化社会と労働』中央法規出版

井上憲一（1997）『起業家への挑戦 夢の扉を拓いた先駆者たち』社会批評社

韓民（1996）『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題』玉川大学出版局

総務庁行政監察局編（1995）『高齢化社会と支える看護・介護のマンパワーを確保するために』大蔵省印刷局

厚生省大臣官房政策課（1991）『21世紀を担う人々・保健医療・福祉マンパワー対策本部中間報告』中央法規出版

<Abstract>

Employment of Those Obtained Welfare Specialist Qualifications

Michi Yokoyama

It is generally concerned that the employment rate of those obtained qualifications related to Welfare is high even during economic recession in Japan. Is this argument valid? This study aims to elucidate the current employability of those who have obtained Welfare Specialist Qualifications (*fukushi senmon shikaku*).

The study examines the employment of those who have obtained Welfare Specialist Qualifications, elucidating the factors for the particular pattern of employment, and the problems relating to employment, if any. The selection of the analytical population is three-fold: (i) new graduates from specialist schools (*Senmon Gakko*) who have just obtained qualifications on chief social workers (*syakai fukushi syuji*), and the first- and secondly-graded helpers; (ii) new graduates from two-year collages (*Tanki Daigaku*) who have just obtained qualifications nursing specialists (*hoiku-shi*) and welfare care workers (*kaigo fukushi-shi*); and (iii) middle age people who left previous employers – not by layoff, but by their own decision – and who have completed training courses for the secondly-graded helpers.

The main findings of the study follow:

1. In the public sector, the employment rate for new graduates from specialist schools who have just obtained qualifications on the chief social workers, or the first- and secondly-graded helpers was high in 2003, showing nearly 100 percent employment rate. The figure of high employment relied upon teachers' support for students' employment. In contrast to the public sector, employment in private companies was problematic with no employment, which was related to budget constrain of the companies.
2. The employment rate for graduates from two-year collages who have just obtained qualifications on nursing specialists and welfare care workers was high in 2003, showing nearly 100 percent employment.
3. The employment rate for middle age group – who left previous employers by their own decision, and who have completed the training courses for the secondly-graded helpers – was relatively low, marking 57 percent of employment in 2003. Among the employed, 67 percent worked only on the part-time basis. These figures were related to not only age issue, but also some problems in the curriculum of training courses.

The study concludes that the employability of those who have obtained Welfare Specialist Qualifications is related to the types of qualifications they have obtained, age, and type of the institutions from which they graduated or were trained.

四国八十八ヶ所の靈驗その他の不思議現象について — 心霊科学的検討と考察 —

Miracles and Mysteries of Shikoku 88 Temples: Psychic Scientific Examination and View

渡 部 英 機

Hideki WATANABE

はじめに

今や四国遍路は花盛りというか、非常に多く見受けられる情景である。著者も2度ばかり経験し、その後、大島の島四国を1度経験した。参拝の人達は礼儀正しく、白装束に身を包んでいるのが殆どで、中には普通の服装での人も何人か見かけられた。一体、人はなぜにこのように、お参りするのだろうか。その理由は様々であろうが、やはり、神仏のお陰を求めるためというのが1番の理由ではなかろうか、と著者は考えていたが、そうではなく、自分自身の心の平安を求めるため・人生の意味を問うためとか、一生に一度は遍路を経験するのが生きてきた証であるとして、納経帳に印をもらったり、掛け軸に印をもらって軸を完成させるという、目に見える成果を目ざす場合も相当数あるようである。

著者は年来、インドの聖者でアバター（神の化神）と呼ばれているサティア・サイババについて研究してきたが、その超能力は真に人の想像を絶するものがあり、このことはサイババのことを知る殆どの人が認めているところである。他方、四国88ヶ寺にまつわる靈驗その他の不思議現象は、古くからの伝説にはじまって、現在でも病氣平癒お礼の献額があるとか、松葉杖その他身体障害者が用いていたと思われるものの奉納が、時折見受けられる。従って、これらはお陰を受けたことを証するものと考えられる。著者はこのような現象について、心霊科学（あるいは超心理学）的観点から合理的かどうか、検討と考察を試みたので報告する。引用・参考文献としては主に、『四国霊場88ヶ寺巡り、日曜遍路』（エス・ピー・シー出版）⁽¹⁾と『四国お遍路の歩き方～心身を癒す仏教健康法の旅』（朝倉光太郎、PHP出版）⁽²⁾を用いた。

検討と考察

第1番霊山寺：「弘法大師（以下、大師と記す）が21日間修法している時に、数多くの菩薩が1老師を囲んで熱心に法を聞いている光景を目の当たりにした。釈迦如来がインドの霊鷲山で説法されていた様子に余りに似ていたことから、インドの霊山を日本（和国）に移すという意味から名付けられた」⁽¹⁾が、由来の解説である。大師が修法中に見たというのは、修法をすることによって霊能力が高まり、数多くの菩薩と1老師を靈視したことを示すものと解釈され、大師は相当な霊能力を様々に発揮した方であることから考えて、可能

性はある。

第2番極楽寺：「大師が21日修業」⁽¹⁾、結願の日に阿弥陀如来が現れた、と伝えられている。これも大師による霊視であり、霊界の働きで阿弥陀如来が霊視されたのであろうと考えられる。「昔、この仏像からさす光が遠くの海まで達し、それに魚が驚き逃げてしまったので、不漁続きとなり、漁師達は困り、本堂の前に小山を築いて光を遮ったという伝承があり」⁽¹⁾は、信じがたい事柄である。というのは、通常、発光現象は霊媒の周辺に現れる交霊会の場合以外は、「火の玉、狐火等といわれるものがあるが、これは生物のエクトプラズムを利用して物質化現象と発光現象が同時に生起されるもの」⁽²⁾と考えられており、この光は伝承のような強烈な光ではないからである。漁師が不漁の原因を阿弥陀如来の光のせいとしてこじつけたのではないかと思われる。

安産大師の、「子宝に恵まれない人には子宝を授けてくれ、妊娠した女性には安産させてくれる、というご利益がある」との話は、真実とも虚説とも言えない事柄である。信仰の領域は、信じて願うならば相応にご利益があるものであり、これが信仰・祈りの不思議であり、この世、あの世全てが神仏の世界であると考えることによって、人の人生観・ものの考え方は一変してしまうものである。又、「大阪の女性が大師の夢のお告げによって、四国遍路を始めたが、ここにくると急に産気づいて・・・大師の再度のお告げによって、最後まで巡礼を続け、帰宅し、無事・・・」⁽¹⁾との逸話は、信仰深い女性の霊的体験として、尊重されてよい話である。長命杉には、「大師がこの寺を末永く守護せよとの祈りをこめて・・・お手植えされたといわれている」⁽¹⁾の話があり、「幹に触れれば長寿に、またその手で自分の悪いところをさすると忽ち平癒するといわれる」とのことであるが、大木には強い生命力があり、それが発教されているから、触れる人がそのエネルギーを得て元気になったり、病気が治ったりするのであり、霊的現象ではないと考えられる。

第3番金泉寺：「水不足で悩む住民の声をきき、大師が井戸を掘った。すると霊水がわきでた・・・」⁽¹⁾の伝説は、よくある話であり、高級な霊能者であった大師には、水脈を知る力があつたようである。この話は、サイババが掘った打ち抜き井戸の水が涸れないのと似ている。黄金の井戸の「この井戸を覗きこみ、影がはっきり映れば長寿、ぼやけていると短命」⁽¹⁾との言い伝えであるが、これはその人の背後霊の働きで、はっきり見えたり見えなかったりさせられるのではないかと推察される。

第4番大日寺：「蛤水といわれる白く濁った水が湧き出でいて、水を飲むと胃腸にいい・・・」⁽¹⁾は、霊的な効果というよりも、水の化学成分による効果であつたと考えられる。

第5番地藏寺：「淡島堂は万病を封じる神として知られている。それも『へちま加持』という、糸瓜に災厄を封じこめる・・・」⁽¹⁾は、封じこめる行者の霊的能力次第で、効果があつたりそうでなかったりする不思議な現象と考えられる。霊能力者による念力によって、様々な現象が現れることは古来から知られていることであり、胡瓜封じという加持はよく知られているが、ここでは糸瓜が用いられているのである。

第6番安楽寺：「昭和37年不治の病とされ医者にも見放されていた愛知県・・・水谷しずさん・・・が病氣平癒の願いをこめて霊場巡り・・・。その旅の途中に夫人の病氣はみるみる快癒してゆく・・・霊験を得て感謝し奉納した仏像」⁽¹⁾の本尊薬師如来の話は、すばらしい霊験の実話と考えられる。これは、大島島四国を巡拝した政治家池田勇人氏がお陰を頂いて、難治の皮膚病が不思議に治り総理大臣となった話を連想させる。

「願い棒修業」の願い方は、年令、氏名を言って般若心経を唱えながら右回りに回りお願いするものである。この祈りは確かに神仏・靈界に通じるものであろうが、その応答・効果はその人各人によって様々であろうことは、他の方法での祈り・願かけと同じと思われる。

第7番十楽寺：「訪れた大師が阿弥陀如来を感得し、」⁽¹⁾、楠で本尊を刻んだと伝えられている。この感得は信じられる事柄であるが、仏像を刻むのは相当の技能と時間を要することであり、仏像全体を大師が刻まれたのであろうかと訝りたくなる。他の寺院の仏像も、大師が刻まれたとの伝承が多くあるが、訝しく思われる。

第8番熊谷寺：大師が修行中、熊野権現が出現し、「長く衆生済度の礎とせよ」⁽¹⁾と告げ、1寸8分の金の観音菩薩像を授けたという。権現の出現は大師の靈視であろうが、金の観音像が授けられたのは、この像がどこからか物品移動されてきたのか物質化されたかであり、前者の方であったとしても珍しい現象であるが、真偽のほどはわからない。後者の現象はあまり見られないものであり、サイババが頻繁に行っているので、よく知られるようになった現象である。

第9番法輪寺：「昔、松葉杖なしでは歩けない人がこの寺に参拝にきた。参道の真ん中辺りで足が軽くなり、松葉杖なしでも歩け、ついには足が完治した」⁽¹⁾との伝説がある。信憑性の高い病氣平癒の靈驗である。これに類する靈驗は世界中の靈場（靈地・聖地）で知られているようである。やはり人間にとって、病氣平癒が一番身近な、有難い靈驗である。

第10番切幡寺：この寺の伝説は奇瑞である。「大師が巡錫中・・・機を織っていた娘が、織りかけていた布を惜しげもなく断ち切って差し出した。好意に感動した大師は千手観音を刻んで娘を得度させ、秘密灌頂を授けた。すると娘は忽ち即身成仏し、観音菩薩の姿になった」⁽¹⁾という縁起が伝わっている。この娘は菓子子の乱で島流しとなった母親から生まれた信仰心篤い心根の持ち主であったので、信仰心の在り方を民衆に教えるための物語として語られてきて、ついに後半部の、即身成仏して観音菩薩の姿になったという話に成長していったのではないかと推察される。もし娘が即身成仏した後、衆生済度のために活動したのであれば、何らかの伝説が残っているであろうが、この点が不明であるからである。通例、悟りを開いた聖者は、世の人々や弟子達に教えを説き、導きを行うものである。

第12番焼山寺：「大師が・・・杉の木の下で眠っていたところ、夢の中に阿弥陀様が現れ、周囲の異変ぶりを告げられた。目を覚ますと山は火の海、真言を唱えながら山を上ると、火が徐々に消えて行った。・・・岩窟から大蛇が姿を現し、その時、光と共に虚空蔵菩薩が現れ、その力を借りて大蛇を封じこめた・・・大師自ら3面大黒天を彫り、岩窟の上に安置して以来、天変地異が起こらなくなった。」⁽¹⁾との言い伝えがある。大師は夢で阿弥陀様を見たが、目を覚ましてからも靈視によって山の火の海を見られたのであり、大蛇もこの世のものでなく、それ故に、虚空蔵菩薩の力を借りて岩窟に封じこめたと思われ、密教の秘法によったのであろうが、現代心靈科学上でも想像しがたい情景であり、判りにくい仏教的伝説である。

第13番大日寺：「大師が・・・護摩修法を行っていると・・・大日如来が出現し『一字を建立せよ』と告げられた・・・」⁽¹⁾は、大師が大日如来を靈視したのかその声を靈聴したものと解釈される。通常、これら神仏の姿で出現する場合は、この世で聖者であったような高級靈であり、人の姿で靈視される場合は、先祖靈や身近な靈であると考えられる⁽⁴⁾。い

ざりの雪隠の「両足の不自由なお遍路さんが・・・雪隠へと行った。・・・不自由な両足が雪隠へ行ったところ立てるようになった」⁽¹⁾の話は、「12代和尚の時に実際あった出来事」とされており、本当の靈験であると思われる。

第14番常楽寺：「大師の修行中、弥勒菩薩が・・・」⁽¹⁾の伝説は、大師の靈視した光景と解釈できる。「大師が糖尿病に苦しむ老人に煎じて飲ませた」とされる霊木アララギは、現在も糖尿病に効果があることが知られており、大師の博識を示すものであり、靈験ではないと考えられる。

第15番国分寺：「大師が唐から招来した烏瑟沙摩(ウスサマ)明王は、悪を降伏させて・・・眼と下半身の病に靈験があるといわれている」^(1,2)が、その実例は伝えられていないようである。

第16番観音寺：本堂に松葉杖などが多くあるのは、いわゆるお陰を受けて病気や体がよくなった人が奉納したものであり、靈験があった証拠と考えられる。「女性が炎に包まれた額が掲げられているが、これは淡路島の女性が実際に境内の茶堂で炎に包まれたが、一命をとりとめたが、『実は仲の悪かった姑を柱に縛り付けて薪の燃え残りで叩いたことがある』と告白。大師からその戒めを受けたと深く反省し、この絵を奉納したのだという」⁽¹⁾。これは、いわゆる現世の悪いカルマを今世で消すことができた事例であり、女性の修業が実って、神仏あるいは大師の導きがあったと解釈できる実話と思われる。

第17番井戸寺：「この地域の水は濁っていて村人達が水不足に苦労していることを大師が哀れみ・・・杖で1夜のうちに井戸を掘られた・・・清水が湧きだした」という伝説がある⁽¹⁾。大師が水脈を掘りあてて井戸を掘った伝説はこの寺に限らず数多くあるが、それらが本当に大師の業績か大師に結びつけられたものかは定かではない。大師が水脈を探し掘り当てたことは本当であるらしく、この場合、独鈷(トッコ)と称される仏具を用いたとされている⁽³⁾。

第19番立江寺：「橋に白鷺が止まっている時に橋を渡ると、仏罰を受ける」⁽¹⁾そうであるが、仏様はそのようなことで罰を与える筈はなく、その時の事情で、橋を渡るのが危険であったので、そのような話ができたのであろう。黒髪堂の伝説「お京が密通相手と組んで夫を殺し、自害できず四国遍路を始めたが、この寺で黒髪が鐘の緒に絡み付いて離れなくなった。慌てて罪を懺悔すると、頭は頭皮まで鐘の緒に残ったものの、命は助かった。2人はその後出家して寺近くに住むようになった・・・」⁽¹⁾は、実際にあった不思議現象であると考えられ、罪深い人間を信仰心のある人間へと変容させた靈的現象で、靈界の働きによるものと考えられる。

第20番鶴林寺：鶴にまつわるこの寺の由来譚は、余りに空想的であり、心靈科学的にも信じがたい現象であるが、大師が鶴が守護する地藏菩薩の降臨を靈視して、その姿を彫刻した話⁽¹⁾は、有り得ないことと一概に否定もできない。「昔、伊三太という獵師が大猪に矢を放って射止めた。猪は本堂へ逃げこんだ。・・・本尊の地藏菩薩の胸に放った矢が刺さっていた・・・」という矢負地藏の伝説は、仏教の不殺生の教えを説くための創作物語であり、実話ではないであろうと推量される。

第21番太龍寺：捨心ヶ嶽は、大師が記憶力と判断力を身につけるために虚空蔵求聞持法という秘法を体得した場所といわれている。この法は虚空蔵菩薩の真言を1日2万回、数珠をくりながら唱えることを50日間続けるものである。精神集中と瞑想状態の中間の状態

で、数を数えながら、発音の難しい真言「ノウボウ アキャシャキャラバヤ オン アリ キャマリボリソワカ」を唱えることが、頭脳と精神力を鍛える結果となるのであろう。

第22番平等寺：「本堂には3台のいざり車が奉納されている。大正・昭和の時代に、医者に見放された足の不自由な人が巡礼の旅を始め、寺で靈驗を授かって足が治った・・・その記念として奉納されたもの」⁽¹⁾で、「他にも松葉杖などが奉納されている」は、本当に靈驗を授かった証拠の品と考えられる。

第23番薬王寺：厄除け祈願寺として勅命により開かれた寺である。厄除け、厄落としというものは1200年以上も前から伝承されている風習であり、33才、40才、60才などの厄年は平均的に人の一生の節目となっているので、それまでその人に憑いていた靈的なものを除霊・浄霊することによって、今後の人生に備えるのに役立つ、と考えられる。この方法として、神道系のお祓いや仏教系の修法などが知られている。

「本尊薬師如来にまつわる不思議な伝説・・・。文治4年(1188)の火災の時に焼失を免れるため、自ら玉厨子山に飛び去り、毎夜光を放っていた・・・。伽藍を再建し新しい薬師如来を安置したところ、飛び去っていた薬師如来が再び戻ってきて、新しい像の後ろに座られた」⁽¹⁾の話は、それほどに靈力の強い仏像であったならば、新しい像が安置される前に、既に住職の夢などで自分の所在を報せていたと推察されるので、実のところは、寺の伽藍再建後に、焼失したとされていた仏像が、どこからか寺に戻されることになったので、このような話が創作されたのであろうと推察される。

第24番最御崎寺：近くの御厨人窟(みくろど)は、大師がこもって修業をした洞窟で「空に輝く明星が飛来して大師の口の中に飛びこんだ」という話が残っている⁽¹⁾。修行中の靈的体験と考えられ、明星とは靈的な光ではなかったかと思われる。

第25番津照寺：本尊延命地藏菩薩(訖取地藏)の逸話として、「慶長7年(1602)、航海中の土佐藩初代山内一豊が室津沖で嵐に遭った時、一人の僧が現れて船を操ってくれた。翌日、僧を追って寺を訪れると、本尊の地藏菩薩はびしょぬれだった」の話と「寛保2年(1742)の大火の際にも、御本尊が僧の姿となって人々を救った」の話⁽¹⁾がある。これと似た話は神話や昔話として伝えられているものがあるが、この逸話の真偽は定かでない。サイババの場合は同時存在の奇跡として、彼が同時に別の場所に、その姿や別人の姿で現れて、人を助けた事実が知られている。

第26番金剛頂寺：1粒万倍の釜の伝説「大師が3合3勺の米を入れて炊いたところ、万倍にもふえた」⁽¹⁾は、新約聖書のイエス・キリストがパンをふやした話と似ており、サイババ、ベンカイア・スワミィの場合を連想させるが、真偽のほどは判じがたい。

第27番神峯寺：「北海道在住の女性が病の床につき危篤状態の時、夢に大師が現れて、女性に鐘楼の後ろから湧く水をのませてくれた。目覚めた女性は一命をとりとめ、その後、夢に見た場所をこの神峯寺で見つけた」⁽¹⁾の「神峯の水」の言い伝えがある。これは、信仰深い女性が見た靈夢であり、大師の救いの働きであると考えられる。つまり、心霊科学的には、死後も靈魂は生きて活動するとされており、大師によるこのような靈驗も、合理的なものとして肯定できる。

第31番竹林寺：明治の廃仏毀釈のあおりで荒廃した寺を再建した僧船岡芳信は、「ある女性との仲を疑われ、心外に思った船岡は自らの辜丸を切りとって信頼を回復した。彼を埋葬した場所には拝殿が建てられ・・・祈願すると・・・願いが叶うと伝えられている」⁽¹⁾

という。船岡僧は傑僧であり、潔白な方であったことからして、死後も高級な霊界で活動しているので、信者の願い事を叶えて下さると考えられる。

第33番雪蹊寺：「明治の名僧山本太玄・・・の弟子山本玄峰が裸足で遍路している途中、亡師太玄と出会い、『心眼を開け』のことばを授かった」⁽¹⁾という。これは現界の弟子への、霊界の師の訪れである。あるいは、玄峰僧が師の姿を霊視し、その声を霊聴したとも考えられる。パラマハンサ・ヨガナンダは、師シュリ ユクテスワルが死後に眼前に出現した時、体に触って話をしたことがよく知られているので、玄峰僧の体験も真実のことと思われる。

第35番清滝寺：「貞観3年（861）、平城天皇の第3皇子高岳法親王は大師の高弟であるが、大師のお告げを受けて来錫」⁽¹⁾と伝えられている。法親王はその後天竺に行く途中行方不明となったと言われているが、この大師のお告げが霊夢であったか霊聴であったか定かではないが、霊界からの大師の通信であったことは紛れもないものと思われる。

第37番岩本寺：大師に因んだ7不思議の伝説、

- 1) 大師の霊力で7回も花を咲かせ、3回も実ようになった栗の木
- 2) 大師が筆を植えると、筆にそっくりな草が生えたという「筆草」（コウボウムギ）
- 3) 磯の貝が桜の花びらになったという「桜貝」
- 4) 大師が娘の血を吸った蛭の口を封じた「口無し蛭」
- 5) 大師が巻貝の尖った部分を除いた「尻無し貝」
- 6) 大師が難産の女性に加持して安産させた「子安桜」
- 7) 大師が盗難よけの祈念をした「戸たてずの庄屋」

がある⁽¹⁾。この中で、本当に大師の霊力によってなされた可能性のあるのは、6)と7)である。他は自然の植物と動物を対象としており、民間の大師信仰にまつわる創作であると考えられる。

第39番延光寺：眼洗い井戸の伝説は「大師が水不足に困っている住人のために錫杖で地面を突いて水を出した」⁽¹⁾という話であるが、このことに関しては先に述べた。「梵鐘は、竜宮城から赤い亀が持ち帰ったもの」⁽¹⁾と言われているらしいが、赤海亀がこの地方の浜辺に産卵のために現れることから創作された話であろう。

第41番龍光寺：「大師はこの地で・・・五穀大明神に会い、その尊像を刻んで稲荷大明神として安置した・・・」⁽¹⁾と伝えられている。大師はこのような神を靈感で感じとったとしても、その像を刻んで完成させるには相当の月日が必要であるから、実際の像の作者は別人ではないかと思われる。このことは、大師が刻んだとされる仏像の殆どの場合に考えられることである。

第42番仏木寺：「大師が老人に勧められて、牛に乗っていると、楠の大木に宝珠が光っていた。その楠で大日如来を刻んだ」⁽¹⁾との伝説は、41番の伝説と似ており、創作的なお話がする。又、楠で仏像を刻むとしても、長期間を要することであるので、この点を考えても信じにくい話である。地元住民の信仰心と農耕に使う牛の話がうまくまざりあって出来上がった話かもしれない。

第45番岩屋寺：「大師がこの山を献上した法華仙人は、法華三昧を成就し、空を自由に飛ぶことができる神通力をもっていた」⁽¹⁾という。空を自由に飛ぶ仙人の話は数少なく珍しい。空中浮揚は、交霊会で起こることが知られているが、それは短時間である。幽体で一

瞬のうちに他の場所に現れる現象もあるが、法華仙人が肉体で自由自在に空を飛ぶことができたというのは、信じがたい話である。しかし、心霊科学によっても解明不可能な不思議現象もあるので、この話を完全に否定することはできない。⁽⁵⁾

第48番西林寺：杖の淵の伝説「大師が巡錫してきた際、この地はひどい旱魃にみまわれていた。大師は錫杖で水脈を探り当て、周辺の畑を潤した」⁽⁶⁾は、大師の水脈を見つける霊力を示した1例である。

51番石手寺：88ヶ寺の伝説中、最もよく知れ渡っているのがこの寺にまつわる衛門三郎の話である。「三郎が大師を求めて焼山寺で倒れた時、枕元に大師が現れ（これは現実の肉体の姿であったと考えられる）、彼の手に『衛門三郎』と記した石を握らせ、三郎は息を引き取った。その後、領主河野氏に男児が誕生したが、手を開かない。安養寺に願をかけると男児は手を開き、手には『衛門三郎』と記した石があった。この石は寺に納められた。この時より名は石手寺となった」⁽⁷⁾の部分が、大いに関心を引かれるところである。これは生まれ変わりを証する事柄である。生まれ変わりのことは、古来仏教では肯定されており、人が牛や馬にとかなや馬が人に生まれ変わるなどの話が、仏教説話には見られる。キリスト教では、通常生まれ変わりは肯定されていないが、4福音書中には、生まれ変わりとカルマの法則を肯定している会話がみられる。心霊科学では、生まれ変わりは肯定されており、事例の紹介や部分再生説、類魂再生説、個人再生説などがある。この伝説の三郎の再生は個人再生の事例である。「男児が手を開くと、『衛門三郎』と記した石があった」ことについてであるが、これは非常に不可解な現象である。母体中で受精した卵子は子宮に着床し、発生が進行し、胎児となって成長して誕生となる。その途中で、ある程度の大きさの石が母体の中に入り込むのは、考えにくいことである。また、その石は、嘗て大師が三郎の死に際に手に握らせたものなので、当時は土葬であるから、当然その墓所の死体の手に握られていたものである。その石が、大師の霊力によって、出産直後に物品移動されて男児の手中に入ったのであるならば、不可能なことではない。伝説がどこまで本当のことを伝えているのか判らないので、これらの解釈はあくまで推量でしかない。生まれ変わりの事例で、手や体に墨で名とか文字を記してから埋葬された人が再生した時、手や体にあざのように字のようなものが現れていて、その部分を前世の墓の土でこするとか、お経を唱えて水で拭き続けると段々そのあざが消えて行ったという話もある。いずれも、再生、それも個人再生を示す事例である。

第55番南光坊：「越智寛雄住職は讃岐の金比羅から勧請して持ち帰った分身を護摩堂に……。ある日、靈感を感じた住職は、その頃金比羅本殿付近で火事が起こっていることを聞く。本殿が焼けないようにと、洒水（しゃすい）を送り続けたところ、本殿手前で、火がとまったという」⁽⁸⁾は、聖者や霊能者が実際に行ったことが知られている超能力であり、この話も信憑性がある。

第57番栄福寺：「靈驗によって難病が平癒した少年遍路の奉納した松葉杖、箱車、コルセットなどが置かれている。少年は昭和8年この寺を訪れた際に、不注意で転んでしまった。体をしたたか打ちつけてしまったのだが、なぜかそのお陰で、それまで立たなかった足腰がすっかり治り、箱車を奉納して遍路を続けた」⁽⁹⁾という。靈驗とはこのように、不意に授かることがあるようである。自分の意識が病気のことから離れている時に霊界から作用の手が入り易くなり、効果が現れるのだろうか。サイババは信者の傷や病気を治す場合、

意識を傷から離すよう指示するようである。

第58番仙遊寺：「明治時代には宥蓮上人という高僧が・・・法力で人々の信仰を集める。上人は衆生済度の思いをこの世に残すべく、生きながら土中に埋まって入定した」⁽¹⁾と伝えられているので、上人の気高い意志は霊界でも続いているものと推察され、この墓所に参つて敬意を表して、導きを求めることができるだろう。

第60番横峰寺：「修行中の役の小角が、石鎚山頂で蔵王権現のお姿を見て・・・」は、霊視であろう。そして、大師もやはりその姿を霊視しているので、石鎚山は蔵王権現神と縁があると思われる。奉納額「広島県芦名郡駄家町の主婦淵上孝枝（当時33才）さんは昭和43年車の三重衝突に遇い命はとりとめたものの左半身不随、首が右にずれ頭が左肩につくほどにたおれ、医師にも見放された状態だった。叔母の強い勧めで四国巡拝…横峰寺をめざし鶏卵大の石をお大師様のお守り代わりと懐に入れ一心に念じていたところ、首の骨がぶつと大きな音をたてた。瞬間首が真っ直ぐになり・・・左腕も曲がるようになった。下山して懐に手を入れてみると石はなくなり、全く覚えのないきらきら光る真新しい五円硬貨が3枚入っていた」⁽²⁾。この後、「淵上さんはギプスを外し、首をふっても少しも不自由でない状態に回復した」「奇跡を得た淵上さんは仏門に入り、蛇円山真光寺住職として今日にいたっている」は、現代の奇跡即ち霊験物語の最高の1つである。

第61番香園寺：「大師が寺の麓にさしかかった時、一人の女性が難産で苦しんでいた。大師が・・・祈祷したところ玉のような男児が誕生」⁽¹⁾の伝説を起源として、この寺は子宝に恵まれることを願って参拝する人々が多い。子宝に恵まれた人が奉納した赤子の写真が本堂に夥しく飾られている。これは、祈願の効果を証するものである。

第62番宝寿寺：「国司越智公夫人が難産で苦しんでいた。大師が祈祷し境内の玉の井の水で加持すると、夫人は無事出産した」⁽¹⁾の故事がある。やはり大師の加持の効力即ち霊能力のすばらしさを示す話である。

第70番本山寺：「明治43年に住職であった頼富実毅僧正は・・・盲目だった頼富僧正は札所巡りの59番国分寺を出て歩く途中で、霊験を得て目が見えるようになり、その恩のために堂宇の復興に意欲をもやした」⁽¹⁾は、実際の霊験と思われる。「肉腫が頭にできていた宮崎県の女性の夢枕に大師が現れ、四国霊場を詣ることで治った」話⁽²⁾も、実際の病氣治癒の霊験であると思われる。「大阪の火事で焼け死んだ馬の霊が娘に祟ったのを、家族が代わりにご祈祷を受け、娘の病気が治った」⁽²⁾は、寺の住職の祈祷による遠隔からの除霊力によって、娘に憑いていた馬の霊が除霊され、娘が元気になった話である。このような除霊は、ある程度霊能力のある人はできるものであり、遠隔であっても可能であるので、実話と考えられる。

第76番金倉寺：「智証大師円珍は幼少の頃から靈感も強く、今でいう大霊能者だった」が、「5才の時、訶梨帝母尊が眼前に出現した」⁽¹⁾は、霊視されたものと思われる。また、「座禅の時に金色不動明王が出現し、『汝を守護する』と告げた」⁽²⁾は、高級霊がこのような姿で現れたのを霊視したのであろう。現在、毎年柴燈大護摩修業が行われ、一般参拝者も火渡りに参加できる。この場合、「必死で身を清める気持ちで渡って下さい。・・・怪しげな霊が憑いていても祓ってくれます」との住職の話⁽²⁾である。低級で怪しげな霊は浄化の火を恐れるはずであるから、そのような霊に憑かれている人が火渡りをすると、除霊される結果、体が軽くなった感じがするはずである。これは経験した人でないといわれない不思議なもの

である。

第77番道隆寺：「眼なおし薬師様」とされているのは、「丸亀京極藩京極左馬造公は、幼少の頃盲目だったが、当寺の薬師如来に祈願したところ全快した」ことからである⁽¹⁾。これも靈驗の最たるものであると考えられる。その後、「この殿は、眼科の達人となったが、死に際して、『我魂魄を道隆寺に留め世人を救わん』と誓願し、堂に祀られている」⁽¹⁾という。従って、公の魂即ち意識は、その誓願の通りの働きをするものと推量される。

第80番国分寺：「高松城主生駒一正が寺の梵鐘を時鐘にするために城に移したが、その後怪異が続出し、一正も病床に伏すようになったので、鐘を寺に戻した」⁽¹⁾との伝説がある。鐘には信者の思いの念がついているので、寺から鐘を出したことによって、そのような怪異な現象が現れたのであろう。人間の心、信仰心をおろそかに扱うべきでないことを示す靈的な伝説である。

第81番白峯寺：崇徳上皇崩御の3年後、西行法師が御廟所に詣で、上皇の御霊と歌を詠みかわしたという伝説がある⁽¹⁾。上田秋成の『雨月物語』にも載っている話である。西行法師が靈感か靈夢で、上皇と交信したことは、あり得ることである。

第82番根香寺：「大師は5つの峰に五智如来を感得し、五大明王を祀った」と言われている⁽¹⁾。感得とは、靈感によって得られた印象である。「牛鬼」という怪獣退治の伝説があり、牛のような角と牙をもち立っている像が門前にある。牛と猪が混ざった姿から推察して、怪獣とは大きな猪であったと思われる。「今から400年前、山田藏人高次は当時の千手観音を願をかけ、みごとに牛鬼を射止めた」のは、本当のことであろう。

第85番八栗寺：「不思議を現した修業僧中將坊が、大黒天に祀られている」⁽²⁾。現世で修行をつんだ修行者は、死後も人々を助け、願い事を叶えてくれる力を有していると考えられているのが、宗教の世界や心霊科学では常識であるから、神として中將坊が祀られているのも、うなずけることである。

第87番長尾寺：「境内に足を踏み入れようとすると、激しい吐き気や目眩をもよおし、どうしても入ることができない人が、年に数人はいる」そうである。⁽²⁾これは、その人の背後霊の波動と霊地の波動が合わないせいであろうと思われる。靈的なものであるから、敏感な人は感じるが、そうでない人は何ともない。これは、その人その人がもっている靈的雰囲気のようなものであり、霊媒体質の人は敏感に感じとるのである。

おわりに

寺院創建にまつわる話は遙か昔からの伝説であるから、信憑性は薄いのが、大師にまつわるものが多く、尊重されてきたであろうが、後世の人々によって創作されたり思えるものもあり、人々の信仰心を呼び起こすためや、寺を盛んにするために考え出されたものかもしれない。その真偽は心霊科学的に検討・考察しても、判別しがたいものが多い。

信仰とは元来、靈驗とか不思議を実体験したことから始まるであろうが、他者の体験記や教えからの場合もあるであろう。しかし、信仰にまつわる慣習や風習を他から教えられたり聞かされた場合、そのあり方に従うかどうかは、その人個々の理性（合理的精神）による考え方と判断に委ねられるであろう。著者が巡拝して印象に残っているのは、巡拝者達がお寺に参る場合、門前で頭を下げて挨拶することと、お寺を出て行く時に、ふり返っ

て頭を下げて挨拶をするふるまいであった。これは、霊域の神仏諸霊に対する礼儀として美しいものであり、著者もすぐにそれを見習うことにした。他方、巡拝者は橋の上では持っている金剛杖をつかないという風習がある。この風習の起こりは、番外札所「十夜ヶ橋」の伝説、「大師がこの橋の下で大寒の一夜を過ごし、あまりの寒さに一夜を十夜に感じた」からきているようで、橋の下には大師が今も休んでおられるかもしれないので、その眠りを邪魔しないよう杖をつかないのだそうである。十夜ヶ橋の上で杖をつかないのであれば理解できるが、全ての橋の上で杖をつかないとするのは、考えすぎとしか思えないことで、迷信の部類に入るものと考える。

神仏への現世の人々の関わりは、願望成就の願いが基本であろうが、八十八ヶ所霊場の歴史は古く、霊験・不思議現象の真偽等の解明は容易ならざるものもあり、管見の謗りを受けるものもあるかもしれないが、ひとまずここで筆を擱く。

最後に、資料と文献捜しでご協力頂いた、本学の八塚節也先生に対し、この場を借りて謝意を表します。

引用・参考文献

- (1) 四国八十八ヶ寺巡り～日曜遍路：エス・ピー・シー出版(1999)
- (2) 四国お遍路の歩き方～心身を癒す仏教健康法の旅：朝倉光太郎、PHP 研究所(1977)
- (3) 心霊研究辞典：春川栖仙、東京堂出版(1990)
- (4) Sai Baba and The World～Journey to God Part 2:J. Jagadeesan. Sri Sathya Sai Books & Publications Trust, India(1981)
- (5) TRANSFORMATION:Whitely Strieber, USA(宇宙からの啓示、成田睦子訳、扶桑社 P125、1995)
- (6) Autobiography of a Yogi:Paramahansa Yogananda, Jaico Publishing House, India(1989)
- (7) アバドゥータ リーラ、バガヴァン スリ ベンカイア スワミの生涯：P. スッバラマイヤ著、渡部英機訳、日本サイババ研究会(2002)
- (8) インドの聖者サイババの超能力について～心霊研究者はこう考える：渡部英機、人体科学第7巻第1号(1998)
- (9) 新・心霊科学事典～人類の本史のために：田中千代松、潮文社(1984)
- (10) スリ ベンカイア スワミの示した超能力と教えについて：渡部英機、今治明德短期大学紀要、26(2002)
- (11) The Light Shall Set You Free:Dr. Norma Milanovich, Dr. Shirley McCune, Athena Publishing, USA(1996)
- (12) We, The Arcturians(A True Experience);Dr. Norma Milanovich with Betty Rice & Cynthia Ploski, USA(1990)

編集委員

赤澤淳子
市川ひろみ
武田秀敏
真鍋誠子

執筆者紹介（執筆順）

赤澤淳子	今治明德短期大学	助教授
伊藤敏乃	今治明德短期大学	非常勤講師
小池美知子	今治明德短期大学	助教授
重成久美	今治明德短期大学	講師
野口学	今治明德短期大学	教授
濱島淑恵	今治明德短期大学	講師
三吉愛子	元今治明德短期大学	講師
原野弘子	今治明德短期大学	教授
河部清子	今治明德短期大学	助教授
阿野茂子	今治明德短期大学	講師
矢本眞貴子	今治明德短期大学	助教授
峯鍋誠子	今治明德短期大学	講師
真鍋誠子	今治明德短期大学	助教授
横山未知	今治明德短期大学	教授
渡部英機	今治明德短期大学	教授

平成16年3月26日 印刷
平成16年3月29日 発行

編集発行者 今治明德短期大学
今治市矢田甲688

印刷所 原印刷株式会社
今治市喜田村1-2-1

REPORTS OF RESEARCH

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No.28

CONTENTS

Marriage System and Gender Role in the Presentday JapanJunko AKAZAWA.....	1
The relation between the color of the clothes which junior college students and their consciousness for life, clothes and the elderlyToshino ITOU.....	15
A Study of Eurhythmics for Infant'sMichiko KOIKE.....	25
Practical-training program about communication method to autism for preschool teachers in charge of autistic children.Kumi SHIGENARI.....	35
School Sites in Ehime under the Air Raids.....Manabu NOGUCHI.....	47
The features and issues of Care support system in Ehime prefectureYoshie HAMASHIMA , Junko AKAZAWA and Aiko MIYOSHI.....	59
The Relationship of Breakfast and Health by The Survey on Health Condition of Junior College Students ...Eiko HARA , Hiromi KOUNO , Kiyoko ABE and Toshino ITOU.....	73
Effects of The Aptitude Test on Admitted Students of Welfare-careworker Trainingschool ...Sigeko YANO, Eiko HARA , Yoshie HAMASHIMA , Makiko MINEMOTO and Seiko MANABE.....	85
Employment of Those Obtained Welfare Specialist QualificationsMichi YOKOYAMA.....	93
Miracles and Mysteries of Shikoku 88 Temples : Psychic Scientific Examination and View.....Hideki WATANABE.....	107

March 2004

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE